

令04原機(も)111

令和4年7月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。

1. 変更の内容

平成3年5月13日付け3安(原規)第192号をもって認可を受け、参考資料1のとおり変更認可を受けた高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の記述を、別添の高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、変更箇所を示す記載は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 燃料体取出し作業完了に伴う燃料体取出し作業に関連する条文の見直し

廃止措置第1段階に定める燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料体取出し作業に関連する条文の削除及び変更を行う。

(削除する条文)

第71条、第71条の2

(変更する条文)

第10条、第67条の6、第68条、第72条、第75条

(2) 廃止措置第2段階への移行に伴う保安管理の内容及び保安管理体制の見直し

廃止措置第2段階への移行に伴い、廃止措置第2段階前半における保安管理の内容について規定するため、関連する条文の削除及び変更を行う。また、廃止措置第2段階以降に実施するナトリウム機器の解体準備、解体撤去作業等の廃止措置管理、施設運用管理及び施設管理業務を安全かつ確実に実施するため、もんじゅの保安管理体制の変更を行うことから、関連する条文の変更を行う。

(削除する条文)

第25条、第26条、第27条、第33条、第34条、第38条、第43条、第45条、第46条、第48条、第50条、第56条、第73条、第73条の2

(変更する条文)

第4条、第5条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第16条、第17条、第18条、第24条、第60条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第67条の2、第67条の3、第67条の4、第67条の6、第68条、第70条、第72条、第74条、第75条、第78条、第79条、第81条、第84条、第93条、第94条、第97条、第100条、第103条、第105条、第106条、

第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第116条、第117条、第118条、第119条

(3) その他変更

原子炉施設の施設運用管理に関する手順書に関する記載の変更及びその他表現の適正化を行う。

(変更する条文)

目次、第5条、第17条、第62条、第63条、第67条の4、第68条、第74条、第75条、第97条、第103条

3. 施行期日

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

以上

(空白)

高速増殖原型炉もんじゅ
原子炉施設保安規定 改正前後比較表
(改正箇所のみ記載)

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和4年4月1日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和 年 月 日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>日付の変更</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
目次	目次	
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 基本方針</p> <p>第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>第3条 品質マネジメントシステム</p> <p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 保安に関する組織</p> <p>第5条 職務</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p> <p>第6条 (削除)</p> <p>第7条 中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等</p> <p>第7条の2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第8条 もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第3節 <u>主任技術者</u></p> <p>第9条 <u>原子炉主任技術者の選任</u></p> <p>第10条 <u>原子炉主任技術者の職務</u></p> <p>第11条 (削除)</p> <p>第12条 (削除)</p> <p>第4章 廃止措置管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第13条 構成及び定義</p> <p>第14条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>第15条 原子炉施設の運転員の確保</p> <p>第15条の2 施設運用管理業務</p> <p>第16条 <u>巡視点検</u></p> <p>第17条 手順の作成</p> <p>第18条 引継</p> <p>第19条 (削除)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 基本方針</p> <p>第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>第3条 品質マネジメントシステム</p> <p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 保安に関する組織</p> <p>第5条 職務</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p> <p>第6条 (削除)</p> <p>第7条 中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等</p> <p>第7条の2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第8条 もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等</p> <p>第3節 <u>廃止措置主任者</u></p> <p>第9条 <u>廃止措置主任者の選任</u></p> <p>第10条 <u>廃止措置主任者の職務</u></p> <p>第11条 (削除)</p> <p>第12条 (削除)</p> <p>第4章 廃止措置管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第13条 構成及び定義</p> <p>第14条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>第15条 原子炉施設の運転員の確保</p> <p>第15条の2 施設運用管理業務</p> <p>第16条 巡視</p> <p>第17条 手順の作成</p> <p>第18条 引継</p> <p>第19条 (削除)</p>	<p>燃料体取出し作業完了後の廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者（以下「廃止措置主任者」という。）の任命に関する事項及びその職務を保安規定において明確にし、廃止措置主任者に廃止措置の保安の監督にあたらせる必要があることから、記載を変更する（以下、廃止措置主任者の変更理由については省略。）</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、「巡視点検」→「巡視」に修正</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
第20条 (削除)	第20条 (削除)	
第21条 (削除)	第21条 (削除)	
第22条 (削除)	第22条 (削除)	
第23条 (削除)	第23条 (削除)	
第24条 地震・火災等発生時の対応	第24条 地震・火災等発生時の対応	
第24条の2 電源機能喪失時等の体制の整備	第24条の2 電源機能喪失時等の体制の整備	
第2節 施設運用上の基準	第2節 施設運用上の基準	燃料体取出し作業完了に伴い、原子炉施設の安全に支障が生じる恐れがないことから、施設運用上の基準を削除
第25条 <u>ナトリウム純度管理</u>	第25条 (削除)	
第26条 <u>炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度</u>	第26条 (削除)	
第27条 <u>警報装置</u>	第27条 (削除)	
第28条 (削除)	第28条 (削除)	
第29条 (削除)	第29条 (削除)	
第30条 (削除)	第30条 (削除)	
第31条 (削除)	第31条 (削除)	
第32条 (削除)	第32条 (削除)	
第33条 <u>計測及び制御設備</u>	第33条 (削除)	同上
第34条 <u>ナトリウムの漏えい監視</u>	第34条 (削除)	同上
第35条 (削除)	第35条 (削除)	
第36条 (削除)	第36条 (削除)	
第37条 (削除)	第37条 (削除)	
第38条 <u>原子炉容器のナトリウム液位及び温度</u>	第38条 (削除)	同上
第39条 (削除)	第39条 (削除)	
第40条 (削除)	第40条 (削除)	
第41条 (削除)	第41条 (削除)	
第42条 (削除)	第42条 (削除)	
第43条 <u>外部電源</u>	第43条 (削除)	同上
第44条 (削除)	第44条 (削除)	
第45条 <u>非常用交流電源</u>	第45条 (削除)	同上
第46条 <u>ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</u>	第46条 (削除)	同上
第47条 (削除)	第47条 (削除)	
第48条 <u>非常用直流電源</u>	第48条 (削除)	同上
第49条 (削除)	第49条 (削除)	
第50条 <u>所内非常用母線</u>	第50条 (削除)	同上
第51条 (削除)	第51条 (削除)	
第52条 (削除)	第52条 (削除)	
第53条 (削除)	第53条 (削除)	
第54条 (削除)	第54条 (削除)	
第55条 (削除)	第55条 (削除)	
第56条 <u>1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度</u>	第56条 (削除)	同上
第57条 (削除)	第57条 (削除)	
第58条 (削除)	第58条 (削除)	
第59条 (削除)	第59条 (削除)	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第60条 <u>炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温</u></p> <p>第61条 施設運用上の基準の確認</p> <p>第62条 施設運用上の基準を満足しない場合</p> <p>第63条 施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <p>第64条 施設運用上の基準に関する記録</p> <p>第3節 異常時の措置</p> <p>第65条 異常時の基本的な対応</p> <p>第66条 異常時の措置</p> <p>第67条 異常収束後の措置</p> <p>第4節 廃止措置管理</p> <p>第67条の2 工事の計画及び実施</p> <p>第67条の3 工事完了の報告</p> <p>第67条の4 廃止措置計画の実施工程管理</p> <p>第67条の5 (削除)</p> <p>第5章 燃料管理</p> <p>第67条の6 定義</p> <p>第68条 新燃料の運搬</p> <p>第69条 (削除)</p> <p>第70条 新燃料の貯蔵</p> <p>第71条 <u>炉心構成要素等取替作業</u></p> <p>第71条の2 <u>燃料処理・貯蔵作業</u></p> <p>第72条 <u>照射済燃料等の貯蔵</u></p> <p>第73条 <u>破損のおそれのある燃料の検査</u></p> <p>第73条の2 <u>炉心構成要素の性能維持確認</u></p>	<p>第60条 燃料池の<u>水位及び水温</u></p> <p>第61条 施設運用上の基準の確認</p> <p>第62条 施設運用上の基準を満足しない場合</p> <p>第63条 施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <p>第64条 施設運用上の基準に関する記録</p> <p>第3節 異常時の措置</p> <p>第65条 異常時の基本的な対応</p> <p>第66条 異常時の措置</p> <p>第67条 異常収束後の措置</p> <p>第4節 廃止措置管理</p> <p>第67条の2 工事の計画及び実施</p> <p>第67条の3 工事完了の報告</p> <p>第67条の4 廃止措置計画の実施工程管理</p> <p>第67条の5 (削除)</p> <p>第5章 燃料管理</p> <p>第67条の6 定義</p> <p>第68条 新燃料の運搬</p> <p>第69条 (削除)</p> <p>第70条 新燃料の貯蔵</p> <p>第71条 <u>(削除)</u></p> <p>第71条の2 (削る)</p> <p>第72条 <u>使用済燃料等の貯蔵</u></p> <p>第73条 <u>(削除)</u></p> <p>第73条の2 (削る)</p>	<p>本条は廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、炉外燃料貯蔵槽については施設運用上の基準から削除</p> <p>また燃料池は燃料が貯蔵された状態であり廃止措置第2段階においても周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスク低減を目的に施設運用上の基準として規定</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、「炉心構成要素等取替作業」及び「燃料処理・貯蔵作業」に係る条文を削除</p> <p>第67条の6の変更に伴い、第72条の名称を変更</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、今後漏えい検査を実施しないことから条文を削除</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、今後新炉心構成要素の搬入及び炉心等への貯蔵がないことから、条文を削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第74条 使用済燃料の運搬</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理 第74条の2 基本方針 第75条 放射性固体廃棄物の管理 第75条の2 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 第76条 放射性液体廃棄物の管理 第77条 放射性気体廃棄物の管理 第78条 放出管理用計測器の管理 第79条 放出管理目標値を超えた場合の措置 第80条 頻度の定義</p> <p>第7章 放射線管理 第80条の2 基本方針 第1節 区域管理 第81条 管理区域の設定 第82条 管理区域内における区域区分 第83条 管理区域内における特別措置 第84条 管理区域への出入管理 第85条 管理区域出入者の遵守事項 第86条 保全区域 第87条 周辺監視区域 第2節 被ばく管理 第88条 放射線業務従事者の指定等 第89条 線量の評価 第90条 線量の管理目標値 第91条 管理区域内での作業 第92条 床、壁等の除染 第3節 線量当量率等の測定 第93条 線量当量率等の測定 第93条の2 平常時の環境放射線モニタリング 第94条 放射線計測器類の管理 第95条 防護具類の管理 第4節 物品移動の管理 第96条 管理区域外への移動 第97条 周辺監視区域外への持ち出し 第5節 健康管理 第98条 健康診断 第99条 就業上の措置等 第6節 協力会社の保安措置 第100条 協力会社の放射線防護 第101条 頻度の定義</p> <p>第8章 施設管理 第102条 (削除) 第103条 保守管理計画 第103条の2 (削除) 第103条の3 (削除)</p>	<p>第74条 使用済燃料の運搬</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理 第74条の2 基本方針 第75条 放射性固体廃棄物の管理 第75条の2 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 第76条 放射性液体廃棄物の管理 第77条 放射性気体廃棄物の管理 第78条 放出管理用計測器の管理 第79条 放出管理目標値を超えた場合の措置 第80条 頻度の定義</p> <p>第7章 放射線管理 第80条の2 基本方針 第1節 区域管理 第81条 管理区域の設定 第82条 管理区域内における区域区分 第83条 管理区域内における特別措置 第84条 管理区域への出入管理 第85条 管理区域出入者の遵守事項 第86条 保全区域 第87条 周辺監視区域 第2節 被ばく管理 第88条 放射線業務従事者の指定等 第89条 線量の評価 第90条 線量の管理目標値 第91条 管理区域内での作業 第92条 床、壁等の除染 第3節 線量当量率等の測定 第93条 線量当量率等の測定 第93条の2 平常時の環境放射線モニタリング 第94条 放射線計測器類の管理 第95条 防護具類の管理 第4節 物品移動の管理 第96条 管理区域外への移動 第97条 周辺監視区域外への持ち出し 第5節 健康管理 第98条 健康診断 第99条 就業上の措置等 第6節 協力会社の保安措置 第100条 協力会社の放射線防護 第101条 頻度の定義</p> <p>第8章 施設管理 第102条 (削除) 第103条 施設管理計画 第103条の2 (削除) 第103条の3 (削除)</p>	<p>表現の適正化</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第103条の4 設計管理 第103条の5 作業管理 第103条の6 定期事業者検査の実施</p> <p>第9章 非常時の措置</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第104条 非常事態の定義 第105条 非常事態対策組織 第106条 要員の確保 第106条の2 緊急作業従事者の選定 第107条 器材の整備 第108条 通報系統 第109条 非常時対処訓練</p> <p>第2節 初期活動</p> <p>第110条 通報 第111条 応急措置</p> <p>第3節 非常時における活動</p> <p>第112条 非常事態の発令 第113条 非常事態における活動 第113条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第114条 非常事態の解除</p> <p>第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置</p> <p>第115条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>第10章 保安教育</p> <p>第116条 所員への保安教育 第117条 協力会社従業員への保安教育</p> <p>第11章 記録及び報告</p> <p>第118条 記録等 第119条 報告</p> <p>附則</p>	<p>第103条の4 設計管理 第103条の5 作業管理 第103条の6 定期事業者検査の実施</p> <p>第9章 非常時の措置</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第104条 非常事態の定義 第105条 非常事態対策組織 第106条 要員の確保 第106条の2 緊急作業従事者の選定 第107条 器材の整備 第108条 通報系統 第109条 非常時対処訓練</p> <p>第2節 初期活動</p> <p>第110条 通報 第111条 応急措置</p> <p>第3節 非常時における活動</p> <p>第112条 非常事態の発令 第113条 非常事態における活動 第113条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第114条 非常事態の解除</p> <p>第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置</p> <p>第115条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>第10章 保安教育</p> <p>第116条 所員への保安教育 第117条 協力会社従業員への保安教育</p> <p>第11章 記録及び報告</p> <p>第118条 記録等 第119条 報告</p> <p>附則</p>	<p>以下、目次部分は 変更なし</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>	
<p>第1条～第2条の2（省略）</p>	<p>第1条～第2条の2（変更なし）</p>	
<p>第2章 品質マネジメントシステム</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム</p>	
<p>第3条（省略）</p>	<p>第3条（変更なし）</p>	
<p>第3章 保安管理体制</p>	<p>第3章 保安管理体制</p>	
<p>第1節 組織及び職務</p>	<p>第1節 組織及び職務</p>	
<p>（保安に関する組織）</p>	<p>（保安に関する組織）</p>	
<p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p>	<p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p>	
<p>2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。</p>	<p>2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。</p>	
<p>3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部（以下「各部」という。）に次長を置くことができる。</p>	<p>3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部（以下「各部」という。）に次長を置くことができる。</p>	
<p>（職務）</p>	<p>（職務）</p>	
<p>第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p>	<p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p>	
<p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括する。</p>	<p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括する。</p>	
<p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p>	<p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p>	
<p>(4) 管理責任者は、第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p>	<p>(4) 管理責任者は、第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p>	
<p>(5) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p>	<p>(5) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p>	
<p>(6) 安全管理部長は、もんじゅの原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務並びに本部の品質保証活動に係る業務を行う。</p>	<p>(6) 安全管理部長は、もんじゅの原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務並びに本部の品質保証活動に係る業務を行う。</p>	
<p>(7) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p>	<p>(7) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p>	
<p>(8) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理する。</p>	<p>(8) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理する。</p>	
<p>(9) 敦賀廃止措置実証本部長は、第10号から第12号までの業務を統括する。</p>	<p>(9) 敦賀廃止措置実証本部長は、第10号から第12号までの業務を統括する。</p>	
<p>(10) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p>	<p>(10) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p>	
<p>(11) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p>	<p>(11) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p>	
<p>(12) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p>	<p>(12) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p>	
<p>(13) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p>	<p>(13) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p>	
<p>(14) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p>	<p>(14) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p>	
<p>(15) 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）は、職務の遂行に当たって、各室部課員（廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をいう。以下同じ。）を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(15) 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）は、職務の遂行に当たって、各室部課員（廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をいう。以下同じ。）を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	
<p>(16) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p>	<p>(16) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p>	
<p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p>	<p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p>	<p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p>	
<p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p>	<p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p>	
<p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第13号までの業務を統括する。</p>	<p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第10号までの業務を統括する。</p>	
<p>(4) 安全・品質保証部長は、第14号から第16号までの業務を統括する。</p>	<p>(4) 安全・品質保証部長は、第11号から第13号までの業務を統括する。</p>	
<p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p>	<p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p>	<p>号番号の修正（全角へ修正）</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ（<u>廃止措置計画課長の所管業務を除く。</u>）、保守の計画及び管理（安全管理課長の所管業務を除く。）、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) <u>廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) <u>機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(9) <u>電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(10) <u>施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理（<u>燃料環境課長の所管業務を除く。</u>）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、<u>化学管理、炉心管理及び燃料管理（燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。）</u>に関する業務を行う。</p> <p>(16) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 第6号から第12号及び第14号から第17号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(19) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(20) 所長、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) <u>技術実証課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事、調査、研究及び開発に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) <u>設備保全課長は、原子炉施設の施設管理（安全管理課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(9) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、<u>燃料取扱作業及び放射性廃棄物管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(10) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(11) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(12) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理<u>及び化学管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(13) <u>施設保安課長は、燃料の輸送、燃料管理及びしゃへい体等の管理（施設管理課長の所管業務を除く。）並びに危機管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(14) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第6号から第9号及び第11号から第14号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(16) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(17) 所長、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>組織改編に伴う職務の変更（以下、組織改編に伴う職務の変更理由については省略）（以下、号番号修正）</p> <p>表現の適正化</p> <p>同上</p>
<p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p>	<p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p>	
<p>第6条～第7条の2（省略）</p>	<p>第6条～第7条の2（変更なし）</p>	
<p>（もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等）</p> <p>第8条 もんじゅにもんじゅ安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめもんじゅ安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、第7条第2項第2号及び第7条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、もんじゅ安全・品質保証推進会議において審議を必要とする以下の事項</p> <p>① 保安規定の変更</p> <p>② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項</p> <p>③ 廃止措置計画の変更</p> <p>④ 廃止措置管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑤ 燃料管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑥ 放射性廃棄物管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑦ 放射線管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑧ 施設管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑨ 非常時の措置に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑩ 改造の実施に関する事項</p> <p>⑪ 保安教育の年間計画の策定に関する事項</p> <p>⑫ 保全計画の策定及び見直しに関する事項</p>	<p>（もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等）</p> <p>第8条 もんじゅにもんじゅ安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめもんじゅ安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、第7条第2項第2号及び第7条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、もんじゅ安全・品質保証推進会議において審議を必要とする以下の事項</p> <p>① 保安規定の変更</p> <p>② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項</p> <p>③ 廃止措置計画の変更</p> <p>④ 廃止措置管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑤ 燃料管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑥ 放射性廃棄物管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑦ 放射線管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑧ 施設管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑨ 非常時の措置に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑩ 改造の実施に関する事項</p> <p>⑪ 保安教育の年間計画の策定に関する事項</p> <p>⑫ 保全計画の策定及び見直しに関する事項</p>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(3) その他、所長が必要と認めた事項</p> <p>3 もんじゅ安全・品質保証推進会議の委員長は所長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、<u>発電用原子炉主任技術者</u>（以下「<u>原子炉主任技術者</u>」という。）、各部長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 <u>主任技術者</u></p> <p>(<u>原子炉主任技術者の選任</u>)</p> <p>第9条 理事長は、<u>原子炉主任技術者</u>及び代行者を原子炉主任技術者免状を有する者であって、次のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者のうちから選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 <u>原子炉主任技術者</u>及び代行者の職位は、管理職以上とする。</p> <p>3 <u>原子炉主任技術者</u>が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び前項に基づき、改めて<u>原子炉主任技術者</u>を選任する。</p> <p>(<u>原子炉主任技術者の職務</u>)</p> <p>第10条 <u>原子炉主任技術者</u>は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、原子炉施設の廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 別表10-1に定める事項の確認において、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 別表10-2に定める関係課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 別表10-3に定める記録の記載内容を確認する。</p> <p>(6) 第119条の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(7) その他原子炉施設の廃止措置に関して、保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長は、<u>原子炉主任技術者</u>が原子炉施設の廃止措置に関し保安のためにする意見具申を尊重する。</p> <p>3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、<u>原子炉主任技術者</u>が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p> <p>第11条～第12条（省略）</p>	<p>(3) その他、所長が必要と認めた事項</p> <p>3 もんじゅ安全・品質保証推進会議の委員長は所長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、<u>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者</u>（以下「<u>廃止措置主任者</u>」という。）、各部長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 <u>廃止措置主任者</u></p> <p>(<u>廃止措置主任者の選任</u>)</p> <p>第9条 理事長は、<u>廃止措置主任者</u>及び代行者を原子炉主任技術者免状、<u>核燃料取扱主任者免状</u>のいずれかを有する者であって、次のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者のうちから選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>(5) <u>原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</u></p> <p>2 <u>廃止措置主任者</u>及び代行者の職位は、管理職以上とする。</p> <p>3 <u>廃止措置主任者</u>が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び前項に基づき、改めて<u>廃止措置主任者</u>を選任する。</p> <p>(<u>廃止措置主任者の職務</u>)</p> <p>第10条 <u>廃止措置主任者</u>は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、原子炉施設の廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 別表10-1に定める事項の確認において、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 別表10-2に定める関係課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 別表10-3に定める記録の記載内容を確認する。</p> <p>(6) 第119条の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(7) その他原子炉施設の廃止措置に関して、保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長は、<u>廃止措置主任者</u>が原子炉施設の廃止措置に関し保安のためにする意見具申を尊重する。</p> <p>3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、<u>廃止措置主任者</u>が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p> <p>第11条～第12条（変更なし）</p>	<p>「もんじゅの廃止措置段階における保安規定認可の審査に関する考え方」に基づき、修正</p> <p>「もんじゅの廃止措置段階における保安規定認可の審査に関する考え方」に基づき、追加</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第4章 廃止措置管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第13条 <u>本章における原子炉の状態の定義は、別表13のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>第2節における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う検査</p> <p>(3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*¹に要求される措置</p> <p>3 <u>本章において、主要な用語の定義は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>「炉心構成要素」とは、燃料、制御棒集合体、中性子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。</u></p> <p>(2) <u>「炉心構成要素等」とは、炉心構成要素及び模擬炉心構成要素をいう。</u></p> <p>(3) <u>「炉心構成要素等取替作業」とは、模擬炉心構成要素、中性子しゃへい体又は固定吸収体を炉外燃料貯蔵槽から取り出し原子炉へ装荷する作業又は炉心構成要素等を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業をいう。</u></p> <p>(4) <u>「燃料処理・貯蔵作業」とは、炉心構成要素等を炉外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上で燃料池に貯蔵する作業、燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業又は炉外燃料貯蔵槽若しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行う作業をいう。</u></p> <p>(5) <u>「速やかに」とは、可能な限り短時間で要求される措置を実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、要求される措置を組織的に*²実施する準備が整い次第という意味である。ただし、複数の「速やかに」実施することを要求される措置がある場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</u></p> <p>(6) <u>「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。</u></p> <p>*1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、関係課長、当直長が第61条及び第62条の規定に基づき判断した場合をいう。</p> <p>*2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)</p> <p>第14条 <u>原子炉の運転停止に関する恒久的な措置として、当直長は、毎日1回、次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>「原子炉のモードスイッチを「運転」又は「起動」に切り替えできない状態」が継続していること</u></p> <p>(2) <u>「制御棒と制御棒駆動軸が切り離されている状態」が継続していること</u></p> <p>(原子炉施設の運転員の確保)</p> <p>第15条 施設管理課長は、原子炉施設の運転員を確保する。なお、原子炉施設の運転員とは、別表116-1で定める保安教育のうち、原子炉施設の廃止措置に必要な教育を受けた者をいう。</p> <p>2 施設管理課長は、原子炉施設の廃止措置に当たって、前項で定める者の中から、1直当たり別表15-1に定める人数の者をそろえ、4直以上を編成する。また、別表15-1に定める人数のうち1名は当直長とする。</p> <p>3 当直長は、次号のいずれかの経験を有すると認められる者で、もんじゅで行う運転責任者の認定試験に合格した者の中から理事長が選任した者とする。</p> <p>(1) 原子炉施設の建設、運転、保守、廃止措置等の業務の経験年数が3年以上の者でかつそのうち2年以上のもんじゅの運転若しくは廃止措置経験を有する者、又はこれと同等以上の経験を有すると認められる者</p> <p>4 当直長は、第2項で定める者のうち、別表15-2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。</p> <p>(施設運用管理業務)</p> <p>第15条の2 当直長は、廃止措置の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持すると</p>	<p style="text-align: center;">第4章 廃止措置管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第13条 第2節における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う検査</p> <p>(3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*¹に要求される措置</p> <p>2 <u>本章において、主要な用語の定義は、次のとおりとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) <u>「速やかに」とは、可能な限り短時間で要求される措置を実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、要求される措置を組織的に*²実施する準備が整い次第という意味である。ただし、複数の「速やかに」実施することを要求される措置がある場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</u></p> <p>(2) <u>「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。</u></p> <p>(3) <u>「新燃料」とは、原子炉で照射されていない燃料をいう。</u></p> <p>*1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、関係課長、当直長が第61条及び第62条の規定に基づき判断した場合をいう。</p> <p>*2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)</p> <p>第14条 <u>施設管理課長は、原子炉内に燃料を装荷しない措置として、新燃料移送機側案内管を閉鎖する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>施設管理課長は、新燃料の放射線測定を実施する場合、廃止措置主任者の確認を得て、前項の措置を解除することができる。</u></p> <p>(原子炉施設の運転員の確保)</p> <p>第15条 施設管理課長は、原子炉施設の運転員を確保する。なお、原子炉施設の運転員とは、別表116-1で定める保安教育のうち、原子炉施設の廃止措置に必要な教育を受けた者をいう。</p> <p>2 施設管理課長は、原子炉施設の廃止措置に当たって、前項で定める者の中から、1直当たり別表15-1に定める人数の者をそろえ、4直以上を編成する。また、別表15-1に定める人数のうち1名は当直長とする。</p> <p>3 当直長は、次号のいずれかの経験を有すると認められる者で、もんじゅで行う運転責任者の認定試験に合格した者の中から理事長が選任した者とする。</p> <p>(1) 原子炉施設の建設、運転、保守、廃止措置等の業務の経験年数が3年以上の者でかつそのうち2年以上のもんじゅの運転若しくは廃止措置経験を有する者、又はこれと同等以上の経験を有すると認められる者</p> <p>4 当直長は、第2項で定める者のうち、別表15-2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。</p> <p>(施設運用管理業務)</p> <p>第15条の2 当直長は、廃止措置の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持すると</p>	<p>燃料体取出し作業完了に伴い、「原子炉の状態の定義」を削除（以下、項番号修正）</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、燃料以外を放射性固体廃棄物管理とし、「炉心構成要素」、「炉心構成要素等取替作業」、「燃料処理・貯蔵作業」の定義を削除（以下、削除に伴う番号修正）</p> <p>新燃料の定義を追加（第14条の改正による）</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置として、原子炉内に燃料を装荷しない措置（新燃料移送機側案内管の措置）を明文化</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>もに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 施設運用操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>b. 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>c. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 当直長は、中央制御室における監視、<u>第16条の巡視点検</u>によって、施設の運転監視を実施し、その結果、設備故障があれば関係課長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、関係課長の依頼に基づき、<u>第1号 a. による施設運用操作</u>を実施する。また、関係課長は、当直長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(<u>巡視点検</u>)</p> <p>第16条 当直長は、毎日1回以上原子炉施設（アニュラス内、窒素ガス供給系設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域を除く。）を<u>巡視し、別表16に定める維持すべき原子炉施設¹について点検を行う。</u>実施においては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。</p> <p>2 当直長は、1ヶ月に1回以上、原子炉施設のうち、窒素ガス供給系設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域（アニュラス内、<u>第26条及び第56条で定める区域は除く。</u>）を<u>巡視し、点検を行う。</u>実施においては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。</p> <p>*1：<u>廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。以下同じ。</u></p> <p>(<u>手順の作成</u>)</p> <p>第17条 施設管理課長は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を作成する。</p> <p>(1) <u>巡視点検手順書</u></p> <p>(2) <u>異常時運転手順書</u></p> <p>(3) <u>故障時運転手順書</u></p> <p>(4) <u>警報処置手順書</u></p> <p>(5) <u>設備別運転手順書</u></p> <p>(6) <u>定期試験手順書</u></p> <p>(7) <u>定例試験手順書</u></p> <p>2 施設管理課長は、前項で定める原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を制定・改定・廃止する場合、<u>廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認</u>を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(<u>引継</u>)</p> <p>第18条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐに当たり、所定の<u>鍵、運転日誌及び運転記録</u>を引き渡し、<u>運転状況</u>を申し送る。</p> <p>第19条～第23条（省略）</p> <p>(<u>地震・火災等発生時の対応</u>)</p> <p>第24条 当直長は、地震・火災発生時は次の措置を講じ、施設管理課長に報告する。</p> <p>(1) もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の損傷</p>	<p>もに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 施設運用操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>b. 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>c. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 当直長は、中央制御室における監視、<u>第16条の巡視</u>によって、施設の運転監視を実施し、その結果、設備故障があれば関係課長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、関係課長の依頼に基づき、<u>第1号 a. による施設運用操作</u>を実施する。また、関係課長は、当直長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(<u>巡視</u>)</p> <p>第16条 当直長は、毎日1回以上原子炉施設（アニュラス内、窒素ガス供給系設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域を除く。）を<u>巡視する。</u>実施においては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。</p> <p>2 当直長は、1ヶ月に1回以上、原子炉施設のうち、窒素ガス供給系設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域（アニュラス内、<u>1次ナトリウムを含む機器・配管が置かれている各室、炉外燃料貯蔵槽室等¹は除く。</u>）を<u>巡視する。</u>実施においては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。</p> <p>*1：<u>炉外燃料貯蔵槽室等とは、炉外燃料貯蔵槽室、EVST1次オーバーフロータンク室、EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上ポンプ室、EVST1次純化系室及びEVST1次コールドトラップ室をいう。</u></p> <p>(<u>手順の作成</u>)</p> <p>第17条 施設管理課長は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を作成する。</p> <p>(1) <u>巡視に関する事項</u></p> <p>(2) <u>警報発生時の措置に関する事項</u></p> <p>(3) <u>異常時の措置に関する事項</u></p> <p>(4) <u>原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</u></p> <p>(5) <u>定期的に実施する試験に関する事項</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 施設管理課長は、前項で定める原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を制定・改定・廃止する場合、<u>廃止措置部長及び廃止措置主任者の確認</u>を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(<u>引継</u>)</p> <p>第18条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐに当たり、所定の<u>鍵及び運転日誌</u>を引き渡し、<u>施設運用状況</u>を申し送る。</p> <p>第19条～第23条（変更なし）</p> <p>(<u>地震・火災等発生時の対応</u>)</p> <p>第24条 当直長は、地震・火災発生時は次の措置を講じ、施設管理課長に報告する。</p> <p>(1) もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の損傷</p>	<p>表現の適正化（全角に修正）</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、「巡視点検」→「巡視」に修正</p> <p>同上</p> <p>性能維持施設に関係なく、全施設を巡視することから、性能維持施設の記載について削除</p> <p>第26条及び第56条の条項削除に伴い、対象となる部屋名を追記</p> <p>手順書名を削除し、廃止措置管理に関する事項へ記載を修正</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、第118条で要求されていた運転記録が対象外となることから運転記録を削除するとともに、表現を適正化（「運転状況」→「施設運用状況」）</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努める。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の報告を受けた場合、所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び<u>廃止措置部長</u>に報告する。</p> <p>3 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 施設保安課長は、もんじゅから消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 施設保安課長は、初期消火活動を行うため、別表24に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 当直長は、第16条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 安全管理課長、施設保安課長、管理課長及び当直長は、もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認する。当直長は、その結果を施設管理課長に報告する。施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、その結果を所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び各部長に報告する。</p> <p>(7) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>4 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、施設管理課長に連絡する。</p> <p>5 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び各部長と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*1：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努める。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の報告を受けた場合、所長、<u>廃止措置主任者</u>及び<u>廃止措置部長</u>に報告する。</p> <p>3 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 施設保安課長は、もんじゅから消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 施設保安課長は、初期消火活動を行うため、別表24に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 当直長は、第16条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 安全管理課長、施設保安課長、管理課長及び当直長は、もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認する。当直長は、その結果を施設管理課長に報告する。施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、その結果を所長、<u>廃止措置主任者</u>及び各部長に報告する。</p> <p>(7) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>4 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、施設管理課長に連絡する。</p> <p>5 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、所長、<u>廃止措置主任者</u>及び各部長と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*1：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	
<p>第24条の2 (省略)</p>	<p>第24条の2 (変更なし)</p>	
<p>第2節 施設運用上の基準</p>	<p>第2節 施設運用上の基準</p>	
<p>(ナトリウム純度管理)</p>		
<p>第25条 当直長は、1次、2次冷却材及び炉外燃料貯蔵槽冷却材のナトリウムの純度が別表25-1の管理目標値に保たれていることを別表25-2の頻度で確認する。</p>	<p>第25条 (削除)</p>	
<p>2 ナトリウム純度が直接確認できない場合、アルゴンガス純度をもって前項を確認する。</p>		
<p>3 当直長は、別表25-1の管理目標値を満足しない場合、管理目標値内に回復するよう努めるとともに、その旨を施設管理課長に報告する。</p>		
<p>(炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度)</p>		
<p>第26条 炉外燃料貯蔵槽室、炉外燃料貯蔵槽冷却室等の部屋 (別表26-1で定める放射性のナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋) の酸素濃度 (以下「各部屋の酸素濃度」という。) は、別表26-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p>	<p>第26条 (削除)</p>	
<p>2 各部屋の酸素濃度が前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>		
<p>(1) 当直長は、1週間に1回、各部屋の酸素濃度を確認する。</p>		
<p>3 当直長は、各部屋の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表26-2の措置を講じる。</p>		
<p>(警報装置)</p>		
<p>第27条 警報装置から発せられる警報について、別表27に定める警報の機能が維持されていることを施設運用上の基準*1とする。</p>	<p>第27条 (削除)</p>	
<p>2 当直長は、1日に1回、別表27に定める警報が発報することを確認する。</p>		
<p>3 当直長は、警報の機能が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、速やかに次の各号の措置を</p>		<p>同上</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p><u>実施する。</u></p> <p>(1) <u>機能が維持されていない警報について、関連計器の指示値や現場確認をもって代替監視する。</u></p> <p>(2) <u>関係課長に連絡し、維持されていない警報に関連する作業を中止（ただし、作業を中止することにより、安全が確保できない場合を除く。）させ、警報の機能を回復させる。</u></p> <p>*1：<u>点検作業等により、警報の機能が維持できない場合、第3項第1号の措置を実施することで施設運用上の基準を満足している</u>とみなす。</p> <p>*2：<u>警報表示灯が点灯しない場合は、警報表示灯の交換を行い警報表示灯が点灯することを確認する。警報表示灯を交換し、警報表示灯が点灯することを確認するまでの期間は施設運用上の基準を満足している</u>とみなす。</p> <p>第28条～第32条（省略）</p>	<p>第28条～第32条（変更なし）</p>	
<p><u>(計測及び制御設備)</u></p> <p>第33条 <u>次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>(1) <u>ディーゼル発電機起動計装</u></p> <p>2 <u>計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を実施する。関係課長は、その結果を所管部長に報告し、施設管理課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表33-2の措置を講じる。</u></p>	<p>第33条 <u>(削除)</u></p>	<p>本条は、廃止措置第1段階で原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除 同上</p>
<p><u>(ナトリウムの漏えい監視)</u></p> <p>第34条 <u>ナトリウムの漏えい監視は別表34-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>2 <u>ナトリウムの漏えい監視が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>当直長は、別表34-1に示すナトリウム漏えい監視装置により、連続して、ナトリウムの漏えいがないことを確認する。</u></p> <p>3 <u>当直長は、ナトリウムの漏えい監視が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表34-3-1、別表34-3-2又は別表34-3-3の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、別表34-3-1、別表34-3-2又は別表34-3-3の措置を講じる。</u></p> <p>第35条～第37条（省略）</p>	<p>第34条 <u>(削除)</u></p> <p>第35条～第37条（変更なし）</p>	<p>同上</p>
<p><u>(原子炉容器のナトリウム液位及び温度)</u></p> <p>第38条 <u>原子炉容器に燃料が貯蔵されている期間において、原子炉容器のナトリウム液位及び温度は、別表38-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>2 <u>原子炉容器のナトリウム液位及び温度が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度を1日に1回確認する。</u></p> <p>3 <u>当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表38-2の措置を講じるとともに、施設管理課長へ連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件B又は条件Dに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</u></p>	<p>第38条 <u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>
<p>第39条～第42条（省略）</p> <p><u>(外部電源)</u></p> <p>第43条 <u>外部電源は別表43-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>2 <u>外部電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>当直長は、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線の電圧が確立していることを確認する。</u></p> <p>3 <u>当直長は、外部電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表43-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡す</u></p>	<p>第39条～第42条（変更なし）</p> <p>第43条 <u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p><u>る。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</u></p> <p>第44条 (省略)</p> <p><u>(非常用交流電源)</u></p> <p>第45条 <u>非常用交流電源は別表45-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>2 <u>非常用交流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>電気保全課長は、定期事業者検査時に、ディーゼル発電機が電圧 6900±345V 及び周波数 60±3Hz で運転可能であることと確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</u></p> <p>(2) <u>施設管理課長は、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機を起動させ、無負荷運転時の電圧 6900±345V 及び周波数 60±3Hz であること、並びに引き続き非常用高圧母線に並列できることを確認する。</u></p> <p>(3) <u>施設管理課長は、1ヶ月に1回、燃料デイトンク貯油量 (保有油量) が11.17kl 以上であることを確認する*1。</u></p> <p>3 <u>当直長は、非常用交流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表45-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</u></p> <p>*1：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	<p>第44条 (変更なし)</p> <p>第45条 <u>(削除)</u></p>	<p>本条は、廃止措置第1段階で原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p>
<p><u>(ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気)</u></p> <p>第46条 <u>ディーゼル発電機毎の燃料油、潤滑油及び起動用空気は、別表46-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>2 <u>施設管理課長は、1ヶ月に1回、第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機について施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>燃料貯蔵タンクの油量が215kl 以上であることを確認する。</u></p> <p>(2) <u>潤滑油サンプタンクの油量が1.57kl 以上であることを確認する。</u></p> <p>(3) <u>空気だめ圧力が2.16MPa 以上であることを確認する。</u></p> <p>3 <u>当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表46-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の措置を講じる。</u></p>	<p>第46条 <u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>
<p>第47条 (省略)</p> <p><u>(非常用直流電源)</u></p> <p>第48条 <u>非常用直流電源 (蓄電池及び充電器) は、別表48-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>2 <u>非常用直流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>電気保全課長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</u></p> <p>(2) <u>施設管理課長は、1週間に1回、要求される非常用直流電源 (蓄電池及び充電器) について、浮動充電時の蓄電池端子電圧が117.6V 以上であることを確認する。</u></p> <p>3 <u>当直長は、非常用直流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表48-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</u></p>	<p>第47条 (変更なし)</p> <p>第48条 <u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>
<p>第49条 (省略)</p> <p><u>(所内非常用母線)</u></p> <p>第50条 <u>所内非常用母線は別表50-1に定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p>2 <u>所内非常用母線が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>当直長は、1週間に1回、要求される非常用高圧母線、非常用低圧母線、安全系直流母線及び安全系交流無停電電源母線が受電されていることを確認する。</u></p> <p>3 <u>当直長は、所内非常用母線が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表50-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は、燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</u></p>	<p>第49条 (変更なし)</p> <p>第50条 <u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第51条～第55条（省略）</p> <p><u>（1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度）</u></p> <p>第56条 <u>1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度（以下「各室の酸素濃度」とする。）は、別表56-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p><u>2 各室の酸素濃度が、前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>（1）当直長は、1週間に1回、各室の酸素濃度を確認する。</u></p> <p><u>3 当直長は、各室の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表56-2の措置を講じる。</u></p> <p>第57条～第59条（省略）</p> <p><u>（炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温）</u></p> <p>第60条 <u>炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p><u>2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>（1）当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。</u></p> <p><u>3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</u></p> <p>第61条（省略）</p> <p><u>（施設運用上の基準を満足しない場合）</u></p> <p>第62条 <u>施設運用上の基準を満足しない場合とは、関係課長、当直長が、第2節で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。</u></p> <p><u>2 関係課長、当直長は、第2節各条の第2項で定める検査が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を行う。</u></p> <p><u>3 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、施設管理課長に連絡する。</u></p> <p><u>4 関係課長、当直長は、系統・設備の維持、確認のための計画的な点検・保守*1を行うことにより施設運用上の基準を満足しなくなる場合は、該当する条文の第3項で定める要求される措置を行う。このとき、施設運用上の基準を満足しないとはみなさない。なお、点検・保守の期間が第3項に定める完了時間を超過した場合は、当該完了時間内に達成できない場合に要求される措置を実施する。</u></p> <p><u>5 関係課長、当直長は、ある施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に、該当する条文の施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における施設運用上の基準を満足していないとはみなさない。</u></p> <p>*1：系統・設備の維持、確認のための計画的な点検・保守とは、次のものをいう。</p> <p>① 事故・故障等の水平展開として実施する点検・保守</p> <p>② 施設運用上の基準を逸脱し、要求される措置の実施完了後に実施する点検・保守</p> <p>③ 第17条第6号及び第7号で定める手順にしたがって実施する検査</p> <p><u>（施設運用上の基準を満足しない場合の措置）</u></p> <p>第63条 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置</p>	<p>第51条～第55条（変更なし）</p> <p>第56条 <u>（削除）</u></p> <p>第57条～第59条（変更なし）</p> <p><u>（燃料池の水位及び水温）</u></p> <p>第60条 <u>燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、燃料池の水位及び水温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p><u>2 燃料池の水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>（1）当直長は、1週間に1回、燃料池の水位及び水温が別表60-1で定める値であることを確認する。</u></p> <p><u>3 当直長は、燃料池の水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講じる。</u></p> <p>第61条（変更なし）</p> <p><u>（施設運用上の基準を満足しない場合）</u></p> <p>第62条 <u>施設運用上の基準を満足しない場合とは、関係課長、当直長が、第2節で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。</u></p> <p><u>2 関係課長、当直長は、第2節各条の第2項で定める検査が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を行う。</u></p> <p><u>3 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、施設管理課長に連絡する。</u></p> <p><u>4 関係課長、当直長は、系統・設備の維持、確認のための計画的な点検・保守*1を行うことにより施設運用上の基準を満足しなくなる場合は、該当する条文の第3項で定める要求される措置を行う。このとき、施設運用上の基準を満足しないとはみなさない。なお、点検・保守の期間が第3項に定める完了時間を超過した場合は、当該完了時間内に達成できない場合に要求される措置を実施する。</u></p> <p><u>5 関係課長、当直長は、ある施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に、該当する条文の施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における施設運用上の基準を満足していないとはみなさない。</u></p> <p>*1：系統・設備の維持、確認のための計画的な点検・保守とは、次のものをいう。</p> <p>① 事故・故障等の水平展開として実施する点検・保守</p> <p>② 施設運用上の基準を逸脱し、要求される措置の実施完了後に実施する点検・保守</p> <p>③ 第17条第1項第5号で定める手順にしたがって実施する検査</p> <p><u>（施設運用上の基準を満足しない場合の措置）</u></p> <p>第63条 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置</p>	<p>本条は、廃止措置第1段階で原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p> <p>本条は、廃止措置第1段階で原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、炉外燃料貯蔵槽については施設運用上の基準から削除</p> <p>また、燃料池は燃料が貯蔵された状態であり廃止措置第2段階においても周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスク低減を目的に施設運用上の基準として規定</p> <p>第17条の修正に合わせた記載の適正化</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>を開始する。<u>なお、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、別表63の例に準拠する。</u></p> <p>2 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に要求される措置を実施している期間中に、この要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた検査を実施しなくてもよい。</p> <p>3 関係課長、当直長は、要求される措置を実施中においてその完了時間以内に、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、所管部長の確認を受け、所長の承認を得た後、原子炉を施設運用上の基準を逸脱する前の状況へ戻すことができる。</p> <p>4 所長は、前項の承認を行うに先立って、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得る。</p> <p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第64条 当直長は、<u>原子炉の状態を変更した場合は、運転日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。</u></p> <p>2 関係課長は、第62条第4項で定める点検・保守を実施した場合は、適用除外とした施設運用上の基準、点検・保守の開始時刻及び終了時刻、点検・保守の内容を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。</p> <p>3 関係課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基準及び講じた措置を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。また、関係課長は、要求される措置の実施又は必要な保守作業等により当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基準及び講じた措置（保守作業を含む）を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第65条 当直長は、原子炉施設に異常が発生した場合、施設管理課長に連絡する。なお、ここでいう原子炉施設の異常とは、次に定めるものをいう。以下、各条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉施設の故障により、放射性物質が原子炉施設外へ漏えいするおそれのある場合</p> <p>2 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、原子炉施設の保安上必要な措置を講じるとともに、所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び関係課長に連絡する。</p> <p>3 施設管理課長及び関係課長は、原子炉施設の異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、原子炉施設の異常の原因調査及び対応措置について、所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び所管部長に連絡する。</p> <p>4 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因及び対応措置を当直長に連絡する。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第66条 当直長は、原子炉施設の異常が発生した場合は、原子炉施設の異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 当直長は、前項の必要な措置を講じるに当たっては、第17条で定める手順に従って実施する。</p> <p>3 原子炉施設の異常が発生してから当直長が原子炉施設の異常の収束を判断するまでの期間は、第2節施設運用上の基準は適用されない。</p> <p>4 当直長は、前項の事象の収束の判断を行う場合施設管理課長に報告し、報告を受けた施設管理課長は、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受けた後、その結果を当直長に連絡する。</p> <p>(異常収束後の措置)</p> <p>第67条 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される施設運用上の基準を満足していることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 廃止措置管理</p> <p>(工事の計画及び実施)</p>	<p>を開始する。</p> <p>2 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に要求される措置を実施している期間中に、この要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた検査を実施しなくてもよい。</p> <p>3 関係課長、当直長は、要求される措置を実施中においてその完了時間以内に、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、所管部長の確認を受け、所長の承認を得た後、原子炉施設を施設運用上の基準を逸脱する前の状況へ戻すことができる。</p> <p>4 所長は、前項の承認を行うに先立って、<u>廃止措置主任者</u>の確認を得る。</p> <p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第64条 関係課長は、第62条第4項で定める点検・保守を実施した場合は、適用除外とした施設運用上の基準、点検・保守の開始時刻及び終了時刻、点検・保守の内容を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。</p> <p>2 関係課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基準及び講じた措置を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。また、関係課長は、要求される措置の実施又は必要な保守作業等により当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基準及び講じた措置（保守作業を含む）を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第65条 当直長は、原子炉施設に異常が発生した場合、施設管理課長に連絡する。なお、ここでいう原子炉施設の異常とは、次に定めるものをいう。以下、各条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉施設の故障により、放射性物質が原子炉施設外へ漏えいするおそれのある場合</p> <p>2 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、原子炉施設の保安上必要な措置を講じるとともに、所長、<u>廃止措置主任者</u>及び関係課長に連絡する。</p> <p>3 施設管理課長及び関係課長は、原子炉施設の異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、原子炉施設の異常の原因調査及び対応措置について、所長、<u>廃止措置主任者</u>及び所管部長に連絡する。</p> <p>4 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因及び対応措置を当直長に連絡する。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第66条 当直長は、原子炉施設の異常が発生した場合は、原子炉施設の異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 当直長は、前項の必要な措置を講じるに当たっては、第17条で定める手順に従って実施する。</p> <p>3 原子炉施設の異常が発生してから当直長が原子炉施設の異常の収束を判断するまでの期間は、第2節施設運用上の基準は適用されない。</p> <p>4 当直長は、前項の事象の収束の判断を行う場合施設管理課長に報告し、報告を受けた施設管理課長は、<u>廃止措置主任者</u>の確認を受けた後、その結果を当直長に連絡する。</p> <p>(異常収束後の措置)</p> <p>第67条 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因に対する対策が講じられていること及び施設運用上の基準を満足していることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 廃止措置管理</p> <p>(工事の計画及び実施)</p>	<p>施設運用上の基準の見直しに伴い削除</p> <p>原子炉施設全体を指すため、記載を適正化</p> <p>第13条における原子炉の状態の定義を削除することから、第64条第1項の記載を削除(以下、項番号修正)</p> <p>第13条における原子炉の状態の定義を削除することから、原子炉の状態の記載を削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第67条の2 各課長は、工事^{※1}を行う場合、次の必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 <p>2 各課長は、工事を実施するに当たり、次の各号に掲げる安全確保対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性物質の拡散及び漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策 <p>3 各課長は、工事結果について記録する。</p> <p>*1：本条における工事とは、<u>廃止措置計画に基づく汚染の分布に関する評価</u>をいう。</p> <p>(工事完了の報告)</p> <p>第67条の3 各課長は、前条に基づく工事が完了した場合には、前条第3項で記録した工事の結果を、各部長、<u>原子炉主任技術者</u>及び所長に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p> <p>第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検（以下「作業等」という。）の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画管理課長は、月単位の年度計画（以下「現地マスター工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者^{※1}（以下「工程管理総括責任者」という。）及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「<u>廃止措置の工程</u>」への影響を確認し、「<u>廃止措置の工程</u>」に影響があると判断した場合は<u>敦賀廃止措置実証部門長</u>へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。 (2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画（以下「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。 (3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、<u>敦賀廃止措置実証部門長</u>へ報告する。 (4) <u>敦賀廃止措置実証部門長</u>は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す作業等の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。 (5) <u>敦賀廃止措置実証部門長</u>は、第1号又は前号にて <u>2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合</u>、廃止措置計画に反映して<u>廃止措置計画の変更認可</u>を受ける。 <p>2 <u>敦賀廃止措置実証部門長</u>は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条 5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>*1：工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p> <p>第67条の5（省略）</p>	<p>第67条の2 各課長は、工事^{※1}を行う場合、次の必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 <p>2 各課長は、工事を実施するに当たり、次の各号に掲げる安全確保対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性物質の拡散及び漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策 <p>3 各課長は、工事結果について記録する。</p> <p>*1：本条における工事とは、<u>廃止措置計画に示す「第2段階に行う解体の方法」を実施するために必要な工事</u>をいう。<u>ただし、第6章放射性廃棄物管理で管理されるものは除く。</u></p> <p>(工事完了の報告)</p> <p>第67条の3 各課長は、前条に基づく工事が完了した場合には、前条第3項で記録した工事の結果を、各部長、<u>廃止措置主任者</u>及び所長に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p> <p>第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検（以下「作業等」という。）の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画管理課長は、月単位の年度計画（以下「現地マスター工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者^{※1}（以下「工程管理総括責任者」という。）及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を確認し、廃止措置の工程に影響があると判断した場合は<u>敦賀廃止措置実証部門長</u>へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。 (2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画（以下「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。 (3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、<u>敦賀廃止措置実証部門長</u>へ報告する。 (4) <u>敦賀廃止措置実証部門長</u>は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す作業等の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。 (5) <u>敦賀廃止措置実証部門長</u>は、第1号又は前号にて <u>2031年度中に放射性バルクナトリウムの搬出作業が完了しないと判断した場合</u>、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 <p>2 <u>敦賀廃止措置実証部門長</u>は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条 5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>*1：工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p> <p>第67条の5（変更なし）</p>	<p>第2段階で実施する廃止措置について、廃止措置計画に合わせ、修正</p> <p>他条文との整合を踏まえた表現の適正化</p> <p>第2段階で実施する廃止措置について、廃止措置計画に合わせ、修正</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第5章 燃料管理</p>	<p>第5章 燃料管理</p>	
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>	
<p>第67条の6 本章における用語の定義は、次のとおりとする。</p>	<p>第67条の6 本章における用語の定義は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。</p>	<p>(1) 「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。</p>	
<p>(2) 「新燃料」とは、原子炉で照射される<u>前の</u>燃料をいう。</p>	<p>(2) 「新燃料」とは、原子炉で照射されて<u>いない</u>燃料をいう。</p>	<p>炉心からの燃料体の取出し作業が完了し、今後燃料を装荷しないことから、記載を修正</p>
<p>(3) 「照射済燃料」とは、原子炉で照射された燃料をいう。</p>	<p>(削る)</p>	<p>炉心からの燃料体の取出し作業が完了し、今後燃料を装荷しないことから照射済燃料に係る記載を削除(以下、号番号修正)</p>
<p>(4) 「使用済燃料」とは、<u>照射済燃料のうち</u>、原子炉に再び装荷することのない燃料をいう。</p>	<p>(3) 「使用済燃料」とは、<u>原子炉で照射され</u>、原子炉に再び装荷することのない燃料をいう。</p>	<p>炉心からの燃料体の取出し作業が完了し、今後燃料を装荷しないことから使用済燃料を区分できるため、照射済燃料に係る記載を削除</p>
<p>(5) 「炉心構成要素」とは、燃料、制御棒集合体、中性子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。</p>	<p>(削る)</p>	<p>燃料以外は、第6章に基づき放射性固体廃棄物として管理するため、「炉心構成要素」及び「炉心構成要素等」の記載を削除</p>
<p>(6) 「炉心構成要素等」とは、炉心構成要素及び模擬炉心構成要素をいう。</p>	<p>(削る)</p>	<p>燃料体取出し作業完了に伴い、「炉心構成要素等取替作業」及び「燃料処理・貯蔵作業」を今後行わないため、記載を削除</p>
<p>(7) 「炉心構成要素等取替作業」とは、<u>模擬炉心構成要素、中性子しゃへい体又は固定吸収体を炉外燃料貯蔵槽から取り出し原子炉へ装荷する作業又は炉心構成要素等を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業をいう。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>燃料池に貯蔵中の新燃料の運搬に係る使用機器を追加</p>
<p>(8) 「燃料処理・貯蔵作業」とは、<u>炉心構成要素等を炉外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上で燃料池に移送する作業、燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業又は炉外燃料貯蔵槽若しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行う作業をいう。</u></p>	<p>(削る)</p>	
<p>(新燃料の運搬)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p>	
<p>第68条 <u>燃料環境課長</u>は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p>	<p>第68条 <u>施設管理課長</u>は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p>	
<p>(1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。</p>	<p>(1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。</p>	
<p>(2) 新燃料移送機を使用すること。</p>	<p>(2) 新燃料移送機又は燃料移送機を使用すること。</p>	
<p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p>	<p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p>	
<p>2 <u>安全管理課長</u>は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項について、措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</p>	<p>2 <u>施設保安課長</u>は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項について、措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</p>	
<p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。</p>	<p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。</p>	
<p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p>	<p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p>	
<p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</p>	
<p>(4) 車両を徐行させること。</p>	<p>(4) 車両を徐行させること。</p>	
<p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	<p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p><u>(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</u></p> <p><u>3 施設保安課長は、新燃料を収納した輸送容器（以下「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u></p> <p><u>4 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>第69条（省略）</p> <p>（新燃料の貯蔵）</p> <p>第70条 <u>安全管理課長及び燃料環境課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、新燃料を炉外燃料貯蔵槽及び燃料池へ貯蔵する場合は第72条によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>燃料環境課長は、新燃料貯蔵室に貯蔵すること。</u></p> <p>(2) <u>安全管理課長は、新燃料貯蔵室の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</u></p> <p>(3) <u>燃料環境課長は、新燃料移送機を使用すること。</u></p> <p>(4) <u>安全管理課長は、新燃料貯蔵室において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</u></p> <p>2 <u>燃料環境課長は、前項の貯蔵を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、新燃料貯蔵室の燃料配置を記録する。</u></p> <p>（炉心構成要素等取替作業）</p> <p>第71条 <u>廃止措置部長は、炉心構成要素等取替作業¹を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。</u></p> <p>2 <u>安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、炉心構成要素等取替作業の実施に当たり、炉心構成要素等の取替体数及び位置並びに炉心構成要素等取替のための安全措置、方法及び体制を炉心構成要素等取替実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合、炉心構成要素等取替実施計画に基づく最初の炉心構成要素等取替作業を開始する前までに以下の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>当直長は、別表71-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</u></p> <p>(2) <u>燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</u></p> <p>① <u>燃料交換装置及び燃料出入機本体Aの動力源喪失試験が完了していること。</u></p> <p>② <u>炉外燃料貯蔵槽において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</u></p> <p>(3) <u>安全管理課長は、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵される燃料の崩壊熱が15.9kWを超えないことを確認する。</u></p> <p>(4) <u>燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業の操作を行う者を3名以上（操作責任者1名及び操作員2名以上）確保する。</u></p> <p>(5) <u>安全管理課長は、燃料を炉心から取り出し、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を炉心に装荷する場合は、別図71-1に示す位置に装荷することを確認する。</u></p> <p>4 <u>安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。</u></p> <p>5 <u>前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</u></p> <p>6 <u>燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) <u>炉心構成要素等取替実施計画に従うこと。</u></p> <p>(2) <u>燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備等の燃料取扱設備を使用すること。</u></p> <p>7 <u>当直長は、炉心構成要素等取替作業前に（その後1日1回）、別表71-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業時に別表71-1に定める事項を確認する。</u></p>	<p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p><u>3 安全管理課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p><u>4 施設保安課長は、新燃料を収納した輸送容器（以下この条において「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u></p> <p><u>5 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び廃止措置主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>第69条（変更なし）</p> <p>（新燃料の貯蔵）</p> <p>第70条 <u>施設保安課長及び施設管理課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、新燃料を燃料池へ貯蔵する場合は第72条によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>施設管理課長は、新燃料貯蔵室に貯蔵すること。</u></p> <p>(2) <u>施設保安課長は、新燃料貯蔵室の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</u></p> <p>(3) <u>施設管理課長は、新燃料移送機を使用すること。</u></p> <p>(4) <u>施設保安課長は、新燃料貯蔵室において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</u></p> <p>2 <u>施設管理課長は、前項の貯蔵を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、施設保安課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>施設保安課長は、前項の通知を受けた場合は、新燃料貯蔵室の燃料配置を記録する。</u></p> <p>第71条 <u>（削除）</u></p>	<p>項番号の修正</p> <p>項番号の修正及び表現の適正化</p> <p>項番号の修正</p> <p>炉心からの燃料体の取出し作業が完了し、今後新燃料を炉外燃料貯蔵槽に貯蔵することはないため、記載を削除</p> <p>第67条の6の変更のとおり、炉心からの燃料体の取出し作業が完了し、燃料以外については、第6章（放射性固体廃棄物の管理）に基づき管理することから、条文を削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>8 当直長は、別表71-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講じる。燃料環境課長は別表71-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講じる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、炉心構成要素等取替作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</p> <p>12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、原子炉内及び炉外燃料貯蔵槽内の炉心構成要素等の配置、装荷した炉心構成要素等の種類別装荷量及び取り出した炉心構成要素等の種類別取出量を記録する。</p> <p>*1：燃料を原子炉に装荷しないこと及び原子炉内の配置替えを行わないこと。</p> <p>(燃料処理・貯蔵作業)</p> <p>第71条の2 廃止措置部長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、燃料処理・貯蔵作業の実施に当たり、燃料処理・貯蔵体数及び位置並びに燃料処理・貯蔵作業のための安全措置、方法及び体制を燃料処理・貯蔵実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、燃料処理・貯蔵実施計画に基づく最初の燃料処理・貯蔵作業を開始する前までに以下の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、別表71の2-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>(2) 燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>① 燃料出入機本体A及びBの動力源喪失試験が完了していること。^{*1}</p> <p>② 燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>(3) 安全管理課長は、燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵することを確認する。</p> <p>(4) 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業の操作を行う者を3名以上（操作責任者1名及び操作員2名以上）確保する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>6 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料処理・貯蔵実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 使用済燃料又は新燃料を燃料池に貯蔵する場合は、燃料出入設備、燃料移送機又は水中台車を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料又は新燃料の洗浄をする場合は、燃料洗浄設備を使用すること。</p> <p>(4) 燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵すること。</p> <p>(5) 炉心構成要素等（燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体）を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。</p> <p>7 当直長は、燃料処理・貯蔵作業前に（その後1日1回）、別表71の2-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業時に別表71の2-1に定める事項を確認する。</p> <p>8 当直長は、別表71の2-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講じる。燃料環境課長は別表71の2-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講じる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p>	<p>第71条の2（削る）</p>	<p>第67条の6の変更のとおり、燃料体取出し作業完了に伴い、燃料以外については、第6章(放射性固体廃棄物の管理)に基づき管理することから、条文を削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>10 <u>前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、燃料処理・貯蔵作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、廃止措置主任者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</u></p> <p>11 <u>燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</u></p> <p>12 <u>安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の燃料の配置を記録する。</u></p> <p><u>*1：燃料池内で燃料の配置替えのみを行う場合は適用しない。</u></p> <p>(<u>照射済燃料等の貯蔵</u>)</p> <p>第72条 <u>燃料環境課長は、燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) <u>炉外燃料貯蔵槽又は燃料池に貯蔵すること。</u></p> <p>(2) <u>炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</u></p> <p>(3) <u>炉外燃料貯蔵槽及び燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</u></p> <p>(<u>破損のおそれのある燃料の検査</u>)</p> <p>第73条 <u>安全管理課長は、破損のおそれのある燃料の漏えい検査を行い、破損の有無を確認する。</u></p> <p>2 <u>安全管理課長は、前項の検査の結果、破損を確認した燃料については、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵することを判断する。</u></p> <p>3 <u>燃料環境課長は、第1項の漏えい検査を行うために燃料を移動する場合は、燃料出入設備を使用する。</u></p> <p>(<u>炉心構成要素の性能維持確認</u>)</p> <p>第73条の2 <u>安全管理課長は、原子炉に装荷するため燃料を除く新炉心構成要素を新燃料貯蔵室に搬入する場合は、外観検査を行い、外観形状に異常のないことを確認する。</u></p> <p>2 <u>安全管理課長は、原子炉内及び原子炉に装荷するため炉外燃料貯蔵槽に貯蔵中の炉心構成要素の健全性を1年に1回以上評価する。</u></p>	<p>(<u>使用済燃料等の貯蔵</u>)</p> <p>第72条 <u>施設管理課長は、燃料を貯蔵（移動、配置替えを含む。）する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) <u>燃料を別図72-1に定める燃料池に貯蔵すること。</u></p> <p>(2) <u>燃料池の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</u></p> <p>(3) <u>燃料移送機を使用すること。</u></p> <p>(4) <u>燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</u></p> <p>第73条 <u>(削除)</u></p> <p>第73条の2 (削る)</p>	<p>第67条の6の変更に伴い、第72条の名称を変更</p> <p>燃料処理・貯蔵作業の削除に伴い、燃料池における燃料の貯蔵を第72条にて管理するため、遵守事項を見直し</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、炉外燃料貯蔵槽の記載を削除し、燃料の貯蔵位置を示す図を追加</p> <p>第71条の2の削除に伴い、燃料池における燃料の貯蔵を第72条にて管理するため、取扱機器に燃料移送機を追加 (以下、号番号修正)</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、炉外燃料貯蔵槽の記載を削除</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、漏えい検査を実施しないことから条文を削除</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、炉心及び炉外燃料貯蔵槽への貯蔵並びに新炉心構成要素の搬入がないことから、条文を削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第74条 <u>燃料環境課長</u>は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2) <u>燃料移送機</u>、又は<u>燃料出入設備</u>を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項について、措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</p> <p>3 <u>施設保安課長</u>は、使用済燃料を収納した輸送容器（以下「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、運搬前に輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</p> <p>4 <u>施設保安課長</u>は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、<u>安全・品質保証部長</u>及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 <u>安全管理課長</u>は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別払出量を記録する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第74条 <u>施設管理課長</u>は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2) <u>燃料移送機</u>を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 <u>施設保安課長</u>は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項について、措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3 <u>安全管理課長</u>は、<u>前項の運搬</u>において、<u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと</u>を<u>確認する</u>。</p> <p>4 <u>施設保安課長</u>は、使用済燃料を収納した輸送容器（以下この条において「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、運搬前に輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</p> <p>5 <u>施設保安課長</u>は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、<u>安全・品質保証部長</u>及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>6 <u>施設保安課長</u>は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別払出量を記録する。</p>	<p>炉心からの燃料体の取出しが完了し、燃料出入設備を使用して使用済燃料を運搬しないことから、記載を削除</p> <p>項番号の修正</p> <p>項番号の修正及び表現の適正化</p> <p>項番号の修正</p> <p>同上</p>
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第74条の2（省略）</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1) <u>濃縮廃液及び使用済樹脂</u>は、<u>施設管理課長</u>がドラム缶と一体的に固型化し、<u>燃料環境課長</u>が<u>固体廃棄物貯蔵庫</u>（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。ただし、<u>燃料環境課長</u>は、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をすることができる。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された機器等のうち<u>使用済制御棒</u>等は、<u>燃料環境課長</u>が<u>燃料池</u>に保管する。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、<u>機械保全課長</u>又は<u>電気保全課長</u>が移送し、<u>燃料環境課長</u>が<u>固体廃棄物貯蔵プール</u>に保管する。</p> <p>(4) <u>燃料洗浄槽出口フィルタ</u>等の使用済フィルタは、<u>燃料環境課長</u>が<u>固体廃棄物貯蔵プール</u>に保管する。</p> <p>(5) 第2号及び第3号に規定する<u>使用済制御棒</u>等並びに使用済の炉心出口計装等のうち、<u>安全管理課長</u>、<u>機械保全課長</u>又は<u>電気保全課長</u>が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、<u>燃料環境課長</u>が貯蔵庫に保管するこ</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第74条の2（変更なし）</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1) <u>濃縮廃液及び使用済樹脂</u>は、<u>施設管理課長</u>がドラム缶と一体的に固型化し、<u>固体廃棄物貯蔵庫</u>（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。ただし、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をすることができる。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された機器等のうち<u>しゃへい体</u>等は、<u>施設管理課長</u>が<u>別図75-1</u>に定める<u>しゃへい体等の貯蔵エリア</u>に保管する。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、<u>設備保全課長</u>が移送し、<u>施設管理課長</u>が<u>固体廃棄物貯蔵プール</u>に保管する。</p> <p>(4) <u>燃料洗浄槽出口フィルタ</u>等の使用済フィルタは、<u>設備保全課長</u>が移送し、<u>施設管理課長</u>が<u>固体廃棄物貯蔵プール</u>に保管する。</p> <p>(5) 第2号及び第3号に規定する<u>しゃへい体</u>等並びに使用済の炉心出口計装等のうち、<u>施設保安課長</u>、<u>設備保全課長</u>が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、<u>施設管理課長</u>が貯蔵庫に保管することができる。</p>	<p>廃止措置計画書に合わせて記載を修正</p> <p>しゃへい体等（放射性固体廃棄物）の保管に係る具体的な管理措置として、燃料池のしゃへい体等の貯蔵エリアに保管することを規定</p> <p>廃止措置計画書に合わせて記載を修正</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>とができる。</p> <p>(6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、<u>燃料環境課長</u>が貯蔵庫に保管する。</p> <p>① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講じる。</p> <p>② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。</p> <p>2 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器には放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。</p> <p>3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。</p> <p>4 <u>燃料環境課長</u>は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える放射性固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する距離以降に配置する。</p> <p>5 <u>燃料環境課長</u>は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。</p> <p>(2) 燃料池における<u>使用済制御棒等</u>の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。</p> <p>6 <u>燃料環境課長</u>は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。</p> <p>(3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じる。</p> <p>(4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。</p> <p>(5) 法令に定める危険物と混載しない。</p> <p>(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。</p> <p>(7) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。</p> <p>(8) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の運搬において、運搬前に容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第7章第82条第1項第1号で定める「汚染のおそれのない管理区域」から移動させる場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p> <p>9 <u>燃料環境課長</u>は、放射性固体廃棄物を収納した輸送容器（以下「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを運搬前に確認する。</p> <p>10 <u>燃料環境課長</u>は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、<u>廃止措置部長</u>及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>第75条の2～第77条（省略）</p> <p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第78条 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。</p> <p><u>2 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器のうち、排水モニタ及び排気筒モニタの点検・校正結果を施設管理課長に通知する。</u></p> <p><u>3 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器について同表に定める数量を確保する。ただし、故</u></p>	<p>(6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、<u>施設管理課長</u>が貯蔵庫に保管する。</p> <p>① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講じる。</p> <p>② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。</p> <p>2 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器には放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。</p> <p>3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。</p> <p>4 <u>施設管理課長</u>は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える放射性固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する距離以降に配置する。</p> <p>5 <u>施設管理課長</u>は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。</p> <p>(2) 燃料池における<u>しゃへい体等</u>の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。</p> <p>6 <u>施設管理課長</u>は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。</p> <p>(3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じる。</p> <p>(4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。</p> <p>(5) 法令に定める危険物と混載しない。</p> <p>(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。</p> <p>(7) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。</p> <p>(8) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の運搬において、運搬前に容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第7章第82条第1項第1号で定める「汚染のおそれのない管理区域」から移動させる場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p> <p>9 <u>施設管理課長</u>は、放射性固体廃棄物を収納した輸送容器（以下この条において「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを運搬前に確認する。</p> <p>10 <u>施設管理課長</u>は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、<u>廃止措置部長</u>及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>第75条の2～第77条（変更なし）</p> <p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第78条 安全管理課長及び設備保全課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。また、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品の補充を行う。</p> <p>（削る）</p>	<p>廃止措置計画書に 合わせて記載を修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>廃止措置第1段階 では燃料体取出し作 業を実施していたこ とから施設管理課長 への点検・校正結果 の通知を定めていた が、燃料体取出し作 業完了に伴い第2項 を削除し、第3項を 第1項に統合</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品の補充を行う。</p> <p>(放出管理目標値を超えた場合の措置)</p> <p>第79条 安全管理課長は、放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物中の放射性物質の放出量が、別表76-1及び77-1に掲げる放出管理目標値並びに別表76-2に掲げる放出管理の目標値のいずれかを超えた場合には、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針(平成13年3月29日原子力安全委員会)」を参考にして周辺公衆の線量を評価し、その結果を所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合には、周辺公衆の線量が法令に定める周辺監視区域外の線量限度を下回るよう放射性物質の放出方法の改善、設備の改善等に努める。</p> <p>第80条 (省略)</p>	<p>(放出管理目標値を超えた場合の措置)</p> <p>第79条 安全管理課長は、放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物中の放射性物質の放出量が、別表76-1及び77-1に掲げる放出管理目標値並びに別表76-2に掲げる放出管理の目標値のいずれかを超えた場合には、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針(平成13年3月29日原子力安全委員会)」を参考にして周辺公衆の線量を評価し、その結果を所長、<u>廃止措置主任者</u>及び安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合には、周辺公衆の線量が法令に定める周辺監視区域外の線量限度を下回るよう放射性物質の放出方法の改善、設備の改善等に努める。</p> <p>第80条 (変更なし)</p>	
<p>第7章 放射線管理</p> <p>第80条の2 (省略)</p> <p>第1節 区域管理</p> <p>(管理区域の設定)</p> <p>第81条 管理区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、安全・品質保証部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、元の区域に戻す際にも、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>6 安全管理課長は、前項に基づき緊急に管理区域を設定した場合は、設定後、目的、期間及び場所を明らかにし、安全・品質保証部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>7 安全管理課長は、第3項から第6項に基づき、管理区域の設定又は解除を行った場合及びそれらを元の区域に戻した場合には、その旨を安全・品質保証部長に報告する。安全・品質保証部長は、廃止措置部長に通知する。</p> <p>8 <u>施設保全課長</u>及び安全管理課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>第82条～第83条 (省略)</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。</p> <p>5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施錠等により人がみだりに立入りできない措置を講じる。</p>	<p>第7章 放射線管理</p> <p>第80条の2 (変更なし)</p> <p>第1節 区域管理</p> <p>(管理区域の設定)</p> <p>第81条 管理区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、元の区域に戻す際にも、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>6 安全管理課長は、前項に基づき緊急に管理区域を設定した場合は、設定後、目的、期間及び場所を明らかにし、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>7 安全管理課長は、第3項から第6項に基づき、管理区域の設定又は解除を行った場合及びそれらを元の区域に戻した場合には、その旨を安全・品質保証部長に報告する。安全・品質保証部長は、廃止措置部長に通知する。</p> <p>8 <u>設備保全課長</u>及び安全管理課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>第82条～第83条 (変更なし)</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。</p> <p>5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施錠等により人がみだりに立入りできない措置を講じる。</p>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。</p> <p>7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。</p> <p>第85条～第87条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>第88条～第92条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第3節 線量当量率等の測定</p> <p>（線量当量率等の測定）</p> <p>第93条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近（周辺監視区域境界付近における測定場所は、別図93に定める。）における外部放射線に係る線量当量率等、別表93に定める測定項目について測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定により、異常が認められた場合は、直ちに、その原因を調査し異常の除去に努めるとともに、所長、<u>原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長</u>に報告する。</p> <p>第93条の2（省略）</p> <p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。</p> <p>2 <u>安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類のうち、固定放射線監視用計測器の点検・校正結果について安全・品質保証部長に報告するとともに、施設管理課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合には、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</u></p> <p>第95条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>第96条（省略）</p> <p>（周辺監視区域外への持ち出し）</p> <p>第97条 各課長は、核燃料物質等を収納した輸送容器（以下「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ搬出する場合は、所管部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第5節 健康管理</p> <p>第98条～第99条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第6節 協力会社の保安措置</p>	<p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。</p> <p>7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。</p> <p>第85条～第87条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>第88条～第92条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第3節 線量当量率等の測定</p> <p>（線量当量率等の測定）</p> <p>第93条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近（周辺監視区域境界付近における測定場所は、別図93に定める。）における外部放射線に係る線量当量率等、別表93に定める測定項目について測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定により、異常が認められた場合は、直ちに、その原因を調査し異常の除去に努めるとともに、所長、<u>廃止措置主任者及び安全・品質保証部長</u>に報告する。</p> <p>第93条の2（変更なし）</p> <p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第94条 <u>安全管理課長及び設備保全課長</u>は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。<u>また、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合には、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</u></p> <p>（削る）</p> <p>第95条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>第96条（変更なし）</p> <p>（周辺監視区域外への持ち出し）</p> <p>第97条 各課長は、核燃料物質等を収納した輸送容器（以下この条において「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ搬出する場合は、所管部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第5節 健康管理</p> <p>第98条～第99条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第6節 協力会社の保安措置</p>	<p>廃止措置第1段階では燃料体取出し作業を実施していたことから施設管理課長への点検・校正結果の通知を定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い第2項を削除し、第3項を第1項に統合</p> <p>表現の適正化</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(協力会社の放射線防護)</p> <p>第100条 安全管理課長は、管理区域内の作業を協力会社（原子炉施設に関する作業を行う機構以外の会社をいう。）が行うに当たっては、以下の放射線防護の必要事項を定め、安全・品質保証部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項 (2) 放射線業務従事者の指定等 (3) 線量の評価 (4) 線量の管理目標値 (5) 管理区域内での作業 (6) 床、壁等の除染</p> <p>2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させるための措置を講じる。</p> <p>第101条（省略）</p>	<p>(協力会社の放射線防護)</p> <p>第100条 安全管理課長は、管理区域内の作業を協力会社（原子炉施設に関する作業を行う機構以外の会社をいう。）が行うに当たっては、以下の放射線防護の必要事項を定め、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項 (2) 放射線業務従事者の指定等 (3) 線量の評価 (4) 線量の管理目標値 (5) 管理区域内での作業 (6) 床、壁等の除染</p> <p>2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させるための措置を講じる。</p> <p>第101条（変更なし）</p>	
<p>第8章 施設管理</p> <p>第102条（省略）</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 所長は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るため、原子炉施設の安全確保を最優先とした施設管理目標を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、安全・品質保証部長と協議の上、年度ごとに1回以上、施設管理目標に基づく活動状況を確認するとともに、課題の把握及び改善を図り、所長に報告する。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>所長は、1. 施設管理目標達成のため、3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) <u>計画管理課長</u>は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得た後、所長の承認を得る。 なお、<u>保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。</u> <u>また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規定によらず第5章燃料管理に基づき、事務管理建物（緊急時対策所）の通信設備は、本条の規定によらず第107条に基づき性能を維持する。</u></p> <p>(2) <u>計画管理課長</u>は、廃止措置の進捗により保全対象範囲を変更する場合、(1)にて定めたリストを変更し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>第102条（変更なし）</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 所長は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るため、原子炉施設の安全確保を最優先とした施設管理目標を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、安全・品質保証部長と協議の上、年度ごとに1回以上、施設管理目標に基づく活動状況を確認するとともに、課題の把握及び改善を図り、所長に報告する。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>所長は、1. 施設管理目標達成のため、3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) <u>設備保全課長</u>は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>(2) <u>設備保全課長</u>は、廃止措置の進捗により保全対象範囲を変更する場合、(1)にて定めたリストを変更し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定</p>	<p>表現の適正化（全角に修正）</p> <p>廃止措置計画第6-1表にて、性能を具体化したため、別表103に係る記載を削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p><u>計画管理課長</u>は、3.の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類を参考に、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従い、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) <u>計画管理課長</u>は、保全の有効性を監視及び評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標については、4.(1)の保全重要度を踏まえて、重要度高の系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>①保全により予防可能な故障回数</p> <p>(2) <u>計画管理課長</u>は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>①予防可能な故障回数の目標値は、運転実績及び安全機能の重要度分類を考慮して設定する。</p> <p>②機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第2節（施設運用上の基準）で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) <u>計画管理課長</u>は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) <u>計画管理課長</u>は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) <u>計画管理課長</u>は、3.の保全の対象範囲に対し、保全サイクルごとに保全計画を策定し、もんじゅ安全・品質保証推進会議に付議し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含めるとともに、廃止措置部長又は安全・品質保証部長が承認した以下の計画を含める。</p> <p>a. 点検計画（6.1参照）</p> <p>b. 設計及び工事の計画（6.2参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6.3参照）</p> <p>(2) <u>計画管理課長</u>は、保全計画の策定に当たって、4.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</p> <p>また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) <u>計画管理課長</u>は、保全の実施段階において維持機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) <u>機械保全課長</u>、<u>電気保全課長</u>、<u>燃料環境課長</u>、<u>施設保全課長</u>及び<u>安全管理課長</u>（以下「保守担当課長」という。）は、<u>別表103</u>に示す維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備の機能を維持するための構築物、系統及び機器単位ごとに以下に示す保全方式から適切な保全方式を選定する。</p>	<p><u>設備保全課長</u>は、3.の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類を参考に、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従い、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) <u>設備保全課長</u>は、保全の有効性を監視及び評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標については、4.(1)の保全重要度を踏まえて、重要度高の系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>①保全により予防可能な故障回数</p> <p>(2) <u>設備保全課長</u>は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>①予防可能な故障回数の目標値は、運転実績及び安全機能の重要度分類を考慮して設定する。</p> <p>②機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第2節（施設運用上の基準）で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) <u>設備保全課長</u>は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) <u>設備保全課長</u>は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) <u>設備保全課長</u>は、3.の保全の対象範囲に対し、保全サイクルごとに保全計画を策定し、もんじゅ安全・品質保証推進会議に付議し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含めるとともに、廃止措置部長又は安全・品質保証部長が承認した以下の計画を含める。</p> <p>a. 点検計画（6.1参照）</p> <p>b. 設計及び工事の計画（6.2参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6.3参照）</p> <p>(2) <u>設備保全課長</u>は、保全計画の策定に当たって、4.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</p> <p>また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) <u>設備保全課長</u>は、保全の実施段階において維持機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) <u>設備保全課長</u>及び<u>安全管理課長</u>（以下「保守担当課長」という。）は、<u>廃止措置計画第6－1表</u>に示す維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備の機能を維持するための構築物、系統及び機器単位ごとに以下に示す保全方式から適切な保全方式を選定する。</p>	<p>廃止措置計画第6－1表にて、性能を具体化したため、別表103に係る記載を修正</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>a. 予防保全 ①時間基準保全 ②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(2) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①点検の具体的方法 ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全 ①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 ③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(3) 保守担当課長は(1)及び(2)を定めた点検計画を策定し、<u>計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。</u></p> <p>(4) 品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを定期事業者検査^{*1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。<u>(第24条の2に基づくがれき撤去設備、火災対応設備及び第5章燃料管理に基づく炉心燃料集合体、ブランクett燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体、サーバイランス集合体、固定吸収体並びに第107条に基づく事務管理建物(緊急時対策所)の通信設備を含む)</u></p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>*1：定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、研究開発段階炉規則第五十一条、第五十二条の「定期事業者検査」をいう。</p>	<p>a. 予防保全 ①時間基準保全 ②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(2) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①点検の具体的方法 ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全 ①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 ③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(3) 保守担当課長は(1)及び(2)を定めた点検計画を策定し、所管部長の承認を得る。</p> <p>(4) 品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを定期事業者検査^{*1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>*1：定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、研究開発段階炉規則第五十一条、第五十二条の「定期事業者検査」をいう。</p>	<p>3. 保全対象範囲の策定の変更に合わせ修正</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*2を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 品質保証課長及び保守担当課長は、性能維持施設の工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを定期事業者検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査及び試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査及び試験の実施時期</p> <p>(4) 保守担当課長は、(1)から(3)を定めた設計及び工事の計画を策定し、<u>計画管理課長の確認を得た後</u>、所管部長の承認を得る。</p> <p>*2：性能維持施設の設計及び工事とは、廃止措置計画の第6-1表に定める設備の機器及び構築物に対して第103条の4（設計管理）に基づき実施する設計及び工事をいう。</p> <p>*3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）及び高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（第4基本的考え方のうち2廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について）に係る手続きをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>6.3 特別な保全計画</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた特別な保全計画を策定し、<u>計画管理課長の確認を得た後</u>、所管部長の承認を得る。</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 品質保証課長及び保守担当課長は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 関係課長は、保全の実施にあたって、第103条の4の設計管理及び第103条の5による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 関係課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果（定期事業者検査を除く）から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、(1)にて最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、「施設管理要領」に従い、保全が実施されていることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため定期事業者検査を第103条の6（定期事業者検査の実施）に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。</p> <p>*4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 関係課長は、不適合が認められた場合、第3条8.3に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要に応じて第3条8.5.2に基づく是正処置を実施する。なお、以下のa.及びb.の場合には、保全の不適合として不適合管理を行</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*2を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 品質保証課長及び保守担当課長は、性能維持施設の工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを定期事業者検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査及び試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査及び試験の実施時期</p> <p>(4) 保守担当課長は、(1)から(3)を定めた設計及び工事の計画を策定し、所管部長の承認を得る。</p> <p>*2：性能維持施設の設計及び工事とは、廃止措置計画の第6-1表に定める設備の機器及び構築物に対して第103条の4（設計管理）に基づき実施する設計及び工事をいう。</p> <p>*3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）及び高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（第4基本的考え方のうち2廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について）に係る手続きをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>6.3 特別な保全計画</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた特別な保全計画を策定し、所管部長の承認を得る。</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 品質保証課長及び保守担当課長は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 関係課長は、保全の実施にあたって、<u>第103条の4</u>の設計管理及び<u>第103条の5</u>による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 関係課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果（定期事業者検査を除く）から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、(1)にて最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、「施設管理要領」に従い、保全が実施されていることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため定期事業者検査を第103条の6（定期事業者検査の実施）に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。</p> <p>*4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 関係課長は、不適合が認められた場合、第3条8.3に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要に応じて第3条8.5.2に基づく是正処置を実施する。なお、以下のa.及びb.の場合には、保全の不適合として不適合管理を行</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化（全角へ修正）</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>た上で、8.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合（点検期限の超過を含む。）</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、「施設管理要領」に従い、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 関係課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 関係課長は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>保守担当課長は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 機器等稼動状況・点検状況の結果</p> <p>c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>d. トラブルなど運転経験</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報及び科学的知見</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>2. 品質保証課長は、定期事業者検査の結果について、検査活動から得られた情報から、検査の有効性を評価し、検査が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 所長は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 所長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p>関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7.3.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第103条の4の設計管理に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有</p> <p>品質保証課長は、「もんじゅ不適合管理要領」に従い、原子炉施設の保安の向上を図る観点から必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p> <p>14. 故障リスクへの対応</p>	<p>た上で、8.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合（点検期限の超過を含む。）</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、「施設管理要領」に従い、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 関係課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 関係課長は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>保守担当課長は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 機器等稼動状況・点検状況の結果</p> <p>c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>d. トラブルなど運転経験</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報及び科学的知見</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>2. 品質保証課長は、定期事業者検査の結果について、検査活動から得られた情報から、検査の有効性を評価し、検査が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 所長は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 所長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p>関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7.3.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第103条の4の設計管理に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有</p> <p>品質保証課長は、「もんじゅ不適合管理要領」に従い、原子炉施設の保安の向上を図る観点から必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p> <p>14. 故障リスクへの対応</p>	<p>表現の適正化（全角に修正）</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>保守担当課長は、燃料取出し作業等の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、以下の対応を行う。</p> <p>(1) 故障時に調達に時間を要する海外調達物品や生産中止物品等を予備品として保有する。</p> <p>(2) 施設の安全性に影響がない機器であっても、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>第103条の2～第103条の6（省略）</p>	<p>保守担当課長は、燃料取出し作業等の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、以下の対応を行う。</p> <p>(1) 故障時に調達に時間を要する海外調達物品や生産中止物品等を予備品として保有する。</p> <p>(2) 施設の安全性に影響がない機器であっても、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>第103条の2～第103条の6（変更なし）</p>	
<p>第9章 非常時の措置</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第104条（省略）</p> <p>（非常事態対策組織）</p> <p>第105条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合に直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定めた非常事態対策組織をあらかじめ編成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>（要員の確保）</p> <p>第106条 施設保安課長はあらかじめ前条に基づき編成した非常事態対策組織に対応する、具体的な所員の配置を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受けるとともに、所長の承認を得る。</p> <p>第106条の2（省略）</p> <p>（器材の整備）</p> <p>第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び機械保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>（通報系統）</p> <p>第108条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内及び国、県、市、警察署、消防署等の機構外関係機関との通報系統をあらかじめ定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>（非常時対処訓練）</p> <p>第109条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を、1年に1回*¹以上実施する。</p> <p>2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時、対象者を定めた実施計画を作成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者に対して別表106の2に定める緊急作業についての訓練を1年に1回*¹以上実施する。</p> <p>*1：4月1日を始期とする。</p> <p>第2節 初期活動</p> <p>（通報）</p> <p>第110条 原子炉施設に異常が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した者は、直ちに当直長に通報する。</p> <p>2 当直長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合には、その旨を直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の通報を受けた場合には、その旨を直ちに所長、原子炉主任技術者、廃止措置部長及び安全管理課長に通報する。</p>	<p>第9章 非常時の措置</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第104条（変更なし）</p> <p>（非常事態対策組織）</p> <p>第105条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合に直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定めた非常事態対策組織をあらかじめ編成し、安全・品質保証部長及び廃止措置主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>（要員の確保）</p> <p>第106条 施設保安課長はあらかじめ前条に基づき編成した非常事態対策組織に対応する、具体的な所員の配置を定め、安全・品質保証部長及び廃止措置主任者の確認を受けるとともに、所長の承認を得る。</p> <p>第106条の2（変更なし）</p> <p>（器材の整備）</p> <p>第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び設備保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>（通報系統）</p> <p>第108条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内及び国、県、市、警察署、消防署等の機構外関係機関との通報系統をあらかじめ定め、安全・品質保証部長及び廃止措置主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>（非常時対処訓練）</p> <p>第109条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を、1年に1回*¹以上実施する。</p> <p>2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時、対象者を定めた実施計画を作成し、安全・品質保証部長及び廃止措置主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者に対して別表106の2に定める緊急作業についての訓練を1年に1回*¹以上実施する。</p> <p>*1：4月1日を始期とする。</p> <p>第2節 初期活動</p> <p>（通報）</p> <p>第110条 原子炉施設に異常が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した者は、直ちに当直長に通報する。</p> <p>2 当直長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合には、その旨を直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の通報を受けた場合には、その旨を直ちに所長、廃止措置主任者、廃止措置部長及び安全管理課長に通報する。</p>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(応急措置)</p> <p>第111条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、必要に応じて次の応急措置を講じる。</p> <p>(1) 異常の拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者（見学者、外部研究者等を含む。）を管理区域外に退避させること。</p> <p>(3) 救護活動を行うこと。</p> <p>2 安全管理課長は、前条第3項の通報を受けた場合には、周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査し、その結果を所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び安全・品質保証部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 非常時における活動</p> <p>第112条～第114条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置</p> <p>第115条（省略）</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第111条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、必要に応じて次の応急措置を講じる。</p> <p>(1) 異常の拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者（見学者、外部研究者等を含む。）を管理区域外に退避させること。</p> <p>(3) 救護活動を行うこと。</p> <p>2 安全管理課長は、前条第3項の通報を受けた場合には、周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査し、その結果を所長、<u>廃止措置主任者</u>及び安全・品質保証部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 非常時における活動</p> <p>第112条～第114条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置</p> <p>第115条（変更なし）</p>	
<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第116条 計画管理課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を別表116-1、別表116-2及び別表116-3の実施方針に基づいて定め、<u>廃止措置部長</u>及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 計画管理課長、<u>安全管理課長</u>、<u>施設管理課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。<u>安全管理課長</u>、<u>施設管理課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は、項目、実施日、受講者氏名、教育時間を記載した実施結果を四半期毎及び年度毎に計画管理課長に通知する。</p> <p>ただし、計画管理課長、<u>安全管理課長</u>、<u>施設管理課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は、次のいずれかに該当すると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(1) 他の原子力発電所において同等の保安教育を受けた者</p> <p>(2) 他の事業所において同等の保安教育を受けた者</p> <p>(3) 所長により別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者</p> <p>3 計画管理課長は前項の報告内容を四半期毎及び年度毎に取りまとめ、所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び<u>廃止措置部長</u>に報告する。</p> <p>4 計画管理課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5 計画管理課長、<u>安全管理課長</u>、<u>施設管理課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに、計画管理課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第117条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場合は、当該協力会社従業員のもんじゅ入所時に安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行うに当たっては、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>3 <u>安全管理課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は、原子炉施設に関する作業のうち燃料取扱作業に関する業務、<u>施設管理課長</u>は、原子炉施設に関する作業のうち放射性廃棄物処理設備に関する業務を協力会社に行わせる場合は、次の各号を遵守する。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第116条 計画管理課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を別表116-1、別表116-2及び別表116-3の実施方針に基づいて定め、<u>廃止措置部長</u>及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 計画管理課長、<u>安全管理課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。<u>安全管理課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は、項目、実施日、受講者氏名、教育時間を記載した実施結果を四半期毎及び年度毎に計画管理課長に通知する。</p> <p>ただし、計画管理課長、<u>安全管理課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は、次のいずれかに該当すると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(1) 他の原子力発電所において同等の保安教育を受けた者</p> <p>(2) 他の事業所において同等の保安教育を受けた者</p> <p>(3) 所長により別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者</p> <p>3 計画管理課長は前項の報告内容を四半期毎及び年度毎に取りまとめ、所長、<u>廃止措置主任者</u>及び<u>廃止措置部長</u>に報告する。</p> <p>4 計画管理課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5 計画管理課長、<u>安全管理課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに、計画管理課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第117条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場合は、当該協力会社従業員のもんじゅ入所時に安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行うに当たっては、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>3 <u>施設保安課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は、原子炉施設に関する作業のうち燃料取扱作業に関する業務、<u>施設管理課長</u>は、原子炉施設に関する作業のうち放射性廃棄物処理設備に関する業務を協力会社に行わせる場合は、次の各号を遵守する。</p>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表


改正前	改正後	備考
<p>(1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表116-1、別表116-2及び別表116-3の実施方針に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、所管部長及び<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び所管部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p>	<p>(1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表116-1、別表116-2及び別表116-3の実施方針に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、所管部長及び<u>廃止措置主任者</u>の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長、<u>廃止措置主任者</u>及び所管部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p>	
<p style="text-align: center;">第11章 記録及び報告</p> <p>(記録等)</p> <p>第118条 各課長は、別表118-1及び別表118-3に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、別表118-2に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(報告)</p> <p>第119条 各課長は、次に定める報告事項について、遅滞なく所長、<u>原子炉主任技術者</u>及び所管部長に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第62条(施設運用上の基準を満足しない場合))</p> <p>(2) 研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合</p> <p>2 所長は、第65条第1項、第79条第1項及び前項に定める事項が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第11章 記録及び報告</p> <p>(記録等)</p> <p>第118条 各課長は、別表118-1及び別表118-3に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、別表118-2に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(報告)</p> <p>第119条 各課長は、次に定める報告事項について、遅滞なく所長、<u>廃止措置主任者</u>及び所管部長に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第62条(施設運用上の基準を満足しない場合))</p> <p>(2) 研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合</p> <p>2 所長は、第65条第1項、第79条第1項及び前項に定める事項が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第37次改正に伴う追記</p>

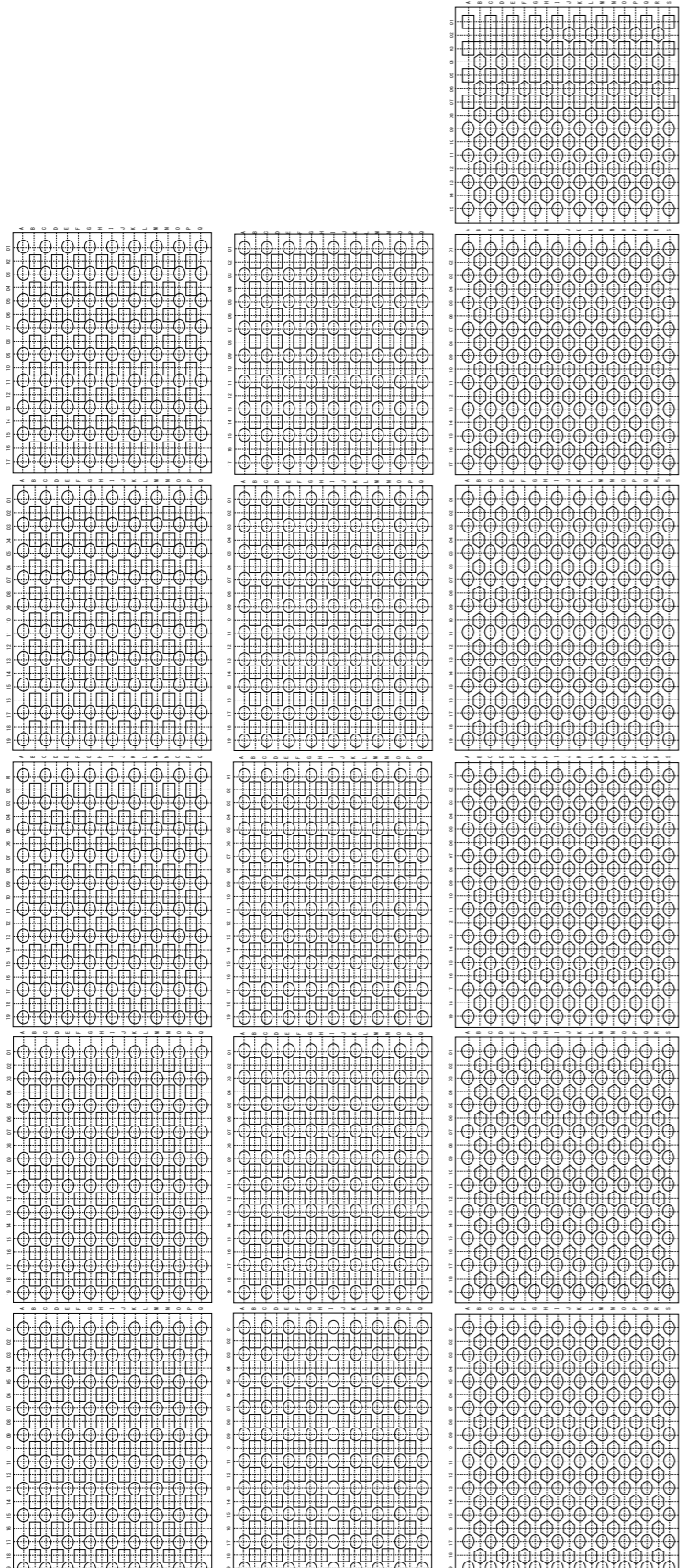
高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

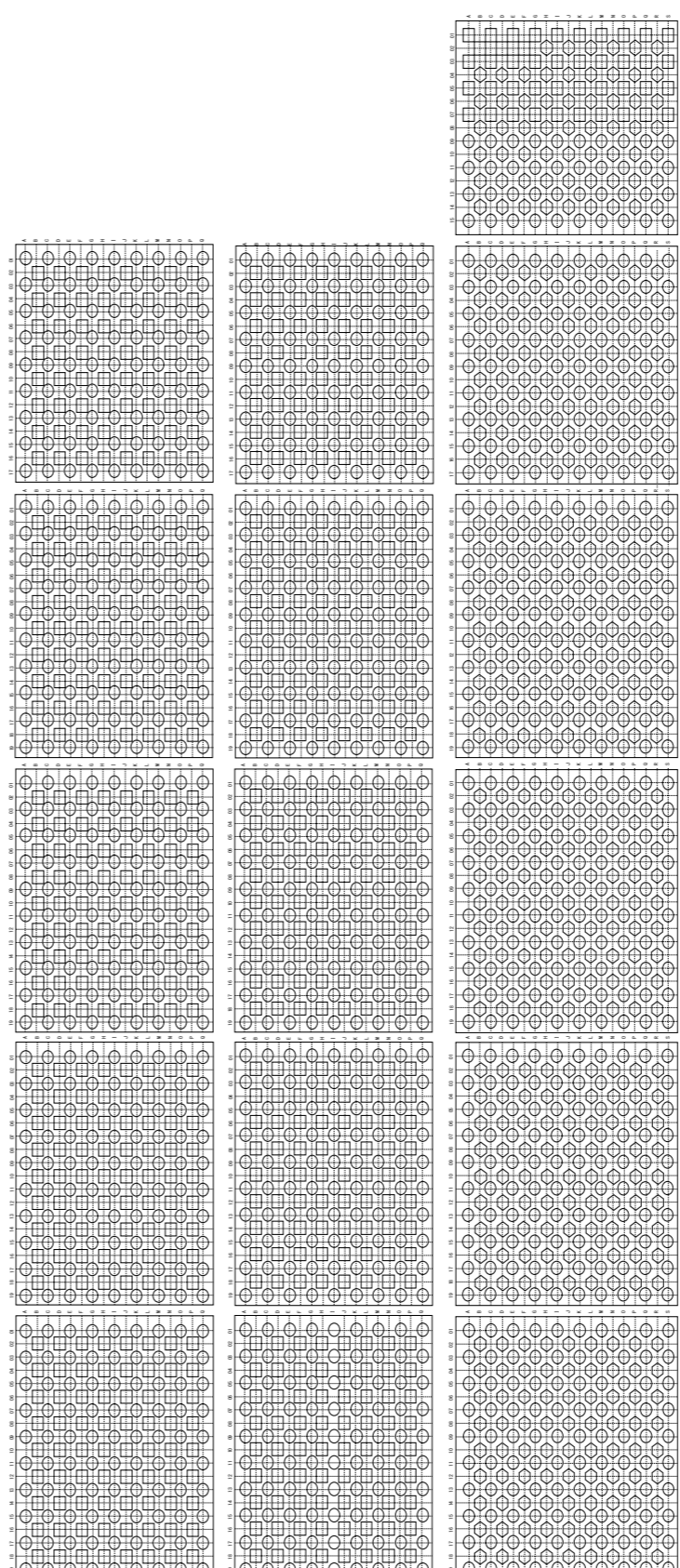
改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">別図3-1～別図3-3 (省略)</p> <p style="text-align: center;">別図4 保安管理組織</p>	<p style="text-align: center;">別図3-1～別図3-3 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">別図4 保安管理組織</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

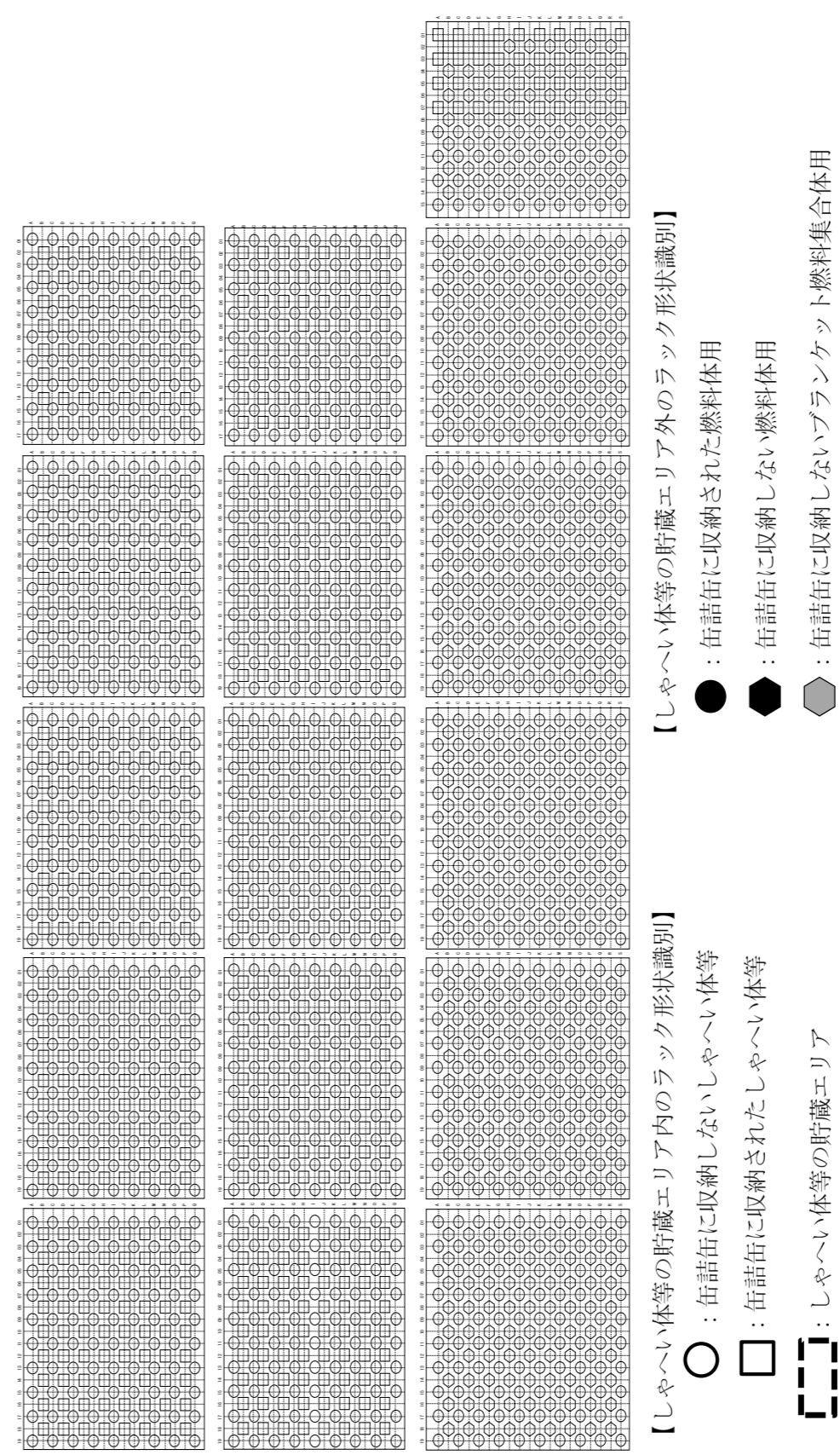
改正前	改正後	備考
<p>別図63-1</p> <p>条件Aと判断</p> <p>A.2の完了時間以内にA.1を達成</p> <p>要求される措置A.1</p> <p>要求される措置A.2</p> <p>要求される措置D.1</p> <p>A.2を完了時間以内に達成できない場合条件Dへ移行する。</p> <p>A.1を完了時間以内に達成できない場合条件Dへ移行する。</p> <p>再度D.1を実施する場合の完了時間の起点</p> <p>D.1を中止し、条件Dへ移行する前の状態として、引き続きA.2を完了時間内に達成させる。</p> <p>要求される措置A.2が達成できた場合（機能Xが確認出来た場合）とは、施設運用上の基準を逸脱していないことが確認できた場合であり、全ての要求される措置を中止し、施設運用上の基準を逸脱する前の状態へ戻すことができる。</p>	<p>(削除)</p>	<p>施設運用上の基準の見直しに伴い削除</p>

改正前	改正後	備考
<p>別図63-2</p> <p>条件A発生 (機能Xが確認できない場合) 完了時間 (3日間)</p> <p>条件C (機能X及び機能Yが確認できない場合) 条件Cの完了時間 (1時間)</p> <p>条件B発生 (機能Yが確認できない場合) 完了時間 (8時間)</p> <p>条件Aの要求される措置実施中に条件Bが発生した場合、条件Cへ移行する。</p> <p>条件Cの完了時間以内に機能Yが確認できた場合、条件Aへ移行する。この場合の条件Aの完了時間の起点は、条件Cへ移行する前に条件Aであると最初に判断した時点である。</p> <p>本図は、条件Cへ移行後、条件Cの完了時間以内に機能Yが確認できたため、条件Aへ再度移行する場合を示す。</p>	<p>(削除)</p>	<p>施設運用上の基準の見直しに伴い削除</p>
<p>別図63-3</p> <p>条件A発生 条件Aの完了時間 (3日間)</p> <p>条件Aの完了時間以内に要求される措置が達成できなければ条件Dへ移行する。</p> <p>条件Cの実質的な完了時間 条件Cの完了時間 (1時間)</p> <p>条件B発生 完了時間 (8時間)</p> <p>条件Aの完了時間以内に機能Xが確認できれば、条件Bの本来の完了時間に戻る。</p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>

改正前	改正後	備考
<div data-bbox="362 443 1068 1203" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="439 1247 914 1289" data-label="Text"> <p> : 模擬炉心構成要素又は固定吸収体</p> </div> <div data-bbox="362 1877 1068 1911" data-label="Caption"> <p>別図 7 1 - 1 模擬炉心構成要素及び固定吸収体の炉心装荷位置</p> </div>	<div data-bbox="1982 835 2065 869" data-label="Text"> <p><u>(削除)</u></p> </div>	<div data-bbox="2674 835 2908 940" data-label="Text"> <p>第 7 1 条の条文の削除に伴い、別図を削除</p> </div>

改正前	改正後	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>ただし、最大貯蔵体数は538体とする。</p> </div> </div> <p>【ラック形状識別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 缶詰缶に収納された燃料体用(180体貯蔵可) ⬢ : 缶詰缶に収納しない燃料体用(432体貯蔵可) ⬠ : 缶詰缶に収納しないプランケット燃料集合体用(24体貯蔵可) <p>別図7-1の2-1 燃料池における燃料体配置図 <u>(具体的な燃料体の貯蔵場所については機微情報につき公開できません。)</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>第71条の2の条文の削除に伴い、燃料池の配置管理を第72条及び第6章(放射性固体廃棄物の管理)に移行するため削除</p>

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">(新規追加)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p>【ラック形状識別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 缶詰缶に収納された燃料体用(90体貯蔵可) ◐ : 缶詰缶に収納しない燃料体用(432体貯蔵可) ◑ : 缶詰缶に収納しないブランク燃料集合体用(24体貯蔵可) □ : 燃料の貯蔵エリア (燃料以外は貯蔵しない) <p style="text-align: right;">ただし、最大貯蔵体数は538体とする。</p> <p style="text-align: center;">別図7-2-1 燃料池における燃料体配置図 (具体的な燃料体の貯蔵場所については機微情報につき公開できません。)</p>	<p>第71条の2の削除に伴い、燃料池における燃料の管理に係る部分を別図7-2-1として新規追加</p>

改正前	改正後	備考
<p>(新規追加)</p> <p>別図81-1～別図93 (省略)</p>	 <p>別図81-1～別図93 (変更なし)</p> <p>【しゃへい体等の貯蔵エリア内のラック形状識別】 ○：缶詰缶に収納しないしゃへい体等 □：缶詰缶に収納されたしゃへい体等 []：しゃへい体等の貯蔵エリア</p> <p>【しゃへい体等の貯蔵エリア外のラック形状識別】 ●：缶詰缶に収納された燃料体用 ◐：缶詰缶に収納しない燃料体用 ◑：缶詰缶に収納しないブランケット燃料集合体用</p> <p>別図75-1 燃料池におけるしゃへい体等配置図 (具体的な燃料体の貯蔵場所については機微情報につき公開できません。)</p>	<p>第71条の2の削除に伴い、燃料池におけるしゃへい体等(放射性固体廃棄物)の管理に係る部分を別図75-1として新規追加</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考										
<p style="text-align: center;">別表10-3 原子炉主任技術者が確認する記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 検査報告書 (1) 第103条に定める検査の報告書</td> </tr> <tr> <td>2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時</td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	1. 検査報告書 (1) 第103条に定める検査の報告書	2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度	3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時	<p style="text-align: center;">別表10-3 廃止措置主任者が確認する記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 検査報告書 (1) 第103条に定める検査の報告書</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係わる記録 (削る) (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	1. 検査報告書 (1) 第103条に定める検査の報告書	(削る)	2. 燃料に係わる記録 (削る) (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (削る)	(削る)	<p>別表118-1の変更箇所と整合を図り、以下の項目の記載を削除 2. 運転記録 3. 燃料に係る記録(1), (4) 4. 運転日誌の記載を削除(以下、通し番号を修正)</p>
記録項目												
1. 検査報告書 (1) 第103条に定める検査の報告書												
2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度												
3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果												
4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時												
記録項目												
1. 検査報告書 (1) 第103条に定める検査の報告書												
(削る)												
2. 燃料に係わる記録 (削る) (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (削る)												
(削る)												

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 </td> </tr> <tr> <td> 6. 放射性廃棄物に係わる記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合、その方法 (4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 </td> </tr> <tr> <td> 7. 保全の結果 (1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (2) 原子炉施設の巡視及びその点検の状況並びにその担当者の氏名 </td> </tr> <tr> <td> 8. 事故報告書 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の措置 </td> </tr> <tr> <td> 9. 保安教育の実施計画 </td> </tr> <tr> <td> 10. 保安教育の実施報告 (1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 </td> </tr> <tr> <td> 11. 管理区域及び保全区域 (1) 管理区域図 (2) 管理区域の設定、解除の状況 (3) 保全区域図 (4) 保全区域の設定、解除の状況 </td> </tr> <tr> <td> 12. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称 </td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	6. 放射性廃棄物に係わる記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合、その方法 (4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	7. 保全の結果 (1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (2) 原子炉施設の巡視及びその点検の状況並びにその担当者の氏名	8. 事故報告書 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の措置	9. 保安教育の実施計画	10. 保安教育の実施報告 (1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	11. 管理区域及び保全区域 (1) 管理区域図 (2) 管理区域の設定、解除の状況 (3) 保全区域図 (4) 保全区域の設定、解除の状況	12. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 3. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 </td> </tr> <tr> <td> 4. 放射性廃棄物に係わる記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合、その方法 (4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 </td> </tr> <tr> <td> 5. 保全の結果 (1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (2) 原子炉施設の巡視の状況及びその担当者の氏名 </td> </tr> <tr> <td> 6. 事故報告書 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の措置 </td> </tr> <tr> <td> 7. 保安教育の実施計画 </td> </tr> <tr> <td> 8. 保安教育の実施報告 (1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 </td> </tr> <tr> <td> 9. 管理区域及び保全区域 (1) 管理区域図 (2) 管理区域の設定、解除の状況 (3) 保全区域図 (4) 保全区域の設定、解除の状況 </td> </tr> <tr> <td> 10. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称 </td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	3. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	4. 放射性廃棄物に係わる記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合、その方法 (4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	5. 保全の結果 (1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (2) 原子炉施設の巡視の状況及びその担当者の氏名	6. 事故報告書 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の措置	7. 保安教育の実施計画	8. 保安教育の実施報告 (1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	9. 管理区域及び保全区域 (1) 管理区域図 (2) 管理区域の設定、解除の状況 (3) 保全区域図 (4) 保全区域の設定、解除の状況	10. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	<p>記載の適正化（通し番号を修正）</p> <p>本文第16条の修正に合わせた記載の適正化</p>
記録項目																				
5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名																				
6. 放射性廃棄物に係わる記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合、その方法 (4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路																				
7. 保全の結果 (1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (2) 原子炉施設の巡視及びその点検の状況並びにその担当者の氏名																				
8. 事故報告書 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の措置																				
9. 保安教育の実施計画																				
10. 保安教育の実施報告 (1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名																				
11. 管理区域及び保全区域 (1) 管理区域図 (2) 管理区域の設定、解除の状況 (3) 保全区域図 (4) 保全区域の設定、解除の状況																				
12. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称																				
記録項目																				
3. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名																				
4. 放射性廃棄物に係わる記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合、その方法 (4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路																				
5. 保全の結果 (1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (2) 原子炉施設の巡視の状況及びその担当者の氏名																				
6. 事故報告書 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の措置																				
7. 保安教育の実施計画																				
8. 保安教育の実施報告 (1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名																				
9. 管理区域及び保全区域 (1) 管理区域図 (2) 管理区域の設定、解除の状況 (3) 保全区域図 (4) 保全区域の設定、解除の状況																				
10. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称																				

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考									
<p style="text-align: center;">別表13 原子炉の状態の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">原子炉の状態</th> <th style="width: 20%;">原子炉モード スイッチの位置</th> <th style="width: 60%;">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温停止</td> <td>「燃料交換」、「停止」又は 「メンテナンス」</td> <td>1次冷却材温度が180℃以上250℃以下</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>「燃料交換」</td> <td>炉心構成要素等取替作業を行うために、原子炉モードスイッチを「燃料交換」にした状態</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	原子炉モード スイッチの位置	状態	低温停止	「燃料交換」、「停止」又は 「メンテナンス」	1次冷却材温度が180℃以上250℃以下	燃料交換	「燃料交換」	炉心構成要素等取替作業を行うために、原子炉モードスイッチを「燃料交換」にした状態	<p>(削除)</p>	<p>燃料体取出し作業完了に伴い、原子炉の状態の定義を削除</p>
原子炉の状態	原子炉モード スイッチの位置	状態									
低温停止	「燃料交換」、「停止」又は 「メンテナンス」	1次冷却材温度が180℃以上250℃以下									
燃料交換	「燃料交換」	炉心構成要素等取替作業を行うために、原子炉モードスイッチを「燃料交換」にした状態									
<p style="text-align: center;">別表15-1 原子炉施設の廃止措置に当たって確保すべき運転員数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1直当たりの人数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5名以上</td> </tr> </table>	1直当たりの人数	5名以上	<p style="text-align: center;">別表15-1 原子炉施設の廃止措置に当たって確保すべき運転員数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1直当たりの人数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4名以上</td> </tr> </table>	1直当たりの人数	4 名以上						
1直当たりの人数											
5名以上											
1直当たりの人数											
4 名以上											
<p style="text-align: center;">別表15-2 中央制御室に確保する運転員数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">常時中央制御室に確保する人数^{*1}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> </table>	常時中央制御室に確保する人数 ^{*1}	2名以上	<p style="text-align: center;">別表15-2 中央制御室に確保する運転員数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">常時中央制御室に確保する人数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> </table>	常時中央制御室に確保する人数	2名以上	<p>燃料体取出し作業完了に伴い、運転操作・監視が必要な範囲が縮小し、異常時の対応操作も4名で対応可能であることを確認したことから、廃止措置第2段階における施設運用管理に必要な人数を変更</p>					
常時中央制御室に確保する人数 ^{*1}											
2名以上											
常時中央制御室に確保する人数											
2名以上											
<p>*1: 1名は、当直長又は当直長補佐とする。残りの1名は中級運転員^{*2}以上とする。</p>											
<p>*2: 中級運転員とは、原子力関係技術業務等の経験年数が2年以上の者でかつそのうち9ヶ月以上のもんじゅの運転若しくは廃止措置経験を有する者、又はこれと同等以上の経験を有すると認められる者をいう。</p>		<p>燃料体取出し作業完了に伴い、早急に対応が必要な操作がなく、中央制御室における状況確認が主な業務である。</p>									
		<p>運転員の力量があれば警報確認の後、速やかな当直長への報告は可能であることから※1,2の記載を削除する。</p>									

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前				改正後				備考
別表16 巡視点検する性能維持施設								
原子炉施設	主な点検設備			主な点検項目				
原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備 2次冷却設備 補助冷却設備 1次及び2次ナトリウム補助設備			<ul style="list-style-type: none"> 各監視計器の指示値が正常であること。 ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 機器の異音、異臭、発熱等がないこと。 			性能維持施設に関係なく、全施設を巡視することから、性能維持施設の記載について削除	
燃料取扱 及び 貯蔵設備	炉外燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備			<ul style="list-style-type: none"> 各監視計器の指示値が正常であること。 ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 水中燃料貯蔵設備に貯蔵した炉心構成要素等に異常がないこと。 機器の異音、異臭、発熱等がないこと。 				(削除)
電源、給排水 及び排気施設	ディーゼル発電機及び所内電源設備 液体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備 換気空調設備			<ul style="list-style-type: none"> 各監視計器の指示値が正常であること。 放射性物質の漏えいがないこと。 機器の異音、異臭、発熱等がないこと。 				
別表24 (省略)								
別表25-1 ナトリウム純度の管理目標値								
項目		管理目標値 (酸素)						
1次冷却材ナトリウム純度		10 ppm 以下						
2次冷却材ナトリウム純度*1		10 ppm 以下						
炉外燃料貯蔵槽冷却材ナトリウム純度		10 ppm 以下						
*1: ナトリウムをドレンした場合は除く								
別表25-2 確認の頻度								
対象	1次冷却材		2次冷却材		炉外燃料貯蔵槽冷却材			
原子炉の状態	燃料 交換	低温 停止	燃料 交換	低温 停止	燃料 交換	低温停止		
						燃処理*2	左記以外	
測定頻度	1回/日	1回/月	1回/月		1回/日		1回/月	
*2: 燃料処理・貯蔵作業期間中で、燃料池内で燃料の配置替えのみを行う場合は除く。								
				別表24 (変更なし)				
				(削除)				廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除
				(削除)				

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考									
<p>別表2 6-1 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 炉外燃料貯蔵槽室、EVST1次オーバーフロータンク室、 EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上ポンプ室、EVST1次 純化系室、EVST1次コールドトラップ室の酸素濃度 </td> <td style="text-align: center;">3%以下*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ナトリウムがドレン又は固化されている場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	炉外燃料貯蔵槽室、EVST1次オーバーフロータンク室、 EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上ポンプ室、EVST1次 純化系室、EVST1次コールドトラップ室の酸素濃度	3%以下*1	(削除)	廃止措置第1段階 では原子炉の安全を 維持しつつ燃料体取 出し作業を実施して いたことから施設運 用上の基準として定 めていたが、燃料体 取出し作業完了に伴 い、施設運用上の基 準から削除					
項目	施設運用上の基準										
炉外燃料貯蔵槽室、EVST1次オーバーフロータンク室、 EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上ポンプ室、EVST1次 純化系室、EVST1次コールドトラップ室の酸素濃度	3%以下*1										
<p>別表2 6-2 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> A. 各部屋の酸素濃度が施設運 用上の基準を満足してい ないと判断した場合 </td> <td style="text-align: center;"> A.1 各部屋の酸素濃度を施設運用上の基準を満 足するよう復旧する。 </td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> B. 条件Aで要求される措置を 完了時間内に達成できな い場合 </td> <td style="text-align: center;"> B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送す る操作を開始する。 </td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 各部屋の酸素濃度が施設運 用上の基準を満足してい ないと判断した場合	A.1 各部屋の酸素濃度を施設運用上の基準を満 足するよう復旧する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を 完了時間内に達成できな い場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送す る操作を開始する。	速やかに	(削除)	同上
条件	要求される措置	完了時間									
A. 各部屋の酸素濃度が施設運 用上の基準を満足してい ないと判断した場合	A.1 各部屋の酸素濃度を施設運用上の基準を満 足するよう復旧する。	速やかに									
B. 条件Aで要求される措置を 完了時間内に達成できな い場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送す る操作を開始する。	速やかに									
<p>別表2 7 対象警報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関連警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 原子炉容器ナトリウム液位低又は高 ナトリウム漏えい*1 排気筒放射能高 エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位*2 燃料池水温高又は炉外燃料貯蔵槽液温高 燃料池水位低又は炉外燃料貯蔵槽液位低 燃取系燃料処理移送系統異常又は燃取系計算機異常 </td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：第3 4条で適用される警報を対象とする。 *2：放射性液体廃棄物の漏えいに関する警報（サンプピットの漏えい、床漏えい、液位異常）を対象とする。</p>	関連警報	原子炉容器ナトリウム液位低又は高 ナトリウム漏えい*1 排気筒放射能高 エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位*2 燃料池水温高又は炉外燃料貯蔵槽液温高 燃料池水位低又は炉外燃料貯蔵槽液位低 燃取系燃料処理移送系統異常又は燃取系計算機異常	(削除)	同上							
関連警報											
原子炉容器ナトリウム液位低又は高 ナトリウム漏えい*1 排気筒放射能高 エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位*2 燃料池水温高又は炉外燃料貯蔵槽液温高 燃料池水位低又は炉外燃料貯蔵槽液位低 燃取系燃料処理移送系統異常又は燃取系計算機異常											

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前		改正後	備考
別表33-1 計測及び制御設備の施設運用上の基準			
項 目	施設運用上の基準		
第1項で定める計測及び制御設備	<p>動作不能でないこと</p> <p>なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。</p>	(削除)	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p>

改正前		改正後		備考
別表33-2 デイゼル発電機起動計装				
機能 1. デイゼル発電機起動論理回路	適用される原子炉の状態	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤンネル・系統数を満足できない場合の措置	定期的な検査
	低温停止 燃料交換	1系統以上	条件 A. 1 系統が動作不能である場合	
		1系統以上	措置 A. 1 当直長は、当該ダイゼル発電機を動作不能とみなす。	頻度 定期事業者検査時
			完了時間 速やかに	担当 電気保全課長
		(削除)		
				廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考																											
<p style="text-align: center;">別表34-2-2 ナトリウムの漏えい監視装置 (2次冷却系設備、2次メンテナンス冷却設備)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設 備</th> <th style="width: 80%;">ナトリウムの漏えい監視装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2次冷却系設備 2次メンテナンス冷却設備</td> <td>(1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ (4)雰囲気温度計 (5)火災感知設備</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表34-2-3 ナトリウムの漏えい監視装置 (炉外燃料貯蔵設備)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設 備</th> <th style="width: 80%;">ナトリウムの漏えい監視装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉外燃料貯蔵設備</td> <td>(1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ (4)火災感知設備 (5)タンク及び容器のナトリウム液面計</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表34-3-1 ナトリウムの漏えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 (1次冷却系設備、1次メンテナンス冷却系設備)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合</td> <td>A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合</td> <td>B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。</td> <td>24時間の範囲で速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合</td> <td>C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C.2 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	ナトリウムの漏えい監視装置	2次冷却系設備 2次メンテナンス冷却設備	(1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ (4)雰囲気温度計 (5)火災感知設備	設 備	ナトリウムの漏えい監視装置	炉外燃料貯蔵設備	(1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ (4)火災感知設備 (5)タンク及び容器のナトリウム液面計	条 件	要求される措置	完了時間	A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに	B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間の範囲で速やかに	B.2 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	速やかに	C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。	24時間	C.2 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	速やかに	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
設 備	ナトリウムの漏えい監視装置																												
2次冷却系設備 2次メンテナンス冷却設備	(1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ (4)雰囲気温度計 (5)火災感知設備																												
設 備	ナトリウムの漏えい監視装置																												
炉外燃料貯蔵設備	(1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ (4)火災感知設備 (5)タンク及び容器のナトリウム液面計																												
条 件	要求される措置	完了時間																											
A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに																											
B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間の範囲で速やかに																											
	B.2 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	速やかに																											
C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。	24時間																											
	C.2 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	速やかに																											
D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに																											

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考															
<p style="text-align: center;">別表34-3-2 ナトリウム漏えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 (2次冷却系設備、2次メンテナンス冷却系設備)</p> <table border="1" data-bbox="189 296 1249 1073"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合</td> <td>A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合</td> <td>B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 及び B.2 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td>24時間の範囲内で速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合</td> <td>C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 及び C.2 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td>24時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに	B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 及び B.2 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲内で速やかに 速やかに	C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 及び C.2 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに	<p>(削除)</p>	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p>
条 件	要求される措置	完了時間															
A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに															
B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 及び B.2 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲内で速やかに 速やかに															
C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 及び C.2 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに															
D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに															
<p>*9：人の立入りが困難な場所等については、ITV等による間接的な方法による監視で巡視に代えることができる。</p>																	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考																										
<p style="text-align: center;">別表34-3-3 ナトリウム漏えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 (炉外燃料貯蔵設備)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合</td> <td>A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合</td> <td>B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 及び B.2 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td style="text-align: center;">24時間の範囲内で速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合</td> <td>C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 及び C.2 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td style="text-align: center;">24時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*10：人の立入りが困難な場所等については、ITV等による間接的な方法による監視で巡視に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">別表38-1 原子炉容器のナトリウム液位及び温度の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">適用されるべき原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">原子炉容器のナトリウム液位</td> <td style="text-align: center;">低温停止</td> <td style="text-align: center;">エマージェンシレベル (EsL) 以上 (NsL-4280mm)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料交換</td> <td style="text-align: center;">通常液位 (NsL) -100mm 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉容器のナトリウム温度</td> <td style="text-align: center;">低温停止 燃料交換</td> <td style="text-align: center;">180℃以上 250℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに	B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 及び B.2 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲内で速やかに 速やかに	C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 及び C.2 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに	項 目	適用されるべき原子炉の状態	施設運用上の基準	原子炉容器のナトリウム液位	低温停止	エマージェンシレベル (EsL) 以上 (NsL-4280mm)	燃料交換	通常液位 (NsL) -100mm 以上	原子炉容器のナトリウム温度	低温停止 燃料交換	180℃以上 250℃以下	<p>(削除)</p>	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに																										
B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 及び B.2 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲内で速やかに 速やかに																										
C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 及び C.2 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに																										
D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに																										
項 目	適用されるべき原子炉の状態	施設運用上の基準																										
原子炉容器のナトリウム液位	低温停止	エマージェンシレベル (EsL) 以上 (NsL-4280mm)																										
	燃料交換	通常液位 (NsL) -100mm 以上																										
原子炉容器のナトリウム温度	低温停止 燃料交換	180℃以上 250℃以下																										

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前			改正後	備考																							
<p>別表38-2 原子炉容器のナトリウム液位の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム液位がEsL未満となった場合</td> <td>A.1 当直長は、1次ナトリウムオーバフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をEsL以上である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム液位がNsL-100mm未満となった場合</td> <td>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は、1次ナトリウムオーバフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をNsL-100mm以上である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.3 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合</td> <td>C.1 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合</td> <td>D.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D.2 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム液位がEsL未満となった場合	A.1 当直長は、1次ナトリウムオーバフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をEsL以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	A.2 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間	B. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム液位がNsL-100mm未満となった場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。	速やかに	B.2 当直長は、1次ナトリウムオーバフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をNsL-100mm以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B.3 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間	C. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合	C.1 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	D. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合	D.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。	速やかに	D.2 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	(削除)	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p>
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム液位がEsL未満となった場合	A.1 当直長は、1次ナトリウムオーバフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をEsL以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
	A.2 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間																									
B. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム液位がNsL-100mm未満となった場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。	速やかに																									
	B.2 当直長は、1次ナトリウムオーバフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をNsL-100mm以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
	B.3 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間																									
C. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合	C.1 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
D. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合	D.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。	速やかに																									
	D.2 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
<p>*1：移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>																											
<p>別表43-1 外部電源の施設運用上の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線以上があること*1</td> </tr> </tbody> </table>			項目	施設運用上の基準	外部電源	非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線以上があること*1	(削除)	同上																			
項目	施設運用上の基準																										
外部電源	非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線以上があること*1																										
<p>*1：送電線事故の瞬停時は施設運用上の基準を適用しない。</p>																											

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考									
<p style="text-align: center;">別表43-2 外部電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、動作不能となっている外部電源系の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 全ての外部電源が動作不能である場合及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合</td> <td>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2：移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 当直長は、動作不能となっている外部電源系の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 全ての外部電源が動作不能である場合及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。	速やかに	<p>(削除)</p>	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p>
条 件	要求される措置	完了時間									
A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 当直長は、動作不能となっている外部電源系の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに									
B. 全ての外部電源が動作不能である場合及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。	速やかに									
<p style="text-align: center;">別表45-1 非常用交流電源の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常用交流電源</td> <td style="text-align: center;">ディーゼル発電機が1基以上動作可能であること*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：予備潤滑運転（ターニング）を行う場合、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項 目	施設運用上の基準	非常用交流電源	ディーゼル発電機が1基以上動作可能であること*1	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>					
項 目	施設運用上の基準										
非常用交流電源	ディーゼル発電機が1基以上動作可能であること*1										
<p style="text-align: center;">別表45-2 非常用交流電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合</td> <td>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2：本条第2項第3号が満足していない場合を含む。 *3：移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。	速やかに	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
条 件	要求される措置	完了時間									
A. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに									
B. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。	速やかに									

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考									
<p style="text-align: center;">別表46-1 ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</td> <td style="text-align: center;">第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機に対し必要量確保されていること*1*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計画的に燃料貯蔵タンクを点検する場合、1日に1回代替手段により燃料油が供給可能な状態であることを条件に、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>*2：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機に対し必要量確保されていること*1*2	(削除)	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p>					
項目	施設運用上の基準										
ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機に対し必要量確保されていること*1*2										
<p style="text-align: center;">別表46-2 ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力が施設運用上の基準を満足しない場合*3</td> <td style="text-align: center;">A.1 施設管理課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力を施設運用上の基準を満足するよう復旧させる。</td> <td style="text-align: center;">48時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td style="text-align: center;">B.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*3：燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力の施設運用上の基準は個別に適用される。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力が施設運用上の基準を満足しない場合*3	A.1 施設管理課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力を施設運用上の基準を満足するよう復旧させる。	48時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	(削除)	同上
条件	要求される措置	完了時間									
A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力が施設運用上の基準を満足しない場合*3	A.1 施設管理課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力を施設運用上の基準を満足するよう復旧させる。	48時間									
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに									

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考									
別表50-2 所内非常用母線の施設運用上の基準を満足しない場合の措置											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線</td> <td>A.1 当直長は、当該母線を復旧する措置を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線 及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合</td> <td>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*²。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2：移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線	A.1 当直長は、当該母線を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線 及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する* ² 。	速やかに	(削除)	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、施設運用上の基準から削除</p>
条 件	要求される措置	完了時間									
A. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線	A.1 当直長は、当該母線を復旧する措置を開始する。	速やかに									
B. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線 及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する* ² 。	速やかに									
別表56-1 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度</td> <td style="text-align: center;">3%以下*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ナトリウムがドレン又は固化されている場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項 目	施設運用上の基準	1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度	3%以下*1	(削除)	同上					
項 目	施設運用上の基準										
1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度	3%以下*1										
別表56-2 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準を満足しない場合の措置											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 各室の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A.1 各室の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 各室の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A.1 各室の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。	速やかに	(削除)	同上
条 件	要求される措置	完了時間									
A. 各室の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A.1 各室の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。	速やかに									
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。	速やかに									

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考																		
<p style="text-align: center;">別表60-1 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵設備</th> <th style="text-align: center;">液温</th> <th style="text-align: center;">液位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">炉外燃料貯蔵槽^{*1}</td> <td style="text-align: center;">300℃以下 (ナトリウム)</td> <td style="text-align: center;">通常液位 (NsL) -250mm 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料池^{*1} (水中燃料貯蔵設備)</td> <td style="text-align: center;">65℃以下 (水)</td> <td style="text-align: center;">通常液位 (NwL) -400mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 燃料を貯蔵していない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	使用済燃料貯蔵設備	液温	液位	炉外燃料貯蔵槽 ^{*1}	300℃以下 (ナトリウム)	通常液位 (NsL) -250mm 以上	燃料池 ^{*1} (水中燃料貯蔵設備)	65℃以下 (水)	通常液位 (NwL) -400mm 以上	<p style="text-align: center;">別表60-1 燃料池の水位及び水温の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">燃料池の水位^{*1}</td> <td style="text-align: center;">通常水位 (NwL) -400mm 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料池の水温^{*1}</td> <td style="text-align: center;">65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 燃料を貯蔵していない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	燃料池の水位 ^{*1}	通常水位 (NwL) -400mm 以上	燃料池の水温 ^{*1}	65℃以下	<p>廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施していたことから施設運用上の基準として定めていたが、燃料体取出し作業完了に伴い、炉外燃料貯蔵槽については施設運用上の基準から削除</p> <p>また、燃料池は燃料が貯蔵された状態であり廃止措置第2段階においても周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスク低減を目的に施設運用上の基準として規定するとともに表現を適正化（「液位・液温」→「水位・水温」、「炉心構成要素等」→「燃料」）</p>			
使用済燃料貯蔵設備	液温	液位																		
炉外燃料貯蔵槽 ^{*1}	300℃以下 (ナトリウム)	通常液位 (NsL) -250mm 以上																		
燃料池 ^{*1} (水中燃料貯蔵設備)	65℃以下 (水)	通常液位 (NwL) -400mm 以上																		
項目	施設運用上の基準																			
燃料池の水位 ^{*1}	通常水位 (NwL) -400mm 以上																			
燃料池の水温 ^{*1}	65℃以下																			
<p style="text-align: center;">別表60-2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A. 炉外燃料貯蔵槽の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合</td> <td style="text-align: center;">A. 1 当直長は、炉外燃料貯蔵槽の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A. 2 燃料環境課長は、炉外燃料貯蔵槽内での炉心構成要素等の移動を一時中止する^{*2}。</td> <td style="text-align: center;">速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B. 燃料池の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合</td> <td style="text-align: center;">B. 1 当直長は、燃料池の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び B. 2 燃料環境課長は、燃料池での炉心構成要素等の移動を一時中止する^{*2}。</td> <td style="text-align: center;">速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 2 : 移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動するものを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 炉外燃料貯蔵槽の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	A. 1 当直長は、炉外燃料貯蔵槽の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A. 2 燃料環境課長は、炉外燃料貯蔵槽内での炉心構成要素等の移動を一時中止する ^{*2} 。	速やかに 速やかに	B. 燃料池の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	B. 1 当直長は、燃料池の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び B. 2 燃料環境課長は、燃料池での炉心構成要素等の移動を一時中止する ^{*2} 。	速やかに 速やかに	<p style="text-align: center;">別表60-2 燃料池の水位及び水温の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A. 燃料池の水位又は水温の施設運用上の基準を満足しない場合</td> <td style="text-align: center;">A. 1 当直長は、燃料池の水位又は水温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A. 2 当直長は、燃料池での燃料の移動を一時中止する^{*2}。</td> <td style="text-align: center;">速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 2 : 移動中の燃料を所定の位置に移動するものを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	(削る)	(削る)	(削る)	A. 燃料池の水位又は水温の施設運用上の基準を満足しない場合	A. 1 当直長は、燃料池の水位又は水温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A. 2 当直長は、燃料池での燃料の移動を一時中止する ^{*2} 。	速やかに 速やかに	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上 別表60-2で定めるA.2の措置については、燃料環境課及び施設管理課が統合後、当直長の管理下で対応することから、燃料環境課長から当直長へ変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 炉外燃料貯蔵槽の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	A. 1 当直長は、炉外燃料貯蔵槽の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A. 2 燃料環境課長は、炉外燃料貯蔵槽内での炉心構成要素等の移動を一時中止する ^{*2} 。	速やかに 速やかに																		
B. 燃料池の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	B. 1 当直長は、燃料池の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び B. 2 燃料環境課長は、燃料池での炉心構成要素等の移動を一時中止する ^{*2} 。	速やかに 速やかに																		
条件	要求される措置	完了時間																		
(削る)	(削る)	(削る)																		
A. 燃料池の水位又は水温の施設運用上の基準を満足しない場合	A. 1 当直長は、燃料池の水位又は水温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A. 2 当直長は、燃料池での燃料の移動を一時中止する ^{*2} 。	速やかに 速やかに																		
別表61 (省略)	別表61 (変更なし)																			

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考															
<p style="text-align: center;">別表6 3 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法</p> <table border="1" data-bbox="92 247 1160 705"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A.1 機能Xの代替機能を確認する。 及び A.2 機能Xを確認する。</td> <td>1時間、その後 8時間に1回 3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>B.1 機能Yを確認する。 又は B.2 酸素濃度を3%以下にする。</td> <td>8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合</td> <td>C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間以内に達成できない場合</td> <td>D.1 ドレン操作を開始する。</td> <td>27時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断された場合に、該当する条件が無い場合は、要求される措置としては27時間以内にドレン操作を開始する。ただし、この要求される措置を実施中に施設運用上の基準が適用される状態ではなくなった場合若しくは、施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 要求される措置A.1とA.2（又は要求される措置B.1とB.2）の完了時間の起点は、いずれも条件A（又は条件B）であると判断した時点（施設運用上の基準を満足していないと判断した時点と同じ）である。また、要求される措置C.1とC.2並びにD.1の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。</p> <p>(3) 条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、要求される措置B.1又はB.2を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D.1の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</p> <p>(4) 要求される措置A.1を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D.1の実施と並行して要求される措置A.1及びA.2を実施し、要求される措置A.1が要求される措置A.2の完了時間である3日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D.1の実施要求は無く条件Dへ移行する前の状態に戻ることができる。その後は、引き続き要求される措置A.2を3日間以内（起点は最初に条件Aであると判断した時点）に達成させる。（別図6 3-1参照）</p> <p>(5) (4)において、要求される措置A.2を3日間以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このときの要求される措置D.1の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。（別図6 3-1参照）</p> <p>(6) 条件A（機能Xが確認できない場合）の要求される措置A.1とA.2を実施中に条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C.2（又はC.1）を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A（又はB）に移行する。このとき再度、条件A（又は条件B）の要求される措置A.1とA.2（又は要求される措置B.1又はB.2）を実施することになるが、完了時点の起点は、最初に条件A（又は条件B）であると判断した時点である。（別図6 3-2参照）</p> <p>(7) 条件A（機能Xが確認できない場合）の要求される措置A.1とA.2を実施中に条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C.2（又はC.1）の完了時間より前に条件Aの完了時間が来るときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A.1とA.2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点を起点とする完了時間となる。また、要求される措置A.1とA.2が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。（別図6 3-3参照）</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 及び A.2 機能Xを確認する。	1時間、その後 8時間に1回 3日間	B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Yを確認する。 又は B.2 酸素濃度を3%以下にする。	8時間 8時間	C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間以内に達成できない場合	D.1 ドレン操作を開始する。	27時間	(削除)	施設運用上の基準の見直しに伴い削除
条件	要求される措置	完了時間															
A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 及び A.2 機能Xを確認する。	1時間、その後 8時間に1回 3日間															
B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Yを確認する。 又は B.2 酸素濃度を3%以下にする。	8時間 8時間															
C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間															
D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間以内に達成できない場合	D.1 ドレン操作を開始する。	27時間															

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考											
<p>別表 7 1 - 1 炉心構成要素等取替作業時の確認項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1. 当直長は下記の事項を確認する。</p> <p>(1) 原子炉容器のナトリウム液位が (通常液位(NsL)-100mm) 以上であること</p> <p>(2) 原子炉容器のナトリウム温度が 180℃以上 250℃以下であること</p> <p>(3) 1次冷却材ナトリウム純度が酸素 10ppm 以下であること</p> <p>(4) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が (通常液位(NsL)-250mm) 以上であること</p> <p>(5) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度が 300℃以下であること</p> <p>(6) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム純度が酸素 10ppm 以下であること</p> <p>(7) 非常用交流電源として、1基以上のディーゼル発電機が動作可能であること</p> <p>(8) 非常用直流電源が1系統以上 (蓄電池及び充電器) が動作可能であること</p> <p>(9) 次の各母線が1系列以上受電していること</p> <p>① 非常用高圧母線</p> <p>② 非常用低圧母線</p> <p>③ 安全系直流母線</p> <p>④ 安全系交流無停電電源母線</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>取替作業前 (1日1回)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2. 燃料環境課長は、炉心構成要素等が炉心構成要素等取替実施計画に定める取替位置にあることを確認する。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>取替の都度</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	<p>1. 当直長は下記の事項を確認する。</p> <p>(1) 原子炉容器のナトリウム液位が (通常液位(NsL)-100mm) 以上であること</p> <p>(2) 原子炉容器のナトリウム温度が 180℃以上 250℃以下であること</p> <p>(3) 1次冷却材ナトリウム純度が酸素 10ppm 以下であること</p> <p>(4) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が (通常液位(NsL)-250mm) 以上であること</p> <p>(5) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度が 300℃以下であること</p> <p>(6) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム純度が酸素 10ppm 以下であること</p> <p>(7) 非常用交流電源として、1基以上のディーゼル発電機が動作可能であること</p> <p>(8) 非常用直流電源が1系統以上 (蓄電池及び充電器) が動作可能であること</p> <p>(9) 次の各母線が1系列以上受電していること</p> <p>① 非常用高圧母線</p> <p>② 非常用低圧母線</p> <p>③ 安全系直流母線</p> <p>④ 安全系交流無停電電源母線</p>	<p>取替作業前 (1日1回)</p>	<p>2. 燃料環境課長は、炉心構成要素等が炉心構成要素等取替実施計画に定める取替位置にあることを確認する。</p>	<p>取替の都度</p>	<p>(削除)</p>	<p>第71条の条文の削除に伴い、別表を削除</p>					
項 目	頻 度												
<p>1. 当直長は下記の事項を確認する。</p> <p>(1) 原子炉容器のナトリウム液位が (通常液位(NsL)-100mm) 以上であること</p> <p>(2) 原子炉容器のナトリウム温度が 180℃以上 250℃以下であること</p> <p>(3) 1次冷却材ナトリウム純度が酸素 10ppm 以下であること</p> <p>(4) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が (通常液位(NsL)-250mm) 以上であること</p> <p>(5) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度が 300℃以下であること</p> <p>(6) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム純度が酸素 10ppm 以下であること</p> <p>(7) 非常用交流電源として、1基以上のディーゼル発電機が動作可能であること</p> <p>(8) 非常用直流電源が1系統以上 (蓄電池及び充電器) が動作可能であること</p> <p>(9) 次の各母線が1系列以上受電していること</p> <p>① 非常用高圧母線</p> <p>② 非常用低圧母線</p> <p>③ 安全系直流母線</p> <p>④ 安全系交流無停電電源母線</p>	<p>取替作業前 (1日1回)</p>												
<p>2. 燃料環境課長は、炉心構成要素等が炉心構成要素等取替実施計画に定める取替位置にあることを確認する。</p>	<p>取替の都度</p>												
<p>別表 7 1 - 2 炉心構成要素等取替作業時の確認項目を確認できない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <p>A. 別表 7 1 - 1 の確認項目 1 が満足しない場合</p> </td> <td> <p>A.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。 及び</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>速やかに</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>A.2 当直長は、別表 7 1 - 1 の確認項目 1 を満足する措置を開始する。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>速やかに</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>B. 別表 7 1 - 1 の確認項目 2 が満足しない場合</p> </td> <td> <p>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替実施計画通りの取替位置にする措置を開始する。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>速やかに</p> </td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	<p>A. 別表 7 1 - 1 の確認項目 1 が満足しない場合</p>	<p>A.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。 及び</p>	<p>速やかに</p>	<p>A.2 当直長は、別表 7 1 - 1 の確認項目 1 を満足する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>B. 別表 7 1 - 1 の確認項目 2 が満足しない場合</p>	<p>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替実施計画通りの取替位置にする措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
条件	要求される措置	完了時間											
<p>A. 別表 7 1 - 1 の確認項目 1 が満足しない場合</p>	<p>A.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。 及び</p>	<p>速やかに</p>											
	<p>A.2 当直長は、別表 7 1 - 1 の確認項目 1 を満足する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>											
<p>B. 別表 7 1 - 1 の確認項目 2 が満足しない場合</p>	<p>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替実施計画通りの取替位置にする措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>											
<p>*1: 移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>													

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考									
<p>別表71の2-1 燃料処理・貯蔵作業時の確認項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1. 当直長は下記の事項を確認する。</p> <p>(1) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が(通常液位(NsL)-250mm)以上であること*1</p> <p>(2) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度が300℃以下であること*1</p> <p>(3) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム純度が酸素10ppm以下であること*1</p> <p>(4) 燃料池の水位が(通常水位(NwL)-400mm)以上であること*2</p> <p>(5) 燃料池の水温が65℃以下であること*2</p> <p>(6) 非常用交流電源として、1基以上のディーゼル発電機が動作可能であること</p> <p>(7) 非常用直流電源が1系統以上(蓄電池及び充電器)が動作可能であること</p> <p>(8) 次の各母線が1系列以上受電していること</p> <p>① 非常用高圧母線</p> <p>② 非常用低圧母線</p> <p>③ 安全系直流母線</p> <p>④ 安全系交流無停電電源母線</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>燃料処理・貯蔵作業前(1日1回)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2. 燃料環境課長は、炉心構成要素等が燃料処理・貯蔵実施計画に定める貯蔵位置にあることを確認する。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>貯蔵の都度</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 燃料池内で炉心構成要素等の配置替えのみを行う場合は適用しない。</p> <p>*2: 炉外燃料貯蔵槽内で炉心構成要素等の配置替えのみを行う場合は適用しない。</p>	項 目	頻 度	<p>1. 当直長は下記の事項を確認する。</p> <p>(1) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が(通常液位(NsL)-250mm)以上であること*1</p> <p>(2) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度が300℃以下であること*1</p> <p>(3) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム純度が酸素10ppm以下であること*1</p> <p>(4) 燃料池の水位が(通常水位(NwL)-400mm)以上であること*2</p> <p>(5) 燃料池の水温が65℃以下であること*2</p> <p>(6) 非常用交流電源として、1基以上のディーゼル発電機が動作可能であること</p> <p>(7) 非常用直流電源が1系統以上(蓄電池及び充電器)が動作可能であること</p> <p>(8) 次の各母線が1系列以上受電していること</p> <p>① 非常用高圧母線</p> <p>② 非常用低圧母線</p> <p>③ 安全系直流母線</p> <p>④ 安全系交流無停電電源母線</p>	<p>燃料処理・貯蔵作業前(1日1回)</p>	<p>2. 燃料環境課長は、炉心構成要素等が燃料処理・貯蔵実施計画に定める貯蔵位置にあることを確認する。</p>	<p>貯蔵の都度</p>	<p>(削除)</p>	<p>第71条の2の条文の削除に伴い、別表を削除</p>			
項 目	頻 度										
<p>1. 当直長は下記の事項を確認する。</p> <p>(1) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が(通常液位(NsL)-250mm)以上であること*1</p> <p>(2) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度が300℃以下であること*1</p> <p>(3) 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム純度が酸素10ppm以下であること*1</p> <p>(4) 燃料池の水位が(通常水位(NwL)-400mm)以上であること*2</p> <p>(5) 燃料池の水温が65℃以下であること*2</p> <p>(6) 非常用交流電源として、1基以上のディーゼル発電機が動作可能であること</p> <p>(7) 非常用直流電源が1系統以上(蓄電池及び充電器)が動作可能であること</p> <p>(8) 次の各母線が1系列以上受電していること</p> <p>① 非常用高圧母線</p> <p>② 非常用低圧母線</p> <p>③ 安全系直流母線</p> <p>④ 安全系交流無停電電源母線</p>	<p>燃料処理・貯蔵作業前(1日1回)</p>										
<p>2. 燃料環境課長は、炉心構成要素等が燃料処理・貯蔵実施計画に定める貯蔵位置にあることを確認する。</p>	<p>貯蔵の都度</p>										
<p>別表71の2-2 燃料処理・貯蔵作業時の確認項目を確認できない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>A. 別表71の2-1の確認項目1が満足しない場合</p> </td> <td> <p>A.1 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業を中止する*1。</p> <p>及び</p> <p>A.2 当直長は、別表71の2-1の確認項目1を満足する措置を開始する。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>速やかに</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>B. 別表71の2-1の確認項目2が満足しない場合</p> </td> <td> <p>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等を燃料処理・貯蔵実施計画に定める貯蔵位置にする措置を開始する。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>速やかに</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	<p>A. 別表71の2-1の確認項目1が満足しない場合</p>	<p>A.1 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業を中止する*1。</p> <p>及び</p> <p>A.2 当直長は、別表71の2-1の確認項目1を満足する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>B. 別表71の2-1の確認項目2が満足しない場合</p>	<p>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等を燃料処理・貯蔵実施計画に定める貯蔵位置にする措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
条 件	要求される措置	完了時間									
<p>A. 別表71の2-1の確認項目1が満足しない場合</p>	<p>A.1 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業を中止する*1。</p> <p>及び</p> <p>A.2 当直長は、別表71の2-1の確認項目1を満足する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>									
<p>B. 別表71の2-1の確認項目2が満足しない場合</p>	<p>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等を燃料処理・貯蔵実施計画に定める貯蔵位置にする措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>									

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考																																																			
<p style="text-align: center;">別表75 放射性固体廃棄物の貯蔵限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">貯蔵限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫</td> <td style="text-align: center;">約23,000本*¹</td> </tr> <tr> <td>燃料池</td> <td style="text-align: center;">約1,200本*²</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵プール</td> <td style="text-align: center;">約1,500m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：200リットルドラム缶換算 *2：使用済制御棒換算</p> <p style="text-align: center;">別表76-1～別表77-2（省略）</p> <p style="text-align: center;">別表78 放出管理用計測器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">台数</th> <th style="width: 40%;">点検・校正頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体用</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">第103条で策定した保全計画による</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td style="text-align: center;">2*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気体用</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td style="text-align: center;">2*¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：内1台は予備とし、必要台数から除く。</p> <p style="text-align: center;">別表80～別表93（省略）</p>	項 目	貯蔵限度	固体廃棄物貯蔵庫	約23,000本* ¹	燃料池	約1,200本* ²	固体廃棄物貯蔵プール	約1,500m ³	分 類	種 類	台数	点検・校正頻度	液体用	試料放射能測定装置	1	第103条で策定した保全計画による	排水モニタ	2* ¹	気体用	試料放射能測定装置	1	排気筒モニタ	2* ¹	<p style="text-align: center;">別表75 放射性固体廃棄物の貯蔵限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">貯蔵限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫</td> <td style="text-align: center;">約23,000本*¹</td> </tr> <tr> <td>燃料池</td> <td style="text-align: center;">約1,400本*²</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵プール</td> <td style="text-align: center;">約1,500m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：200リットルドラム缶換算 *2：使用済制御棒換算</p> <p style="text-align: center;">別表76-1～別表77-2（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">別表78 放出管理用計測器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">担当課長</th> <th style="width: 15%;">台数</th> <th style="width: 40%;">点検・校正頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体用</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td style="text-align: center;">安全管理課長</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">第103条で策定した保全計画による</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td style="text-align: center;">設備保全課長</td> <td style="text-align: center;">2*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気体用</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td style="text-align: center;">安全管理課長</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td style="text-align: center;">設備保全課長</td> <td style="text-align: center;">2*¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：内1台は予備とし、必要台数から除く。</p> <p style="text-align: center;">別表80～別表93（変更なし）</p>	項 目	貯蔵限度	固体廃棄物貯蔵庫	約23,000本* ¹	燃料池	約1,400本* ²	固体廃棄物貯蔵プール	約1,500m ³	分 類	種 類	担当課長	台数	点検・校正頻度	液体用	試料放射能測定装置	安全管理課長	1	第103条で策定した保全計画による	排水モニタ	設備保全課長	2* ¹	気体用	試料放射能測定装置	安全管理課長	1	排気筒モニタ	設備保全課長	2* ¹	<p>第75条第1項第2号において、しゃへい体等を燃料池のしゃへい体等の貯蔵エリアへの保管を規定することに伴う貯蔵限度の見直し</p> <p>所掌の明示</p>
項 目	貯蔵限度																																																				
固体廃棄物貯蔵庫	約23,000本* ¹																																																				
燃料池	約1,200本* ²																																																				
固体廃棄物貯蔵プール	約1,500m ³																																																				
分 類	種 類	台数	点検・校正頻度																																																		
液体用	試料放射能測定装置	1	第103条で策定した保全計画による																																																		
	排水モニタ	2* ¹																																																			
気体用	試料放射能測定装置	1																																																			
	排気筒モニタ	2* ¹																																																			
項 目	貯蔵限度																																																				
固体廃棄物貯蔵庫	約23,000本* ¹																																																				
燃料池	約1,400本* ²																																																				
固体廃棄物貯蔵プール	約1,500m ³																																																				
分 類	種 類	担当課長	台数	点検・校正頻度																																																	
液体用	試料放射能測定装置	安全管理課長	1	第103条で策定した保全計画による																																																	
	排水モニタ	設備保全課長	2* ¹																																																		
気体用	試料放射能測定装置	安全管理課長	1																																																		
	排気筒モニタ	設備保全課長	2* ¹																																																		

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前				改正後					備考
別表94 放射線計測器類				別表94 放射線計測器類					所掌の明示 エリアモニタの性能維持台数変更に伴う変更 廃止措置計画変更認可申請書と整合を図るため、中性子線エリアモニタの性能維持期間に合わせて台数を変更することの注釈を追加
分類	種類	台数	点検・校正頻度	分類	種類	担当課長	台数	点検・校正頻度	
放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	1	第103条で策定した保全計画による	放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理課長	1	第103条で策定した保全計画による	
	体表面モニタ	2			体表面モニタ		2		
	線量当量率測定用サーベイメータ	4			線量当量率測定用サーベイメータ		4		
	汚染測定用サーベイメータ	6			汚染測定用サーベイメータ		6		
	試料放射能測定装置	2			試料放射能測定装置		2		
	中性子サーベイメータ	1			中性子サーベイメータ		1		
	ダストサンプラ	5			ダストサンプラ		5		
	アラームメータ	40			アラームメータ		40		
	積算型線量計測定装置	1			積算型線量計測定装置		1		
固定放射線監視用計測器	ガンマ線エリアモニタ	49		固定放射線監視用計測器	ガンマ線エリアモニタ	設備保全課長	40		
	中性子線エリアモニタ	5			中性子線エリアモニタ		5 ^{*1}		
	モニタリングポスト	4			モニタリングポスト		4		
環境放射能用計測器	モニタリングカー取付モニタ	4		環境放射能用計測器	モニタリングカー取付モニタ	安全管理課長	4		
	試料放射能測定装置	1			試料放射能測定装置		1		
	積算型線量計測定装置	1			積算型線量計測定装置		1		
別表95 (省略)				別表95 (変更なし)					

*1：中性子源集合体が燃料池に保管された以降は2台とする。

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前		改正後		備考		
別表103 維持すべき原子炉施設 (1/5)		* : 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲				
施設区分	設備等の区分	設備(機器)名称	維持機能(詳細)	機器名称*		
建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能 管理区域形成による放射線遮蔽機能	原子炉建物	
		原子炉建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	ナトリウムによるナトリウムコンタクト反応抑制機能 作業雰囲気維持機能	ライナ 気密扉	
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能 管理区域形成による放射線遮蔽機能	原子炉補助建物	
		原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	ナトリウム等によるナトリウムコンタクト反応抑制機能 ディーゼル発電機等の支持機能	ライナ 補助冷却設備空気冷却器 補助冷却設備空気冷却器送風機 接触防止板	
	ディーゼル建物	ディーゼル建物	機器の支持機能	ディーゼル建物	ディーゼル建物	
	タービン建物	タービン建物	補助蒸気ヘッダ等の支持機能	タービン建物	タービン建物	
	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能 管理区域形成による放射線遮蔽機能	メンテナンス・廃棄物処理建物	
	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能 管理区域形成による放射線遮蔽機能	固体廃棄物貯蔵庫	
	事務管理建物(緊急時対策用)	事務管理建物(緊急時対策用)	通信・連絡機能	通信・連絡機能	通信設備	
	原子炉及び炉心	燃料集合体	燃料集合体	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	炉心燃料集合体
原子炉炉内構造物		炉心支持構造物 炉心上部機構	炉心形状の維持機能 炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能 炉心形状の維持機能 不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	炉心支持構造物 炉心上部機構	
反応系制御設備		主炉停止系調整弁	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	主炉停止系調整弁	
		主炉停止系調整弁内管	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	制御弁上設置内管	
後備炉停止弁		炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	後備炉停止弁		
後備炉停止弁内管		ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	制御弁上設置内管		
中性子源集合体		中性子源集合体	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	中性子源集合体	
中性子しゃへい体及びサーベイレイン集合体		中性子しゃへい体及びサーベイレイン集合体	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	中性子しゃへい体 サーベイレイン集合体	
固定電圧体		固定電圧体	炉心形状の維持機能	炉心形状の維持機能	固定電圧体	
原子炉冷却系統施設		原子炉容器	原子炉容器	炉心形状の維持機能 ナトリウムの保持機能	炉心形状の維持機能 ナトリウムの密閉機能	原子炉容器
	原子炉容器		ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	原子炉容器支持構造物	
	しゃへいブラッド	しゃへいブラッド	予熱・保温機能 ナトリウム酸化防止機能	予熱・保温機能 不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	固定ブラッド 移動ブラッド	
		しゃへいブラッド	燃料を安全に取り扱う機能	回転ブラッドの回転機能 炉心からの伝熱・放射線を遮蔽する機能		
	1次冷却系設備	1次冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能 ナトリウムの密閉機能	1次冷却系循環ポンプ 1次冷却系循環ポンプオーバーフローコラム	
		1次冷却系中間熱交換器	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	1次冷却系中間熱交換器	
		1次冷却系配管	放射性物質漏えい防止機能	ナトリウムの密閉機能	1次冷却系配管	
		ガードベッセル	原子炉容器からのナトリウム漏えい時に原子炉内のナトリウム濃度を低下に維持する機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	1次冷却系循環ポンプガードベッセル 原子炉容器ガードベッセル	
		1次冷却系設備	予熱・保温機能	予熱・保温機能	予熱ヒータ	
		2次冷却系設備	2次冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウム温度確認のための循環機能 ナトリウムの密閉機能	2次冷却系循環ポンプ 2次冷却系循環ポンプオーバーフローコラム
補助冷却設備	蒸発器	ナトリウムの保持機能 ナトリウム酸化防止機能	ナトリウムの密閉機能 不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	蒸発器		
	凝縮器	ナトリウムの保持機能 ナトリウム酸化防止機能	ナトリウムの密閉機能 不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	凝縮器		
	ナトリウム・水反応生成物収納設備	ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	蒸発器用圧力開放装置 凝縮器用圧力開放装置 ナトリウム・水反応生成物収納設備配管		
	2次冷却系配管	放射性物質漏えい防止機能	ナトリウムの密閉機能	2次冷却系配管		
	2次冷却系設備	予熱・保温機能	予熱・保温機能	予熱温度計 予熱ヒータ		
	補助冷却設備空気冷却器	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの密閉機能	補助冷却設備空気冷却器		
	補助冷却設備配管	放射性物質漏えい防止機能	ナトリウムの密閉機能	補助冷却設備空気冷却器配管		
	補助冷却設備	予熱・保温機能	予熱・保温機能	補助冷却設備 予熱ヒータ		
	工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く)	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	原子炉格納容器本体 ドレンシューター 機器出入口 エアロック 格納容器貫通部 アニュウスシールド
			外部しゃへい建物及びアニュウス部	放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く)	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	アニュウス部
原子炉格納容器付属施設(非管理区域設置設備)		放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く)	管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	2次系配管貫通部		
貯留槽		ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	原子炉容器からの漏えいナトリウムの貯留機能	ナトリウム貯留槽		
アニュウス循環排気装置		換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びに圧力調整機能を含む。)	換気機能 管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	アニュウス循環排気ファン アニュウス循環排気装置配管 アニュウス循環排気装置微粒子用フィルタユニット		
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	原子炉容器へのナトリウム漏えいを防止する(汲み上げ)機能 ナトリウムの浄化機能 ナトリウムの密閉機能 ナトリウム酸化防止機能	原子炉容器へのナトリウム漏えいを防止する(汲み上げ)機能 ナトリウムの浄化機能 ナトリウムの密閉機能 不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	1次ナトリウムオーバーフロー系オーバーフロータンク 1次ナトリウムオーバーフロー系電磁流石 1次ナトリウムオーバーフロー系配管 1次ナトリウムオーバーフロー系弁 予熱ヒータ	
		1次ナトリウム純化系	ナトリウムの保持機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 ナトリウムの浄化機能	ナトリウムの密閉機能 ナトリウムの浄化機能 1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能	1次ナトリウム純化系エコノマイザ 1次ナトリウム純化系冷却器 1次ナトリウム純化系ポンプ 1次ナトリウム純化系サイリスタ 1次ナトリウム純化系コールドトラップ 1次ナトリウム純化系配管 1次ナトリウム純化系弁 予熱ヒータ	
	1次ナトリウム光増ドレン系	1次ナトリウム光増ドレン系	ナトリウムの保持機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	ナトリウムの密閉機能 ナトリウムドレン機能	1次ナトリウム光増ドレン系ポンプ 1次ナトリウム光増ドレン系放散ボット 1次ナトリウム光増ドレン系配管 予熱ヒータ	
		1次ナトリウム光増ドレン系	放射性物質漏えい防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能) 管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	1次ナトリウム光増ドレン系弁 予熱ヒータ	
	1次ナトリウム光増ドレン系	予熱・保温機能	予熱・保温機能	予熱ヒータ		

(削除)

廃止措置計画第6-1表にて、性能を具体化したため、別表103を削除

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前

改正後

備考

別表103 維持すべき原子炉施設 (3/5)

* : 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲

施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	維持機能	維持機能(詳細)	機器名称*
原子炉補助施設	共通設備	機器冷却設備	機器冷却機能	機器冷却機能	機器冷却設備
		放射線遮蔽	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽設備
	燃料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機器	1次アルゴンガス・サンプリング装置
		機器冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	機器冷却系冷却ポンプ 機器冷却系配管 機器冷却系タンク 機器冷却系電磁ポンプ冷却ユニット 機器冷却系電磁ポンプ冷却ファン
	計測制御系統施設	1次冷却系電磁ポンプモータ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	機器冷却系電磁ポンプモータ冷却ユニット 機器冷却系電磁ポンプモータ冷却ファン
		中性子計装	線源領域系	線源領域系の監視機能	線源領域系中性子計装
	原子炉容器ナトリウム	原子炉容器ナトリウム液面計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	原子炉容器ナトリウム液面計装
		原子炉容器ナトリウム温度計装	原子炉容器ナトリウム温度計装	原子炉容器ナトリウム温度計装	原子炉容器ナトリウム温度計装
		原子炉容器ナトリウム流量計装	原子炉容器ナトリウム流量計装	原子炉容器ナトリウム流量計装	原子炉容器ナトリウム流量計装
		原子炉容器ナトリウム圧力計装	原子炉容器ナトリウム圧力計装	原子炉容器ナトリウム圧力計装	原子炉容器ナトリウム圧力計装
原子炉容器ナトリウム純度計装		原子炉容器ナトリウム純度計装	原子炉容器ナトリウム純度計装	原子炉容器ナトリウム純度計装	
原子炉容器ナトリウム湿度計装		原子炉容器ナトリウム湿度計装	原子炉容器ナトリウム湿度計装	原子炉容器ナトリウム湿度計装	
原子炉容器ナトリウム流量計装		原子炉容器ナトリウム流量計装	原子炉容器ナトリウム流量計装	原子炉容器ナトリウム流量計装	
原子炉容器ナトリウム圧力計装		原子炉容器ナトリウム圧力計装	原子炉容器ナトリウム圧力計装	原子炉容器ナトリウム圧力計装	
原子炉容器ナトリウム純度計装		原子炉容器ナトリウム純度計装	原子炉容器ナトリウム純度計装	原子炉容器ナトリウム純度計装	
原子炉容器ナトリウム湿度計装		原子炉容器ナトリウム湿度計装	原子炉容器ナトリウム湿度計装	原子炉容器ナトリウム湿度計装	
原子炉格納容器系	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	
	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	
	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	
	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	
	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	
	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	
	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	
	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	
	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	
	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	
原子炉格納容器系	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	
	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	
	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	
	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	
	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	
	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	
	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	原子炉格納容器系湿度計装	
	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	原子炉格納容器系流量計装	
	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	原子炉格納容器系圧力計装	
	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	原子炉格納容器系温度計装	
電気設備	送電線	送電線	送電機能	送電線	
	特高開閉所	特高開閉所	電源供給機能	特高開閉所 275kV 送電線用レバー 275kV 母線連絡用レバー	
	主要変圧器	1A起動変圧器	電源供給機能	1A起動変圧器 1A起動変圧器自動レバー用保護継電器 1A起動変圧器警報用保護継電器 起動変圧器用レバー 起動変圧器受電用レバー 起動変圧器受電用レバー自動レバー用保護継電器	
	1B起動変圧器	電源供給機能	1B起動変圧器 1B起動変圧器自動レバー用保護継電器 1B起動変圧器警報用保護継電器 起動変圧器用レバー 起動変圧器受電用レバー 起動変圧器受電用レバー自動レバー用保護継電器		
	予備変圧器	電源供給機能	予備変圧器 予備変圧器自動レバー用保護継電器 予備変圧器警報用保護継電器 予備変圧器用レバー 予備変圧器受電用レバー 予備変圧器受電用レバー自動レバー用保護継電器		
	所内高圧系統	所内高圧系統	電源供給機能	所内高圧系統	
	所内低圧系統	所内低圧系統	電源供給機能	所内低圧系統(ワウセンター) 所内低圧系統(コントロールセンター)	
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動始動機能を除く)	内燃機関	
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	電源供給機能	直流電源装置 無停電電源装置	
	通信設備	通信設備	通信機能	所内通信設備	
非常用照明設備	非常用照明設備	照明機能	非常用照明設備		
タービン及び付属設備	電解給	電解給	電解給機能	電解給	
	補助蒸気ヘッダ	補助蒸気ヘッダ	蒸気供給機能	補助蒸気ヘッダ	
	主蒸気系設備	主蒸気系設備(ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を蒸気発生器に維持するための範囲)	蒸気供給機能	主蒸気系設備配管	
	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	
	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	
	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	
	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	
	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	
	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	
	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	

(削除)

廃止措置計画第6-1表にて、性能を具体化したため、別表103を削除

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前		改正後		備考																																																																																																				
<p>別表103 維持すべき原子炉施設 (5/5)</p> <p>*：詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(種類)名称</th> <th>維持機能</th> <th>維持機能(詳細)</th> <th>機器名称*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発電所補助施設</td> <td rowspan="2">メナナンス冷却系蒸気換気装置</td> <td>メナナンス冷却系蒸気換気装置</td> <td>換気機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能</td> <td>換気機能 窒素雰囲気隔離機能</td> <td>メナナンス冷却系蒸気換気ファン メナナンス冷却系蒸気換気ファン メナナンス冷却系蒸気換気装置空気作動ダンパ</td> </tr> <tr> <td>伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気装置</td> <td>換気機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能</td> <td>換気機能 窒素雰囲気隔離機能</td> <td>伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気ファン 伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気装置空気作動ダンパ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メナナンス・廃棄物処理建物換気装置</td> <td>メナナンス・廃棄物処理建物換気装置</td> <td>換気機能</td> <td>換気機能</td> <td>メナナンス・廃棄物処理建物換気ファン メナナンス・廃棄物処理建物換気ファン メナナンス・廃棄物処理建物換気ファンユニット</td> </tr> <tr> <td>前脚用圧縮空気設備</td> <td>前脚用圧縮空気設備</td> <td>プラント運転補助機能</td> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>前脚用空気圧縮機 制御用空気貯槽 前脚用圧縮空気設備配管</td> </tr> <tr> <td>所内用空気圧縮設備</td> <td>所内用空気圧縮設備</td> <td>プラント運転補助機能</td> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>所内用空気圧縮機 所内用空気貯槽 所内用空気圧縮設備配管</td> </tr> <tr> <td>アルゴンガス供給系設備</td> <td>アルゴンガス供給系設備</td> <td>ナトリウム酸化防止機能</td> <td>アルゴンガス供給機能</td> <td>液体アルゴン貯蔵タンク アルゴンガス供給タンク アルゴンガス供給系設備配管</td> </tr> <tr> <td>窒素ガス供給系設備</td> <td>窒素ガス供給系設備</td> <td>ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能</td> <td>窒素ガス供給機能</td> <td>液体窒素貯蔵タンク 窒素ガス供給タンク 窒素ガス供給系設備配管</td> </tr> <tr> <td>補助蒸気設備</td> <td>補助蒸気設備</td> <td>プラント運転補助機能</td> <td>補助蒸気供給機能</td> <td>補助ボイラ 補助ボイラ給水ポンプ 補助ボイラ給水タンク 補助ボイラ空気予熱器 補助ボイラ排気熱交換機 補助ボイラ煙突 補助蒸気設備配管 補助蒸気設備弁 補助ボイラ燃料噴出ポンプ 補助ボイラ燃料タンク</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>消火設備(火災検知設備/本消火設備/尺離ガス消火設備/消防火設備/可搬式消火器)</td> <td>消火機能</td> <td>消火機能</td> <td>火災検知設備 本消火設備 尺離ガス消火設備 消防火設備 可搬式消火器</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他の施設</td> <td rowspan="2">排水処理設備</td> <td>排水処理設備</td> <td>プラント運転補助機能</td> <td>排水処理機能</td> <td>排水処理設備</td> </tr> <tr> <td>移動式電源車</td> <td>電源供給機能</td> <td>電源供給機能</td> <td>移動式電源車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可燃性ガス設備</td> <td>タンクローリー</td> <td>可燃性ガス貯蔵機能</td> <td>移動式電源車燃料供給機能</td> <td>タンクローリー</td> </tr> <tr> <td>ガスターボローダー</td> <td>可燃性ガス貯蔵機能</td> <td>ガスターボローダー</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">火災対応設備</td> <td>可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、消防水薬剤混合ノズル、消防自動車)</td> <td>大規模火災に対する消火機能</td> <td>消防水機能</td> <td>可搬型ポンプ 放水銃、消防水薬剤混合ノズル 消防自動車</td> </tr> <tr> <td>本脚</td> <td>燃料池の水位確保機能</td> <td>燃料池への給水</td> <td>放射線物質拡散抑制機能</td> </tr> <tr> <td>海水汲み上げ用水中ポンプ</td> <td>可搬型ポンプ運転補助機能</td> <td>海水供給機能</td> <td>海水供給機能</td> </tr> <tr> <td>不整地走行用特殊車両</td> <td>火災対応用設備運搬機能</td> <td>火災対応用設備運搬機能</td> <td>不整地走行用特殊車両</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備</td> <td>2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンク</td> <td>ナトリウムの保持機能</td> <td>ナトリウムの貯蔵機能</td> <td>2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ナトリウム酸化防止機能</td> <td>不活性ガス圧力の正圧保持機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>予熱・保温機能</td> <td>予熱・保温機能</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持機能	維持機能(詳細)	機器名称*	発電所補助施設	メナナンス冷却系蒸気換気装置	メナナンス冷却系蒸気換気装置	換気機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	換気機能 窒素雰囲気隔離機能	メナナンス冷却系蒸気換気ファン メナナンス冷却系蒸気換気ファン メナナンス冷却系蒸気換気装置空気作動ダンパ	伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気装置	換気機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	換気機能 窒素雰囲気隔離機能	伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気ファン 伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気装置空気作動ダンパ	メナナンス・廃棄物処理建物換気装置	メナナンス・廃棄物処理建物換気装置	換気機能	換気機能	メナナンス・廃棄物処理建物換気ファン メナナンス・廃棄物処理建物換気ファン メナナンス・廃棄物処理建物換気ファンユニット	前脚用圧縮空気設備	前脚用圧縮空気設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	前脚用空気圧縮機 制御用空気貯槽 前脚用圧縮空気設備配管	所内用空気圧縮設備	所内用空気圧縮設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	所内用空気圧縮機 所内用空気貯槽 所内用空気圧縮設備配管	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	ナトリウム酸化防止機能	アルゴンガス供給機能	液体アルゴン貯蔵タンク アルゴンガス供給タンク アルゴンガス供給系設備配管	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	窒素ガス供給機能	液体窒素貯蔵タンク 窒素ガス供給タンク 窒素ガス供給系設備配管	補助蒸気設備	補助蒸気設備	プラント運転補助機能	補助蒸気供給機能	補助ボイラ 補助ボイラ給水ポンプ 補助ボイラ給水タンク 補助ボイラ空気予熱器 補助ボイラ排気熱交換機 補助ボイラ煙突 補助蒸気設備配管 補助蒸気設備弁 補助ボイラ燃料噴出ポンプ 補助ボイラ燃料タンク	消火設備	消火設備(火災検知設備/本消火設備/尺離ガス消火設備/消防火設備/可搬式消火器)	消火機能	消火機能	火災検知設備 本消火設備 尺離ガス消火設備 消防火設備 可搬式消火器	その他の施設	排水処理設備	排水処理設備	プラント運転補助機能	排水処理機能	排水処理設備	移動式電源車	電源供給機能	電源供給機能	移動式電源車	可燃性ガス設備	タンクローリー	可燃性ガス貯蔵機能	移動式電源車燃料供給機能	タンクローリー	ガスターボローダー	可燃性ガス貯蔵機能	ガスターボローダー	火災対応設備	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、消防水薬剤混合ノズル、消防自動車)	大規模火災に対する消火機能	消防水機能	可搬型ポンプ 放水銃、消防水薬剤混合ノズル 消防自動車	本脚	燃料池の水位確保機能	燃料池への給水	放射線物質拡散抑制機能	海水汲み上げ用水中ポンプ	可搬型ポンプ運転補助機能	海水供給機能	海水供給機能	不整地走行用特殊車両	火災対応用設備運搬機能	火災対応用設備運搬機能	不整地走行用特殊車両	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンク	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの貯蔵機能	2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンク		ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能				予熱・保温機能	予熱・保温機能		<p>(削除)</p>		<p>廃止措置計画第6-1表にて、性能を具体化したため、別表103を削除</p>
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持機能	維持機能(詳細)	機器名称*																																																																																																			
発電所補助施設	メナナンス冷却系蒸気換気装置	メナナンス冷却系蒸気換気装置	換気機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	換気機能 窒素雰囲気隔離機能	メナナンス冷却系蒸気換気ファン メナナンス冷却系蒸気換気ファン メナナンス冷却系蒸気換気装置空気作動ダンパ																																																																																																			
		伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気装置	換気機能 ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	換気機能 窒素雰囲気隔離機能	伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気ファン 伊外燃料貯蔵槽冷却系蒸気換気装置空気作動ダンパ																																																																																																			
	メナナンス・廃棄物処理建物換気装置	メナナンス・廃棄物処理建物換気装置	換気機能	換気機能	メナナンス・廃棄物処理建物換気ファン メナナンス・廃棄物処理建物換気ファン メナナンス・廃棄物処理建物換気ファンユニット																																																																																																			
		前脚用圧縮空気設備	前脚用圧縮空気設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	前脚用空気圧縮機 制御用空気貯槽 前脚用圧縮空気設備配管																																																																																																		
	所内用空気圧縮設備	所内用空気圧縮設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	所内用空気圧縮機 所内用空気貯槽 所内用空気圧縮設備配管																																																																																																			
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	ナトリウム酸化防止機能	アルゴンガス供給機能	液体アルゴン貯蔵タンク アルゴンガス供給タンク アルゴンガス供給系設備配管																																																																																																			
	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	窒素ガス供給機能	液体窒素貯蔵タンク 窒素ガス供給タンク 窒素ガス供給系設備配管																																																																																																			
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	プラント運転補助機能	補助蒸気供給機能	補助ボイラ 補助ボイラ給水ポンプ 補助ボイラ給水タンク 補助ボイラ空気予熱器 補助ボイラ排気熱交換機 補助ボイラ煙突 補助蒸気設備配管 補助蒸気設備弁 補助ボイラ燃料噴出ポンプ 補助ボイラ燃料タンク																																																																																																			
	消火設備	消火設備(火災検知設備/本消火設備/尺離ガス消火設備/消防火設備/可搬式消火器)	消火機能	消火機能	火災検知設備 本消火設備 尺離ガス消火設備 消防火設備 可搬式消火器																																																																																																			
	その他の施設	排水処理設備	排水処理設備	プラント運転補助機能	排水処理機能	排水処理設備																																																																																																		
移動式電源車			電源供給機能	電源供給機能	移動式電源車																																																																																																			
可燃性ガス設備		タンクローリー	可燃性ガス貯蔵機能	移動式電源車燃料供給機能	タンクローリー																																																																																																			
		ガスターボローダー	可燃性ガス貯蔵機能	ガスターボローダー																																																																																																				
火災対応設備		可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、消防水薬剤混合ノズル、消防自動車)	大規模火災に対する消火機能	消防水機能	可搬型ポンプ 放水銃、消防水薬剤混合ノズル 消防自動車																																																																																																			
		本脚	燃料池の水位確保機能	燃料池への給水	放射線物質拡散抑制機能																																																																																																			
		海水汲み上げ用水中ポンプ	可搬型ポンプ運転補助機能	海水供給機能	海水供給機能																																																																																																			
		不整地走行用特殊車両	火災対応用設備運搬機能	火災対応用設備運搬機能	不整地走行用特殊車両																																																																																																			
2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備		2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンク	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの貯蔵機能	2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンク																																																																																																			
			ナトリウム酸化防止機能	不活性ガス圧力の正圧保持機能																																																																																																				
		予熱・保温機能	予熱・保温機能																																																																																																					
別表106の2～別表113の2 (省略)		別表106の2～別表113の2 (変更なし)																																																																																																						

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

別表116-1 保安教育実施方針 (総括表)

大分類	中分類 (研究開発施設規則第87条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	対象者と教育時間*					
					当直長 当直長補佐	運転員 初級運転員 中級運転員 上級運転員	放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者	燃料取扱作業の業 務に関わる者	運転員以外	事務系所属
入所時に実施する教育	保安教育の内容	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守に関すること*	入所時 (もんじゅ 新規配属時)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉のしくみ	原子炉のしくみ		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		設備概要、主要系統の機能	原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		非常の場合に採るべき処置に関すること	非常の場合に採るべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		品質保証に関すること	品質保証活動に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		関係法令及び保安規定の遵守に関すること	法、省、労働安全衛生規則、電離放射線障害防止規則の関係条項及び法令等の遵守に関すること**		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関すること	管理区域への立ち入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 外部放射線による線量当量及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること	電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること 放射性物質及び核燃料物質の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること 及び放射性物質の廃棄設備の取扱いの方法 定期試験の検出に関すること 異常時対応(中核制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断) 異常時対応(指揮、状況判断)		◎	◎	◎	◎	◎	◎
放射線管理	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	廃止措置工事管理	廃止措置計画に関すること	廃止措置計画に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
放射線管理	放射線測定器の取扱い	放射線測定器の取扱い	放射線測定器の取扱い	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	放射線管理	管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること 線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること 請負会社等の放射線防護に関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	放射線管理に関すること 線量測定に関すること 線量計の検定に関すること 定期試験の検出に関すること 異常時対応(指揮、状況判断) 異常時対応(指揮、状況判断)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
放射線管理	燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常の場合に採るべき処置に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
放射線管理	ナトリウムに関する事	ナトリウムの取扱い	ナトリウムの取扱い	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	品質保証に関すること	品質保証活動に関すること	品質保証活動に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

*1: 各対象者に要求されている教育内容は、対象者となった時点から課せられる。なお、以下のとおり。
 *2: 本教育は、同一科目であつても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合もある。
 *3: この年間で1回以上は、燃料取扱作業員が行う一連の教育の時間であり、上掲はこの教育の時間であり、上掲はこの教育の時間ではない。
 *4: 各科目の内容が重複していることから科目毎の時間の区別は行わない。
 *5: 法令等の遵守は、関係法令及び保安規定の遵守に関することを用いる。

別表116-1 保安教育実施方針 (総括表)

大分類	中分類 (保安教育の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	対象者と教育時間**					
					当直長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者	燃料取扱作業の業 務に関わる者	運転員以外	事務系所属
放射線業務従事者教育	保安教育の内容	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法に関連する法令の概要及び法令等の遵守に関すること*	入所時 (もんじゅ 新規配属時)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉のしくみ	原子炉のしくみ		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		設備概要、主要系統の機能	原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		非常の場合に採るべき処置に関すること	非常の場合に採るべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		品質保証に関すること	品質保証活動に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		関係法令及び保安規定の遵守に関すること	法、省、労働安全衛生規則、電離放射線障害防止規則の関係条項及び法令等の遵守に関すること**		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること 管理区域への立ち入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量率等の測定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること 請負会社等の放射線防護に関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関すること	放射線測定器の取扱い		放射線測定器の取扱い	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理	管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること 線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること 請負会社等の放射線防護に関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		放射線管理に関すること 線量測定に関すること 線量計の検定に関すること 定期試験の検出に関すること 異常時対応(指揮、状況判断) 異常時対応(指揮、状況判断)	◎	◎	◎	◎	◎
放射線管理	燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること	◎	◎	◎	◎	◎		
	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常の場合に採るべき処置に関すること	◎	◎	◎	◎	◎		
放射線管理	ナトリウムに関する事	ナトリウムの取扱い	ナトリウムの取扱い	◎	◎	◎	◎	◎		
	品質保証に関すること	品質保証活動に関すること	品質保証活動に関すること	◎	◎	◎	◎	◎		

*1: 各対象者に要求されている教育内容は、対象者となった時点から課せられる。なお、以下のとおり。
 *2: 本教育は、同一科目であつても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合もある。
 *3: この年間で1回以上は、燃料取扱作業員が行う一連の教育の時間であり、上掲はこの教育の時間であり、上掲はこの教育の時間ではない。
 *4: 各科目の内容が重複していることから科目毎の時間の区別は行わない。
 *5: 法令等の遵守は、関係法令及び保安規定の遵守に関することを用いる。

廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施することから、運転員の対象者区分を設定していた。第2段階では、燃料体取出し作業の完了に伴い運転操作・監視が必要な範囲が縮小すること、中央制御室では状況確認が主な業務となること等を踏まえ、運転員に要求される保安教育の内容を整理した。これに伴い、上級・中級・初級・訓練運転員の区分を廃止し、新たに「運転員」を設定するとともに、当該「運転員」の保安教育の内容を設定する。また、運転員の区分から当直長補佐を削除する。(第15条に基づく必要階層の見直し)

記載の適正化
 「品質保証」→「品質マネジメントシステム」
 「巡視点検」→「巡視」
 「定期試験」→「定期的に実施する試験」
 「異常時対応」→「異常時対応に関すること」
 「燃料の検査、取替、運搬及び貯蔵」→「燃料の運搬及び貯蔵」

別表116-2 保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内容	対象者と教育時間 *1						電離放射線障害防止規則の分類
		当直長 当直長補佐	上級運転員 中級運転員	運転員 初級運転員 訓練運転員	放射線業務 管理設備の業務に 関わる者	燃料取扱作業の 業務に関わる者	運転員以外 運転員以外の 技術系所属員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状 ③管理区域に関する事 ④核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ⑥外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 ⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事	①管理区域の立入及び退去の手順 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
原子炉施設の構造、性能に関する事	①原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に採るべき処置に関する事	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	関係法令

*1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
*2：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事をいう。

総括表中分類との対応	内容	対象者と教育時間 *1						電離放射線障害防止規則の分類
		当直長	運転員	放射線業務 管理設備の業務に 関わる者	燃料取扱作業の 業務に関わる者	運転員以外 技術系所属員	事務系所属員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事	①管理区域に関する事 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
原子炉施設の構造、性能に関する事	①原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に採るべき処置に関する事	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い

*1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
*2：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事をいう。

別表116-2 保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

記載の適正化
「運転員以外の技術系所属員」→「技術系所属員」

廃止措置第1段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施することから、運転員の対象者区分を設定していた。第2段階では、燃料体取出し作業の完了に伴い運転操作・監視が必要な範囲が縮小すること、中央制御室では状況確認が主な業務となること等を踏まえ、運転員に要求される保安教育の内容を整理した。これに伴い、上級・中級・初級・訓練運転員の区分を廃止し、新たに「運転員」を設定するとともに、当該「運転員」の保安教育の内容を設定する。また、運転員の区分から当直長補佐を削除する。
(第15条に基づく必要階層の見直し)

別表 1 1 6 - 3 保安教育実施方針 (運転員)

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ¹⁾				実施頻度及び時間
	小分類 (項目)	細目		当直長 当直長補佐	上級運転員 中級運転員	初級運転員 訓練運転員	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要及び法令等の遵守に関すること ²⁾ 、保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	総則、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要及び法令等の遵守に関すること ²⁾ 、保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎
			廃止措置計画に関すること	◎	◎	◎	◎	◎
			工事の計画及び実施に関すること	◎	◎	◎	◎	◎
			施設運用管理 I	◎	◎	◎	◎	◎
			施設運用管理 II	◎	◎	◎	◎	◎
			施設運用管理 III	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応 (現場機器対応)	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応 (中央制御室内対応)	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応 (指揮、状況判断)	◎	◎	◎	◎	◎
			定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎
核燃料物質及び核燃料物質により汚染された物の取扱に関する こと	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること 燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること 燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎

別表 1 1 7 (省略)

* 1 : 各対象者に要求される教育項目は、対象となった時点から課せられる。
 * 2 : 記載するに当たっては、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
 (上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
 ・各細目の内容が密接にかかわっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
 * 3 : 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守をいう。

改正前

改正後

別表 1 1 6 - 3 保安教育実施方針 (運転員)

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ¹⁾				実施頻度及び時間
	小分類 (項目)	細目		当直長 当直長補佐	上級運転員 中級運転員	初級運転員 訓練運転員	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要及び法令等の遵守に関すること ²⁾ 、保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	総則、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要及び法令等の遵守に関すること ²⁾ 、保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎
			廃止措置計画に関すること	◎	◎	◎	◎	◎
			工事の計画及び実施に関すること	◎	◎	◎	◎	◎
			施設運用管理 I	◎	◎	◎	◎	◎
			施設運用管理 II	◎	◎	◎	◎	◎
			施設運用管理 III	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応 (現場機器対応)	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応 (中央制御室内対応)	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応 (指揮、状況判断)	◎	◎	◎	◎	◎
			定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎
原子炉施設の廃止措置管理に関する こと	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること 燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること 燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料の取替、取替・運搬及び貯蔵	◎	◎	◎	◎	◎

別表 1 1 7 (変更なし)

* 1 : 各対象者に要求される教育項目は、対象となった時点から課せられる。
 * 2 : 記載するに当たっては、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
 (上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
 ・各細目の内容が密接にかかわっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
 * 3 : 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守をいう。

廃止措置第 1 段階では原子炉の安全を維持しつつ燃料体取出し作業を実施することから、運転員の対象者区分を設定していた。第 2 段階では、燃料体取出し作業の完了に伴い運転操作・監視が必要な範囲が縮小すること、中央制御室では状況確認が主な業務となること等を踏まえ、運転員に要求される保安教育の内容を整理した。これに伴い、上級・中級・初級・訓練運転員の区分を廃止し、新たに「運転員」を設定するとともに、当該「運転員」の保安教育の内容を設定する。また、運転員の区分から当直長補佐を削除する。(第 15 条に基づく必要階層の見直し)

記載の適正化
 「巡視点検」→「監視」
 「燃料の検査、取替、運搬及び貯蔵」→「燃料の運搬及び貯蔵」

備考

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前			改正後			備考
別表118-1 保安に関する記録(1) (研究開発段階炉規則第62条に基づく記録) *5			別表118-1 保安に関する記録(1) (研究開発段階炉規則第62条に基づく記録) *4			記載の適正化 (*の通し番号を修正) 燃料体取出し作業完了に伴い、「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」からの要求がなくなることから、(3)~(11)を削除
	記録の頻度	保存期間		記録の頻度	保存期間	
(1) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (第16条、103条関係)	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	(1) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (第16条、103条関係)	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	
(2) 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第103条関係)	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間	(2) 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第103条関係)	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間	
(3) 熱出力	連続*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(削る)	(削る)	(削る)	
(4) 炉心の中性子束密度	連続*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)		(削る)	(削る)	(削る)	
(5) 炉心の温度	連続*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(削る)	(削る)	(削る)	
(6) 冷却材入口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)		(削る)	(削る)	(削る)	
(7) 冷却材出口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(削る)	(削る)	(削る)	
(8) 冷却材圧力	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)		(削る)	(削る)	(削る)	
(9) 冷却材流量	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(削る)	(削る)	(削る)	
(10) 制御棒位置	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)		(削る)	(削る)	(削る)	
(11) 原子炉に使用している冷却材の純度 (第25条関係)	毎日1回*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(削る)	(削る)	(削る)	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前			改正後			備考	
(12)原子炉内における燃料体の配置 (第71条関係)	配置又は配置替えの都度	取出後 10年間	(削る)	(削る)	(削る)	燃料体取出し作業完了に伴い、「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」からの要求がなくなることから、(12)～(21)、(23)～(25)、(28)を削除	
(13)運転開始前の原子炉施設の点検結果	運転開始の都度	1年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(14)運転停止後の原子炉施設の点検結果	運転停止の都度	1年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(15)運転開始日時 (第18条関係)	その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(16)臨界到達日時 (第18条関係)			(削る)				
(17)運転切替日時 (第18条関係)			(削る)				
(18)緊急しゃ断日時 (第18条関係)			(削る)				
(19)運転停止日時 (第18条関係)	その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(20)警報装置から発せられた警報の内容*3	その都度*1 (燃料体が炉心等から取り出されている場合は除く)	1年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(21)運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 (第15, 18条関係)	運転開始及び交代の都度	1年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(22)燃料体(使用済燃料を除く)の種類別の受渡 量 (第68条関係)	受渡しの都度	10年間	(3) 燃料体(使用済燃料を除く)の種類別の受渡 量 (第68条関係)	受渡しの都度	10年間		記載の適正化(通し番号を修正)以下同様
(23)原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後 10年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(24)使用済燃料の種類別の取出量 (第71, 71条の2関係)	取出しの都度	10年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(25)取り出した使用済燃料の燃焼度 (第71条関係)	取出しの都度 又は毎月1回	10年間	(削る)	(削る)	(削る)		
(26)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (第71条の2関係)	配置又は配置替えの都度	5年間	(4) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (第72条関係)	配置又は配置替えの都度	5年間		
(27)使用済燃料の種類別の払出し量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 (第74条関係)	払出しの都度	10年間	(5) 使用済燃料の種類別の払出し量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 (第74条関係)	払出しの都度	10年間		
(28)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前	挿入前	(削る)	(削る)	(削る)		
	取出後	取出後	(削る)	(削る)			

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前			改正後			備考
(29)原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第93条関係)	毎日1回*1	10年間	(6)原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第93条関係)	毎日1回*1	10年間	記載の適正化（通し番号を修正）以下同様 記載の適正化（*の通し番号を修正）以下同様
(30)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第76,77条関係)	1日間の平均濃度 毎日1回 3月間の平均濃度 3ヵ月ごとに1回	10年間	(7)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第76,77条関係)	1日間の平均濃度 毎日1回 3月間の平均濃度 3ヵ月ごとに1回	10年間	
(31)管理区域における外部放射線に係る1週間の線量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第93条関係)	毎週1回	10年間	(8)管理区域における外部放射線に係る1週間の線量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第93条関係)	毎週1回	10年間	
(32)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第89条関係)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *4	(9)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第89条関係)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *3	
(33)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第89条関係)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 (1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間以降に限る。)	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *4	(10)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第89条関係)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 (1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間以降に限る。)	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *3	
(34)放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第113条の2関係)	その都度	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *4	(11)放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第113条の2関係)	その都度	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *3	
(35)放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第88条関係)	その者が当該業務につくとき	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *4	(12)放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第88条関係)	その者が当該業務につくとき	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間 *3	
(36)周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第97条関係)	運搬の都度	1年間	(13)周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第97条関係)	運搬の都度	1年間	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前			改正後			備考
(37) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第75条関係)	保管廃棄の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(14) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第75条関係)	保管廃棄の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	記載の適正化（通し番号を修正）以下同様
(38) 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合には、その方法 (第75条関係)	封入又は固型化の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(15) 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合には、その方法 (第75条関係)	封入又は固型化の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
(39) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 (第92条関係)	防止及び除染の都度	1年間	(16) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 (第92条関係)	防止及び除染の都度	1年間	
(40) 事故の発生及び復旧の日時 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(17) 事故の発生及び復旧の日時 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
(41) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(18) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
(42) 事故の原因 (第119条関係)			(19) 事故の原因 (第119条関係)			
(43) 事故後の措置 (第119条関係)			(20) 事故後の措置 (第119条関係)			
(44) 風向及び風速 (第93条関係)	連続*1	10年間	(21) 風向及び風速 (第93条関係)	連続*1	10年間	
(45) 降雨量 (第93条関係)			(22) 降雨量 (第93条関係)			
(46) 大気温度 (第93条関係)			(23) 大気温度 (第93条関係)			
(47) 保安教育の実施計画 (第116, 117条関係)	策定の都度	3年間	(24) 保安教育の実施計画 (第116, 117条関係)	策定の都度	3年間	
(48) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 (第116, 117条関係)	その都度	3年間	(25) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 (第116, 117条関係)	その都度	3年間	
(49) 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称 (第67条の2及び第67条の3関係)	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	研究開発段階炉規則第62条第7項に定める期間	(26) 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称 (第67条の2及び第67条の3関係)	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	研究開発段階炉規則第62条第7項に定める期間	
*1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障又は消耗品の取替え等により記録不能な期間を除く。			*1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障又は消耗品の取替え等により記録不能な期間を除く。			

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>* 2 : 研究開発段階炉規則第6 2条以外のその他記録については、別表1 1 8 - 3による。</p> <p>* 3 : 「警報装置から発せられた警報」とは、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成2 5年原子力規制委員会規則第1 0号)」第4 6条第1項及び第2項の規定する範囲の警報をいう。</p> <p>* 4 : その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>* 5 : 直接測定することが困難な場合、当該項目を間接的に推定できる記録をもってその事項の記録に代えることができる。</p> <p>* 6 : 中性子束計装が性能維持施設の対象外となった場合、第1 4条の確認記録とする。</p> <p style="text-align: center;">別表1 1 8 - 2～別表1 1 8 - 3 (省略)</p>	<p>* 2 : 研究開発段階炉規則第6 2条以外のその他記録については、別表1 1 8 - 3による。 (削る)</p> <p>* 3 : その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>* 4 : 直接測定することが困難な場合、当該項目を間接的に推定できる記録をもってその事項の記録に代えることができる。 (削る)</p> <p style="text-align: center;">別表1 1 8 - 2～別表1 1 8 - 3 (変更なし)</p>	<p>(20)削除に伴い、 * 3 の記載を削除 (削除に伴う番号の修正)</p> <p>燃料体取出し作業完了に伴い、「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」からの要求がなくなることから、* 6を削除</p>

(空白)

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
制定	・ブランケット燃料の取扱い（運搬、貯蔵等）に伴い制定	平成 3 年 4 月 11 日 3 動燃（安）001	平成 3 年 5 月 13 日 3 安（原規）第 192 号	平成 3 年 5 月 13 日
第 1 次改正	・新燃料（ブランケット及び炉心燃料）の取扱いに伴い変更 ・その他（管理区域の変更、立入制限措置の追加、放射線計測器類の追加）	平成 3 年 10 月 16 日 3 動燃（安）021	平成 3 年 11 月 1 日 3 安（原規）第 473 号	（初装荷用炉心燃料の搬入の日から施行予定であったが、燃料搬入の遅れにより、未施行）
第 2 次改正	・組織改正に伴い変更（総務課長、労務課長から管理課長） ・運転管理専門官の常駐に伴い主任技術者からの報告を追加等	平成 4 年 3 月 16 日 3 動燃（安）041	平成 4 年 3 月 30 日 4 安（原規）第 79 号	平成 4 年 4 月 1 日
第 3 次改正	・組織改正に伴い変更（環境放射能等の測定業務を環境安全課長に移管） ・安全委員会の名称変更等	平成 5 年 3 月 31 日 4 動燃（安）035	平成 5 年 4 月 20 日 5 安（原規）第 66 号	平成 5 年 4 月 20 日
第 4 次改正	・初装荷用炉心燃料の装荷、原子炉運転に伴い変更（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理及び非常時の措置に関する規定の追加）	平成 5 年 9 月 17 日 5 動燃（安）019	平成 5 年 9 月 30 日 5 安（原規）第 272 号	平成 5 年 10 月 13 日
第 5 次改正	・異常発生時における通報連絡を追加	平成 9 年 6 月 30 日 9 動燃（安）021	平成 9 年 7 月 11 日 9 安（原規）第 146 号	平成 9 年 7 月 11 日
第 6 次改正	・事業団法改正に基づく法人名称、組織改正に伴う関連条文及び安全総点検に伴う関連条文の変更	平成 10 年 9 月 16 日 10 動燃（安）027	平成 10 年 9 月 29 日 10 安（原規）第 217 号	平成 10 年 10 月 1 日
第 7 次改正	・保安教育の実施方針、請負会社従業員の教育を規定 ・保安検査制度導入に伴い、保安確保のための担保事項を明確化するとともに、曖昧な表現を具体化、明確化 ・運転制限、運転制限逸脱時の対応時間及び措置を規定 ・品質保証活動について規定	平成 12 年 9 月 29 日 12 サイクル機構（安）023 平成 12 年 12 月 21 日 12 サイクル機構（安）052 で一部補正	平成 12 年 12 月 28 日 12 安（原規）第 174 号	平成 12 年 12 月 28 日
第 8 次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成 13 年 1 月 6 日付けで施行されたことによる見直し ・誤記等の訂正 ・原子炉等規制法の改正（ICRP Pub. 60 の取入れ）に伴う見直し	平成 13 年 3 月 5 日 12 サイクル機構（安）059 平成 13 年 3 月 26 日 12 サイクル機構（安）067 で一部補正	平成 13 年 3 月 30 日 平成 13・03・05 原第 11 号	平成 13 年 4 月 1 日
第 9 次改正	・雇用形態「開発協力員」の導入に伴う見直し ・改革推進グループの廃止に伴う組織改正による見直し ・崩壊熱及び他の残留熱の除去に関する系統の適用除外事項の追加 ・ICRP Pub90 の取り入れに伴う固体廃棄物貯蔵庫の保管管理方法の見直し ・建設段階における使用前検査対象機器の復旧状態確認の規定の追加 ・その他、記載の明確化等による見直し	平成 15 年 1 月 14 日 14 サイクル機構（安）040	平成 15 年 1 月 24 日 平成 15・01・14 原第 11 号	平成 15 年 2 月 1 日
第 10 次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成 15 年 10 月 1 日付けで施行されたことによる見直し ・記載の適正化、具体化、明確化による見直し	平成 15 年 12 月 24 日 15 サイクル機構（安）032 平成 16 年 5 月 25 日 16 サイクル機構（安）012 で一部補正	平成 16 年 6 月 7 日 平成 15・12・24 原第 28 号	平成 16 年 6 月 8 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 11 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本原子力研究開発機構設立に伴う変更 ・保安検査等における検討結果に基づく変更 ・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの変更 	平成 17 年 9 月 14 日 17 サイクル機構 (安) 029	平成 17 年 9 月 26 日 平成 17・09・14 原第 8 号	平成 17 年 10 月 1 日
第 12 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント確認試験開始に伴う見直し ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の、平成 17 年 11 月 22 日付け及び平成 19 年 6 月 15 日付け改正に伴う見直し ・JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の改正に伴う見直し ・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの見直し 	平成 19 年 8 月 3 日 19 原機 (も) 210	平成 19 年 8 月 30 日 平成 19・08・03 原第 26 号	平成 19 年 8 月 31 日
第 13 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 19 年 8 月 9 日公布) に伴う見直し ・実用発電用原子炉施設保安規定の審査について (内規) の追加に準ずる見直し ・モニタリングポストの点検頻度の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 19 年 9 月 28 日 19 原機 (も) 315 平成 19 年 11 月 30 日 19 原機 (も) 461 で一部補正 平成 19 年 11 月 30 日 19 原機 (も) 462	平成 19 年 12 月 13 日 平成 19・09・28 原第 10 号	平成 19 年 12 月 14 日
第 14 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント確認試験実施に伴う原子炉の状態の定義の見直し及び照射された燃料の健全性確認の規定の追加 ・品質保証体制の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 20 年 2 月 22 日 19 原機 (も) 650	平成 20 年 6 月 6 日 平成 20・02・22 原第 8 号	平成 20 年 6 月 7 日
第 15 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 20 年 6 月 20 日公布) に伴う見直し ・反応度測定検査における制限項目の追加 ・制御棒が 1 本スタックとなった場合の要求される措置の見直し ・試験使用期間中の特例を規定 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 20 年 7 月 11 日 20 原機 (も) 223	平成 20 年 8 月 22 日 平成 20・07・11 原第 30 号	平成 20 年 8 月 25 日
第 16 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的総括調整機能並びに品質保証及び危機管理機能の強化に関する見直し ・施設定期検査時に実施する検査及び機能の確認等に代わる建設段階での確認方法を規定 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 20 年 9 月 18 日 20 原機 (も) 421	平成 20 年 10 月 1 日 平成 20・09・18 原第 23 号	平成 20 年 10 月 1 日
第 17 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・検査制度の改正に伴う「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を受け、供用期間中の保守管理及び建設段階における保守管理について、保全活動の充実を図る。 	平成 20 年 10 月 31 日 20 原機 (も) 481 平成 20 年 11 月 28 日 20 原機 (も) 545 で一部補正	平成 20 年 12 月 12 日 平成 20・10・31 原第 36 号	平成 21 年 1 月 1 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 18 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅにおけるマネージメントの強化に関する見直し ・副所長、次長の明確化 ・保安管理専門委員会の設置 ・不適合管理要領の統合及び品質保証計画関連条項の呼出しの整合化 ・敦賀本部の関与の強化に関する見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 1 月 9 日 20 原機 (も) 637 平成 21 年 2 月 24 日 20 原機 (も) 715 で一部補正	平成 21 年 2 月 26 日 平成 21・01・09 原第 32 号	平成 21 年 2 月 27 日
第 19 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・運転条件の設定時期、制御棒操作手順書の作成時期及び反応度測定検査の確認時期の明確化 ・熱的制限値の最高線出力密度を燃料最高温度に変更 ・原子炉起動前に確認する事項の見直し ・ナトリウムの漏えい監視に係る運転上の制限の見直し ・新燃料、照射済燃料、使用済燃料等の定義の明確化 ・「燃料の取替等」を「炉心構成要素等の取替等」に変更 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 7 月 24 日 21 原機 (も) 194 平成 21 年 9 月 8 日 21 原機 (も) 304 で一部補正	平成 21 年 9 月 11 日 平成 21・07・24 原第 9 号	平成 21 年 9 月 18 日
第 20 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉起動前、停止後の措置の性能試験期間中の扱いの明確化 ・試験使用期間中の特例の手続きの見直し ・崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る系統の適用除外の手続きの見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 10 月 30 日 21 原機 (も) 396	平成 22 年 1 月 29 日 平成 21・10・30 原第 24 号	平成 22 年 2 月 1 日
第 21 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・JEAC4111 改定等に伴う品質保証の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 22 年 7 月 16 日 22 原機 (も) 188 平成 22 年 10 月 25 日 22 原機 (も) 493 で一部補正	平成 22 年 11 月 5 日 平成 22・07・21 原第 34 号	平成 22 年 11 月 8 日
第 22 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 23 年 3 月 30 日公布) に伴う見直し ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のうち、運転上の制限の解釈の見直しに準ずる見直し 	平成 23 年 4 月 6 日 23 原機 (も) 007 平成 23 年 4 月 22 日 23 原機 (も) 049 で一部補正	平成 23 年 5 月 6 日 平成 23・04・06 原第 19 号	平成 23 年 5 月 7 日
第 23 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理業務の一元化及び品質保証業務への特化に伴う見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 23 年 6 月 17 日 23 原機 (も) 163 平成 23 年 9 月 7 日 23 原機 (も) 310 で一部補正	平成 23 年 9 月 27 日 平成 23・06・17 原第 11 号	平成 23 年 10 月 1 日
第 24 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全・保安院指示に基づき、事故由来放射性物質の降下物の影響確認を追加 ・原子力規制委員会設置法施行に伴う見直し 	平成 24 年 11 月 19 日 24 原機 (も) 456 平成 25 年 3 月 12 日 24 原機 (も) 710 で一部補正	平成 25 年 3 月 29 日 原管 P 収第 121119001 号	平成 25 年 4 月 8 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 25 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更 敦賀本部を除く機構の組織改編に伴う見直し モニタリングカーの更新に伴う見直し 記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 25 年 10 月 3 日 25 原機 (も) 351 平成 26 年 3 月 19 日 25 原機 (も) 730 で一部補正 平成 26 年 3 月 28 日 25 原機 (も) 749 で一部補正	平成 26 年 4 月 11 日 原規規発第 1404112 号	平成 26 年 4 月 16 日
第 26 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 組織変更に伴う、第 4 条 (保安に関する組織)、第 5 条 (職務) 及びその他組織の変更に伴う関連条文の変更 電源機能等喪失時の体制の整備の所管課長の追加に伴う、第 24 条の 2 (電源機能等喪失時の体制の整備) の変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成 26 年 8 月 4 日 26 原機 (も) 195	平成 26 年 9 月 24 日 原規規発第 1409241 号	平成 26 年 10 月 1 日
第 27 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 27 年 8 月 31 日公布) に伴う、第 89 条 (線量の評価)、第 106 条の 2 (緊急作業従事者の選定)、第 109 条 (非常時対処訓練) 及び第 113 条の 2 (緊急作業従事者の線量管理等) の変更 法人名称の変更に伴う見直し 	平成 28 年 2 月 26 日 27 原機 (も) 568 平成 28 年 3 月 11 日 27 原機 (も) 598 で一部補正	平成 28 年 3 月 31 日 原規規発第 16033129 号	平成 28 年 4 月 1 日
第 28 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 組織改編に伴う変更 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」に基づく変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成 30 年 2 月 9 日 29 原機 (も) 423 平成 30 年 3 月 9 日 29 原機 (も) 471 で一部補正 平成 30 年 3 月 19 日 29 原機 (も) 489 で一部補正	平成 30 年 3 月 28 日 原規規発第 1803269 号	平成 30 年 4 月 1 日
第 29 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の機器レベルでの明確化に伴う変更 設備・機器の保守管理に係る条文の承認プロセス及び責任者の明確化 資機材、標識等の点検及び下部規定との関係に係る変更 事業者自主検査の実施体制の明確化に係る変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成 30 年 6 月 28 日 30 原機 (も) 133 平成 30 年 8 月 8 日 30 原機 (も) 151 で一部補正	平成 30 年 9 月 13 日 原規規発第 1809133 号	平成 30 年 9 月 25 日
第 30 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取出し操作訓練のために必要となる中性子しゃへい体を追記【第 13 条、第 67 条の 6】 今後、缶詰処理を行わないため、缶詰処理に関する記載を削除【第 71 条の 2】 缶詰缶に収納しないブランケット燃料集合体を予備ラックに収納できるように燃料池の配置図を変更【別図 71 の 2-1】 	令和元年 5 月 31 日 令 01 原機 (も) 041	令和元年 7 月 1 日 原規規発第 1907016 号	令和元年 7 月 16 日
第 31 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化【第 103 条の 3】 炉心構成要素の性能維持の管理の明確化【第 103 条、第 73 条の 2 (新規)】 その他、記載の適正化【第 1 条、別図 3-2、別表 3-2、第 14 条、別表 25-2、別表 103 等】 	令和元年 11 月 13 日 令 01 原機 (も) 215	令和元年 12 月 13 日 原規規発第 1912136 号	令和元年 12 月 23 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 32 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 燃料体の地震時に対する構造健全性を確認した模擬燃料体等の装荷位置に、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を装荷することを確認する旨の追記【第 71 条】 模擬炉心構成要素又は固定吸収体装荷位置を示す図の追加【別図 71-1 (新規)】 	令和元年 7 月 22 日 令 01 原機 (も) 093 令和元年 11 月 13 日 令 01 原機 (も) 214 で一部補正	令和 2 年 5 月 29 日 原規規発第 2005295 号	令和 2 年 6 月 12 日
第 33 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第 3 条等) 「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第 1912257 号-2 原子力規制委員会決定)」の内容反映に関する追記(第 3 条) 廃止措置管理に係る変更 (第 10 条及び第 67 条の 5) 管理区域を恒久的に解除とする場合の措置の明確化 (第 81 条) 異常発生における退避対象者の明確化 (第 111 条) その他記載の適正化 	令和 2 年 5 月 11 日 令 02 原機 (も) 048 令和 2 年 8 月 31 日 令 02 原機 (も) 198 で一部補正	令和 2 年 11 月 20 日 原規規発第 2011206 号	令和 2 年 12 月 7 日
第 34 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖原型炉もんじゅの保安管理組織の見直しに伴う変更【第 5 条、別図 4】 記載の適正化 	令和 3 年 1 月 12 日 令 02 原機 (も) 293	令和 3 年 2 月 3 日 原規規発第 2102037 号	令和 3 年 4 月 1 日
第 35 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> もんじゅ施設保全課業務の所管変更【第 107 条】 	令和 3 年 4 月 2 日 令 03 原機 (も) 001	令和 3 年 4 月 21 日 原規規発第 2104213 号	令和 3 年 5 月 17 日
第 36 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更【第 3 条、第 5 条、第 7 条、別表 3-1、別図 3-2、別図 4】 	令和 3 年 11 月 30 日 令 03 原機 (も) 311	令和 4 年 2 月 10 日 原規規発第 22021015 号	令和 4 年 4 月 1 日